JAIST Repository
https://dspace.jaist.ac.jp/

Title	グローバル・ナレッジマネジメント－マネーロンダリング対策の事例研究－
Author(s)	八坂，徳明
Citation	
Issue Date	2018-03
Type	Thesis or Dissertation
Text version	ETD
URL	http://hdl.handle.net/10119/15316
Rights	
Description	Supervisor:伊藤　泰信，知識科学研究科，博士

JAIST
JAPAN
ADVANCED INSTITUTE OF
SCIENCE AND TECHNOLOGY

Japan Advanced Institute of Science and Technology

博　士　論　文

グローバル・ナレッジマネジメント

――マネーロンダリング対策の事例研究――

八坂　徳明

主指導教員　伊藤　泰信

北陸先端科学技術大学院大学

知識科学研究科

平成 30 年 3 月

目次

第１章 序論 1

１.１ 研究の背景 1

１.２ 研究の目的とリサーチ・クエスチョン 3

１.３ 研究の意義 4

１.４ 研究の方法 5

１.５ 論文の構成 5

第２章 先行研究レビュー 7

２.１ はじめに 7

２.２ マネーロンダリングの先行研究 7

２.２.１ マネーロンダリングのプロセス 7

２.２.２ マネーロンダリングの手法 8

２.２.３ 国際的なマネーロンダリング対策に係る基準の動き 9

２.２.４ アンチ・マネーロンダリングプログラム（以下 AML プログラム）の重要性 10

２.２.５ AML プログラム策定の考え方 11

２.２.６ マネーロンダリングに関わる文献レビュー 12

２.３ 国際レジーム論 18

２.３.１ 国際レジーム論 18

２.３.２ オーケストレーション論 21

２.４ ソフト・ロー 23

２.４.１ はじめに 23
２.４.２ 国際社会におけるソフト・ロー理論の変遷 24
２.４.３ 国際社会におけるルールの形成メカニズム 26
２.４.４ グローバルな金融システムにおけるソフト・ローの役割 27
２.５ ナレッジマネジメント 28
２.５.１ はじめに 28
２.５.２ 組織知 29
２.５.３ 知識創造・共有・活用の理論 30
２.５.４ 知識共同体（エピステミック・コミュニティ） 33
２.５.５ 知識の共有 34
２.５.６ 知の４つのレベルにおける知識の細分化 36
２.５.７ ナレッジマネジメントの最近の動向と理解と二項対立 36
２.５.８ 「場」の考え方 38
２.５.９ 知識資産と知のリーダーシップ 39
２.６ おわりに 40
第３章 アンチ・マネーロンダリングレジームにおけるアクターの機能と役割 42
３.１ FATF 42
３.１.１ はじめに 42
３.１.２ FATF 設立背景 42
３.１.３ 40 の勧告の原型 43
３.１.４ FATF の機能の特徴 45
３.２ FATF 類似地域的組織 53

３.２.１ FATF 類似地域的組織（FATF-Style Regional Bodies：FSRBs　の概要）.....53

３.２.２ 水平な「知識」のコミュニケータとしての APG（知識の移転）.....55

３.３ エグモント・グループ.....57

３.３.１ エグモント・グループの概要.....57

３.３.２ エグモント・グループの機能と役割.....57

３.３.３ 垂直な知識のコミュニテーターとしてのエグモント・グループ.....58

３.４ ウォルフスバーグ・グループ.....59

３.４.１ 設立背景と運用形態.....59

３.４.２ 知識のファシリテーターとしてのウォルフスバーグ・グループ.....60

３.５ ACAMS.....62

３.５.１ 設立背景と運用形態.....62

３.５.２ 専門的な個人知の高度化のための「場」としての ACAMS の会議を捉える.....64

３.５.３ FATF と ACAMS のインターアクション.....65

３.６ おわりに.....65

第４章 日本のマネーロンダリング対策.....69

４.１ はじめに.....69

４.２ FATF 対日審査と日本政府の対応.....69

４.２.１ FATF 相互審査の概要と過去の審査結果.....69

４.２.２ 第三次対日相互審査結果.....71

４.２.３ 第三次相互審査結果一覧.....73

４.２.４ FATF 第三次対日審査への日本政府の対応 77

４.２.５ マネーロンダリング対策における日本政府、日本国民の課題（FATF40 の勧告の現地化） 78

４.３ 疑わしい取引報告制度のナレッジマネジメント 81

４.３.１ 疑わしい取引報告制度の概要と仕組み 81

４.３.２ 疑わしい取引報告制度の仕組み 82

４.３.３ 疑わしい取引の判断 83

４.３.４ 疑わしい取引届け出制度の本邦における届出・活用状況 83

４.３.５ 疑わしい取引分析の事例比較 86

４.４ 疑わしい取引報告とナレッジマネジメントの実践 90

４.４.１ 民間金融機関における疑わしい取引報告の対応 90

４.４.２ 疑わしい取引報告におけるデータマイニング手法 90

４.４.３ 疑わしい取引報告書とグローバルナレッジマネジメントの課題 92

４.５ おわりに 93

第５章 ACAMS バーチャル・コミュニティの活動 96

５.１ 初めに 96

５.２ ACAMS の概要 96

５.３ 定量分析 97

５.３.１ インターネットによるバーチャル・コミュニティの概要 97

５.３.２ 分析の目的 98

５.３.３ 分析の対象者と分析方法 98

５.３.４ データの分析 99

５.４ 定性分析 101
５.４.１ バーチャル・コミュニティサンプル調査の概要 101
５.４.２ バーチャル・コミュニティサンプル調査の目的 101
５.４.３ データ分析 101
５.５ おわりに 106
第６章 結論 110
６.１ リサーチ・クエスチョンへの解答（発見事項のまとめ） 110
６.２ リサーチプロセス 110
６.２.１ SRQ の解答 110
６.２.２ MRQ の解答 112
６.３ 理論的含意 113
６.４ 実務的含意 114
６.５ 将来研究への示唆 117
６.５.１ ROLE モデルのあてはめ 117
６.５.２ 本邦金融機関のグローバル・ナレッジマネジメントにおける ROLE モデルの活用 117
６.５.３ 日本政府のマネーロンダリング対策 119
６.５.４ 地球温暖化への ROLE モデルの適用 119
参考文献 121
付録 132
謝辞 138

図 ２.1　マネーロンダリングスキーム 8
図 ２.2　階層化のレベル 16
図 ２.3　エンフォースの分類 25
図 ２.4　選択メカニズム 27
図 ２.5　SECI モデル 32
図 ２.6　知のピラミッド 36
図 ２.7　ナレッジマネジメントの対象の拡張 37
図 ３.1　刊行物の分類１ 48
図 ３.2　刊行物の分類２ 48
図 ３.3　FATF 会議近景 49
図 ３.4　FATF40 の勧告の変遷 51
図 ３.5　FATF のミッション 52
図 ３.6　パラダイムシフト例 53
図 ３.7　APG SWOT 分析 55
図 ３.8　AFT/CFT ネットワークモデル 58
図 ３.9　金融庁パブリックコメント事例 61
図 ３.10　ACAM 会議パンフ 64
図 ３.11　レジームアクター概念図 66
図 ３.12　レジーム概念図 68
図 ４.1　FATF 審査結果 72
図 ４.2　米国相互審査結果 73
図 ４.3　英国第三次相互審査結果 74

図 4.4　本邦第三次相互審査結果 75

図 4.5　主要国の犯罪率推移等 81

図 4.6　本邦における疑わしい取引報告の流れ 82

図 4.7　JAFIC,エグモントグループ事例の比較 87

図 4.8　エグモント・グループ事例 89

図 4.9　アンチ・マネーロンダリング実務の流れ 92

図 4.10　疑わしい取引報告のグローバルな流れ 93

図 4.11　疑わしい取引報告制度をもとにしたグローバルなマネーロンダリング対策の概念図 94

図 5.1　ログイン画面サンプル 98

図 5.2　テーマ別投稿数 99

図 5.3　投稿者地域別 99

図 5.4　投稿者世界分布 100

図 5.5　投稿者属性分布 100

図 5.6　MAXQDA によるコーディング 104

図 5.7　MAXQDA による MAP 図 104

図 5.8　バーチャル・コミュニティにおける知のプロセスイメージ 107

図 6.1　国際協調における ROLE モデル 113

図 6.2　ROLE モデル活用例 116

図 6.3　ROLE モデルスパイラル図 117

表 4-1　FATF 第三次相互審査結果 71

表 4-2　米英日相互審査結果一覧 76

表 4-3　主要先進国犯罪発生率 80

表 4-4　疑わしい取引報告と検挙数 83

表 4-5　マネーロンダリング事案と疑わし取引報告数 84

表 4-6　疑わしい取引報告と犯罪の関連 84

表 4-7　マネロンダリング事案の推移 87

表 5-1　バーチャル・コミュニティ登録者 97

表 5-2　投稿者国別トップ５ 100

表 5-3　コミュニティの比較 108

第１章 序論

１.１ 研究の背景

麻薬密売、人身売買、横領、賄賂といった違法な行為を資金源とするマネーロンダリングへの対策や、2001 年 9 月の米国同時多発テロ事件の発生を受けた、テロ資金供与対策は、国際社会のグローバル化とともに、もはや、国家単位での対策の次元を超え、その規模の大きさ、そして、その不明瞭さ故、人類の英知を挙げて取り組まなければならない課題といっても過言ではない。

マネーロンダリングの金融庁の定義は、「マネーロンダリングとは違法な起源を偽装する目的で、犯罪収益を仮装・隠匿することであり、例えば、麻薬譲渡人が取得した譲渡代金をあたかも正当な商品を譲渡した代金であるかのように装うため売買契約書を作成する行為、あるいは借り入れ金、預かり金等を装ってその旨の書類を作成し、あたかも正当な取引により得た資金であるかのように偽装する行為がその典型」としている[1]。警察庁は、「マネーロンダリング（Money Laundering：資金洗浄）とは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為」としている[2]。

マネーロンダリングの規模を正確に把握することは難しい。IMF（International Monetary Fund:国際通貨基金）は、マネーロンダリングの規模は、世界の GDP の 2-5%を占めるとの見方を示している[3]。UNODC （United National Office on Drugs and Crime:国連薬物犯罪事務所）は、2011 年にマネーロンダリングに関する調査レポートを公表 、2009 年の IMF のデータを参考にしながら、犯罪収益(犯罪によって手に入れた収入)は、世界の GDP の 3.6%（2.3%-5.5%）、US$2.1 兆ドル（円換算で 231 兆円＠110 円）に上ると試算し、更には、GDP の 1.5%は､犯罪移転収益として､その 70%が金融システムを通してのマネーロンダリングであると分析している[4]。

---

[1] http://www.fsa.go.jp/p_fsa/fiu/fiuj/fm001.html,2017/08/06 アクセス。

[2] https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/maneron/manetop.htm ,2017/08/06 アクセス。

[3] https://www.imf.org/en/News/Articles/2015/09/28/04/53/sp021098 ,2017/08/06 アクセス。1998 年 Managing Director Michel Camdessus の FATF 総会での発言。

[4] https://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/Studies/Illicit_financial_flows_2011_web.pdf, 2017/08/06 アクセス。

世界的な経済成長が継続される中、このような行為を放置しておくと、犯罪収益が将来の犯罪活動に使われることを放任することになる。また、犯罪組織が合法的な経済活用に支配力を及ぼす契機となることから、国内的にも国際的にもマネーロンダリング防止は重要な課題となっているとしている。

マネーロンダリングが世界に充満すると様々な悪影響を及ぼす。従って、金融業界は国境を越えてマネーロンダリング防止対策に取り組まなければならない。その根拠は、犯罪及び汚職が増加しても、マネーロンダリングに関する法規制が緩く罰則が厳しくない国は、マネーロンダリングの温床となりやすく関連犯罪が増加するリスクがあること、こうした犯罪に関与する企業が所謂フロント企業として暗躍し、合法的な民間企業、民間セクター、強いては、経済の弱体化をもたらす虞があることである。

更に、マネーロンダリングに加担したことで個々の金融機関が風評リスクを始めとした様々なリスクに晒され、強いては金融セクターの弱体化にもつながる。国家の経済政策運営にも悪影響を与え、脱税等により税収入の減少のみならず、国の経済成長に影響を及ぼす虞もあることである。

こうした、国の単位を越え人類が直面する課題に対して、人類が、英知や知識を結集して立ち向かう、そのナレッジマネジメントの方法論を提供する。それが本稿の試みである。

知識創造理論の先行研究は、企業経営に焦点を当て、持続可能なイノベーション企業の知識創造・共有・活用をテーマとし、組織的知識創造・共有・活用の仕組みを明らかにしてきた。知識創造・共有・活用論においては、知識を企業経営において取扱うための効果的な論理的フレームワークの実践として論じている。これは、知識の本質的な性質を理解しないまま、「ナレッジマネジメント」という言葉が、ビジネスの実践の世界において主に IT に対する重点的投資によって企業運営を効率化することと受け取られてきたことに対するアンチテーゼである。更に、野中・遠山（2010）が強調しているのは、情報や知識を量的に蓄積し、効率的な管理・活用を図っても、それがそのまま企業の創造性向上につながるとは限らないこと、企業の長期的生存・発展のためには、継続的に知識を創造していく能力が不可欠であるということである。

ギデンズ（1999）は「暴走する世界」の中で、グローバリゼーションを「みなが同じ世界に住むようになった」（1999=2001:22）との現状認識を言い表す言葉とし、経済のみならず、政治、経済、文化も標準化していくプロセスとしている。そのプロセスは、単一の現象なのではなく、さまざまなプロセスが重なりあった複合的事象であり、上下方向の力学だけでなく、横断的な力学をもその内に秘めているとし、一国内に、あるいは国境を股にかけて、新しい経済的かつ文化的なゾーンをグローバリゼーションが創成する。そして、こうした変化は、構造的、個別的、歴史的な

諸要因によって引き起こされ、国際金融制度をはじめとする経済的な要因が、その原動力のひとつだとしているとしている。

同様の指摘はサッセン （Sassen 1996=1999）も行っており、グローバリゼーションの過程は、ナショナルな領域を超える空間の出現だけでなく、ナショナルな制度や組織そのものの組み換えと脱ナショナル化を含み、グローバルとナショナルという二項対立そのものが崩れるなかで、国家権力の配分が再編され、越境する新しい世界権力の組織や制度・レジーム（体制）が創り出されるとしている。

地球温暖化や原子力問題、核兵器削減等といった、パブリック・セクター、プライベート・セクター、国レベル、国際レベルの複合的な国際協力体制の中で知の結集が必要な様々な局面が発生している。こうした取り組みをナレッジマネジメントの視座で解き明かさなければならない時代が到来している。

マネーロンダリングの手法は、様々な技術の進歩から、一層巧妙になってきている。経済のグローバル化に伴いマネーロンダリングの規模もますます拡大している。マネーロンダリングに手を染める犯罪者は、既存の商業銀行の決済方法を利用した手法から、プリペイド・カード、インターネット・バンキング、仮想通貨（ビット・コイン）[5]等の新しい決済の仕組みを利用したマネーロンダリングにも触手を伸ばしている。

こうした背景を踏まえ、本論文では、マネーロンダリング対策という社会現象の中で形成された、形態が異なる様々なグローバルな組織が、各々の組織において、いかに知識を創造・共有・活用を試みているかを分析する。

１.２ 研究の目的とリサーチ・クエスチョン

本研究は、グローバル・ナレッジマネジメントの事例として、現在、世界的な取り組みがなされているマネーロンダリング（資金洗浄）対策という社会現象を知識の創造・共有・活用というナレッジマネジメントの枠組みで理解し、説明することを目的とする。そして、国際協調体制における組織的な知識創造・共有・活用を説明する理論的モデルを構築し、知識創造・共有・活用プロセスにおける実務的な問題解決に貢献することを目的とする。

前述のとおり、本論文では、一国限りの対策ではその効果が発揮されず、諸国の連携が必要な事例として、マネーロンダリング（資金洗浄）対策 (以下　同義語としてアンチ・マネーロンダリングを併用) を取り上げる。マネーロンダリングの手法は

[5] ビット・コインは、ブロック・チェーンと呼ばれるＩＴ技術を利用したコインであり、その利用が期待さえるコインであるが、現段階は、投機色が強い、各国の通貨当局の管理化にない、匿名性が残されているといった課題がある。こうした中、ビット・コインの交換所のひとつで、本邦に拠点があったマウントゴックス社の破綻は、記憶に新しい。本邦においては、こうしたいわゆる仮想通貨に対する規制は未整備であり、マネーロンダリング防止の観点から法整備が急がれている（野口 2014）。

年々巧妙になってきており、マネーロンダリングと対峙する各国の政府機関と金融機関等の知識の共有・活用がますます重要となっている状況をとらえ、その社会現象を以下のリサーチ・クエスチョンとして整理する。

MRQ： アンチ・マネーロンダリングの国際協力においてどのような知がいかにマネージされたか？

SRQ1： アンチ・マネーロンダリングの国際協力においてどのような知がいかに創造されたのか？

SRQ2： アンチ・マネーロンダリングの国際協力においてどのような知がいかに共有されたのか？

SRQ3： アンチ・マネーロンダリングの国際協力においてどのような知がいかに活用されたのか？

従来、マネーロンダリング対策は、国単位での対応が可能であった。以上の問いに答えることで、が、金融のボーダレス化に伴い、現在は、組織横断的な対応が求められる環境になってきていること、様々な組織に所属し特定の分野に精通した国境を越える職業的専門家集団が、組織横断的に、知識を創造・共有・活用する過程が存在していることを明らかにする。

１.３　研究の意義

本研究の特色は、グローバル・ナレッジマネジメントと呼ぶことができるグローバルなレベルでのナレッジマネジメントの現象については本論文が最初であることである。

本研究から得られた知見は、他の国際協力体制、例えば地球温暖化や核兵器削減のための国際協力体制における知識創造・共有・活用プロセスの理解と説明に一般化できる。

以上のように、本研究は国際的なアンチ・マネーロンダリング活動を知識創造・共有・活用視点から捉え、国際協力体制の創発と運営における知識と組織の共進化のプロセスと捉えることに特徴がある。

マネーロンダリング対策、およびそれに関する知識創造・共有・活用は、欧米を中心にして展開されたが、その内容は、実務的な観点を主眼としていた。従って、マネーロンダリング対策の解説書は多数あるが、マネーロンダリング対策という社会現象につき、ナレッジマネジメントの視点からの議論は見当たらない。本研究の新規性は、国際社会における、マネーロンダリング対策という社会現象について、「知識」をキーワードで解明することにあり、グローバル・レベルのナレッジマネジメントの研究であることである。

１.４ 研究の方法

研究戦略として事例研究を採用した。事例として現在、世界的な取り組みがなされているマネーロンダリング（資金洗浄）対策という社会現象を取り上げた。分析の対象は、マネーロンダリング対策における国際協調を推進するために設立された政府間会合である金融活動作業部会（Financial Action Task Force on Money Laundering：FATF ）、FATF の下部組織であるアジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ（Asia/Pacific Group on Money Laundering :APG ）、政府機関である資金情報機関[6]（Financial Intelligence Unit：FIU ）の情報交換、研修、専門知識に関する協力等を目的として発足したエグモント・グループ（Egmount Group ）、グローバル展開を目指す民間金融機関で 構成されるウォルフスバーグ・グループ（Wolfsberg Group ）、世界的なマネーロンダリング、およびテロ資金供与対策の専門家を支援するグローバルな協会組織である公認 AML スペシャリスト協会（Association of Certified Anti-Money Laundering Specialist :ACAMS ）など、グローバルな知識の共創・共有を行っている組織である。グローバルにまたがる国際協力の事例研究であることから、上記諸機関のホームページから得られる文書の分析と e-mail インタビューによる e-Research を採用した。

次に、事例として、FATF が実施した第 3 次相互審査結果を踏まえた本邦当局の、マネーロンダリング対策と、警察庁組織にて、本邦のマネーロンダリング対策を担う犯罪収益移転防止対策室（Japan Financial Intelligence Center：JAFIC）における疑わしい取引届け出制度の活用事例を、入手できる一次資料、二次資料やインタビューをもとに考察を行った。

更に、上述の ACAMS を取り上げ、グローバル・ナレッジマネジメントにおける個人知の役割について、アンチ・マネーロンダリングの専門家集団の中でどのように知識が創造・共有・活用されているかを、インターネットを利用したバーチャル・コミュニティの活動を質 的データ分析ソフト MAXQDA を利用して、個別具体的に分析し、検証した。

１.５ 論文の構成

本論文は、以下の 5 章から構成される。

第 1 章序論においては、本研究の目的とリサーチ・クエスチョン、方法、学術的および社会的意義、論文の構成について述べる。

第 2 章文献レビューでは、知識論やアンチ・マネーロンダリングに関する先行研究のレビューを行い、本研究の位置づけを明確にする。

---

[6]金融機関等から届け出られたマネーロンダリング情報を一元的に管理することにより、情報の効果的な処理及び国際的な情報交換の促進等を図ることを目的とする政府機関のこと。日本では警察庁傘下の犯罪収益移転防止対策室（Japan Financial Intelligence Center：JAFIC）をさす。

第 3 章では、知識プロセスの視点から、グローバルなマネーロンダリング対策の社会現象における FATF の役割と機能の分析を行う。

第 4 章では、FATF が実施した第 3 次相互審査結果を踏まえて、本邦当局がマネーロンダリング対策を立法化させるプロセスを捉え、検証を行い、疑わしい取引届け出制度の活用による知識プロセスを検証する。

第 5 章では、事例として、グローバルな協会組織である ACAMS の活動実態を確認し、マネーロンダリング対策の知識がコミュニティでの議論を通じ、進化している過程を分析する。

第 6 章の結論では、リサーチ・クエスチョンに答える形で本論文の発見事項をまとめ、理論的含意としてグローバル・ナレッジマネジメントの理論的モデルを提示するとともに、実務的含意として、アンチ・マネーロンダリング対策の問題への解決策を提示し、最後に将来研究への示唆を論じる。

第２章 先行研究レビュー

２.１ はじめに

本章では、まず、マネーロンダリングに関わる先行研究につきレビューすることとする。国際協調体制の創発と運営のナレッジマネジメントをテーマとして、確認するべき事項は、その国際的な体制・制度であるとの観点から、この体制の体系化を行う。国際的に使用されている用語として、体制はレジームと称され、古くは、アンシャンレジーム、最近国内でも戦後レジームの見直しなどと日常的に使用されている用語である。本章では、ナレッジマネジメントのフレームワークを明確にするために、過去の先行研究をもとに国際協調の基盤となっている「国際レジーム」につき、体系的に整理している。

その上で、「国際レジーム」を形成する要素の中から、規律と知識に着目する。規律については、ソフト・ローの視点から、知識についてはナレッジマネジメントの視点から整理を加える。

２.２ マネーロンダリングの先行研究

２.２.１ マネーロンダリングのプロセス

マネーロンダリングのプロセスは、一般に３つのプロセスに分けることができると言われており①プレースメント②レイヤリング③インテグレーションの３段階がある。

プレースメントとは、不正に入手した資金を金融システムの中に取り込むことで、国内外の金融機関、カジノ、両替商等を通じて行われる。偽名で開設した銀行口座への入金や少額に分割した大量の現金の銀行口座への入金（ストラクチャリング）転売可能な美術品、貴金属等の購入もこのプロセスに含まれる。

次は、レイヤリングと呼ばれる、資金の出所を変えること（重層化）である。現金で入金した口座からの電信送金、現金で入金した口座から、他金融商品への交換（トラベラーズチェック等）、不動産、保険証券購入、合法的な事業への投資、更にはシェル・バンクの利用などである。

最後のインテグレーションは、不法に得た収益を一見合法的にみえる形で、再び経済活動のなかに投入することにある。犯罪で得た資金を海外で現金化したり、証

券化した資金を再び現金に戻す等がある。結果として、こうした過程を経た財産が合法的なものか、非合法はものか識別するのが非常に難しくなることになる。

図 2.1　マネーロンダリングスキーム

出典： United Nations Office on Drugs and Crime,
https://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/Studies/Illicit_financial_flows_2011_web.pdf,
（2017/08/06 アクセス） 訳　筆者

2.2.2 マネーロンダリングの手法

グローバルな金融を営む金融機関は、SWIFT[7]等の国際決済システムを利用した電子資金決済を行っているが、こうした金融機関が、コルレス締結銀行[8]の顧客を十分

[7]ベルギーに本部を置く、金融機関の国際的な取引に関するメッセージ通信のネットワークを提供する組織。SWIFT のネットワークには、世界 200 か国以上、8000 以上の金融機関が参加している。（中島 2009）

[8]各国における資金決済は、各国ごとの決済システムを通じて行われるが、国境を越えた「クロスボーダー取引」は、中央で決済を行う機関が存在しないことから、銀行間で個別にコルレス契約を結んだコルレス銀行で行われる。こうしたコルレス契約に基づく業務全般を「コルレス・バンキング業務という。（中島　2009）

確認せずに行ったコルレス銀行業務、および作成したペイヤブル・スルー口座[9]の利用、機密性が高いことを利用したプライベート・バンキングの悪用等でマネーロンダリングに関与した事例も多数[10]ある。近年は、こうした悪質な手法に対し、マネーロンダリング対策は急速に進みつつある。

２.２.３ 国際的なマネーロンダリング対策に係る基準の動き

国際的なマネーロンダリング対策には、国際機関、準国際機関等が絡んでくるが、ここではその主だったアクターとその取り組みを例示しておく。

①UN（United Nation 国際連合）:1980 年代においては、国際的な問題はもっぱら麻薬問題が中心にて、麻薬密売組織に対する対応が急務であった。こうした中、麻薬密売によるマネーロンダリングの対策を講じたのが国連である。国連は麻薬取締プログラムに基づき国際協定の締結につき行動を開始し、この努力は 1988 年の「麻薬及び向精神薬の不正取引の不正取引の防止に関する国際連合条約」（ウイーン条約）として結実し、169 か国により批准された。但、この条約ではマネーロンダリングという用語は使用されず、現在取り扱われている広範囲なマネーロンダリングの対抗策を講じたものではなかった。国連は、2000 年に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」（パレルモ条約）を採択し、147 か国が承認、82 か国が締結した（日本は未締結。同条約は、FATF が提示している４０の勧告と同様のアプローチを行っており、日本の締結動向が注目される）。

②FATF（Financial Action Task Force 金融活動作業部会）:本稿の主たる研究対象であるマネーロンダリングに関する金融活動作業部会（Financial Action Task Force　:FATF)は 1989 年に、先進国 7 か国（G-7）によって設立され、実質的にマネーロンダリング及びテロ資金供与に対する国際的な取り組みを主導している。1990

---

[9]外国銀行の現地顧客が、銀行の米国コルレス口座を通じて、電信送金や、預金引き出し、当座預金口座維持等の取引を行う際に利用する口座。こうした口座は、顧客名義ではなく、外国銀行の名義で開設されることから、マネーロンダリングの温床になりやすい。（ACAMS　2007）。

[10]国境を跨ぐマネーロンダリング事件としては 1991 年に発生した BCCI（Bank of Credit and Commerce International:国際商業信用銀行）が記憶に残る。パキスタンの金融業者によって英国に設立され、その後ルクセンブルクに本拠地を移したが、主に中東・アジア各国を商圏としていた金融機関が、マネーロンダリング、贈収賄、テロ支援等に関わっていたとして経営破綻に陥ったものである。その他チリの元大統領の隠し資産を扱い米国当局に摘発されたリグズ銀行事件（2004）、マネーロンダリング防止対策の不備が英国当局に指摘され、アビー・ナショナル銀行事件（2004）などがある。本邦では、2014 年のみずほ銀行の反社会的勢力との取引の事件が記憶に新しい。

年に公表された「40 の勧告」は、その後 1996 年に修正を行い、2001 年の米国 9・11 同時多発テロを経て、2003 年に特別勧告を追加、「40+9 の勧告」に修正され更には、2012 年に改訂され改めて「40 の勧告」に集約され、マネーロンダリング及びテロ資金供与の対策の基準として、広く認知されるに至っている。

③バーゼル委員会：1974 年に G-10 の中央銀行総裁によって設立されたバーゼル委員会は、2001 年 10 月に金融機関における適切な顧客管理（Know Your Customer　:KYC）が、銀行の健全性、銀行システムの信頼性を守る上でも重要であるとの認識に基づき、2001 年 10 月に「銀行の顧客管理（Customer Due Diligence for Banks)を公表、その後 2004 年 10 月に「顧客確認における連結ベースのリスク管理（Consolidated KYC Risk Management)」を公表している。

④EU （European Union ヨーロッパ共同体 ）:1991 年 6 月にマネーロンダリングを目的とした金融システムの利用防止に関する EU 第 1 指令（EU First Directive)が EU, 欧州委員会(Council of Europe）により可決された。その後 2001 年に第 2 指令によるマネーロンダリングにおける前提犯罪の範囲を麻薬関連以外に拡大、2005 年第 3 指令にて適用対象者の範囲を拡大、PEP（Politically Exposed Person:重要な公的地位を有する者）の明確化をはかった。

⑤ウォルフスバーグ・グループ:2000 年にプライベート・バンキングにおけるマネーロンダリングのガイドラインを作成するために 12 の国際民間金融機関が集まり、ウォルフスバーグ・グループを設立、その後民間金融機関の立場からマネーロンダリングに係るガイドラインを公表している（現在は 13 金融機関、3 章で詳述）。

２.２.４　アンチ・マネーロンダリングプログラム（以下 AML プログラム）の重要性

AML プログラムとは、マネーロンダリング対策に関連する企業、とりわけ、マネーロンダリング対策を行う企業、金融機関が、マネーロンダリング防止法令規制遵守やリスク管理・軽減などを行うための指針・計画策定、実行及び改善を指すものであり、有友ほか（2007）は、規制当局が金融行政の監督上、社内規定・手続き以上にこの AML プログラムを重視しているとしている。

その背景を金融当局は、

① AML プログラムを関連社内規定・手続同様、単なるマネーロンダリング問題の解決の道具ではなく、企業統治(ガバナンス)の在り方そのものを象徴してい

ること、

② プログラムの策定にあたっては、現状のリスクのみならず、今後予想される法規制などの強化に対してもよく整理、理解したうえで、継続的に同プログラムと規程を遵守していくことが肝要であるとしている。

特に、グローバル・マーケットで活動する金融機関は、規制への取り組みを強める各国金融規制当局に対し、組織単位で新たに責任を再認識し、レポーティングを適正に行うことで、マネーロンダリングを防ぐことが必要であるとしている。

２.２.５ AML プログラム策定の考え方

プログラムを構築するためには、金融機関、顧客、従業員等に課される法規制を理解し、遵守することが必要である。然し、金融機関が、自らの膨大な顧客層をすべて網羅して管理することは実質的には困難との考え方にたち、FATF は、40 の勧告をベースとして「リスク・ベースアプローチ」の採用を金融機関のＡＭＬプログラム策定の徹底を推し進めている。白井・渡邊（2013）は、リスク・ベースアプローチは、リスクに応じた対応を行うものである以上、金融機関がマネーロンダリングに関する「リスク」を適切に把握し、評価できることが前提条件であるとするものの、金融機関に共通した判断基準は存在しないとしている。

白井・渡邊は、マネーロンダリングに関するリスクの基本的な考え方をベースにして、各金融機関が、自社に合わせた評価方法を開発する必要があるとしてリスク・ベースアプローチを

①リスク要素の考え方（具体的にどのような種類があるのか、どのような場合にハイリスクとなるのかを、地理的要素、顧客の職業・業種などの個別のリスク要素に対する基本的な考え方）

②リスク評価の手法（実務において個別のリスク要素を組み合わせて総合的に判断する手法を整えること）

③評価結果の活用（評価結果が具体的なマネーロンダリング対策に適切に反映されていること）

の 3 階層にて整理し、評価結果が具体的なマネーロンダリング対策に適切に反映されていることであるとしている。（白井・渡邊 2013:232-234）

AML プログラムの策定において、核となるのが KYC（Know Your Customer : 顧客をよく知る）プログラムと疑わしい取引届出制度である。

有朋ほか（2007）は､KYC プログラムは､CIP 手続（Customer Identification Procedure、顧客確認手続き）-顧客情報を集め点検する､KYC 手続―通常業務の中で顧客属性を理解する、EDD（エンハンスド・デユーデリジェンス）-顧客属性に基づき異常な活動をチェックすることとしている。

これら手続きを連動させながら、商品、サービス、顧客、販売チャネルにそれぞれの事業部単位ごとに AML 関連リスクを定義し、十分な文書化を行った上で、作成・管理していくことが必要であるとする。

世界の多くの金融当局は、疑わしい報告の届出を金融機関に義務づけている。本邦においては、疑わしい取引の届出制度は、特定業者から届出られた情報をマネーロンダリング犯罪及びその前提犯罪の捜査等に役立てるとともに、特定事業者が提供するサービスが犯罪者に利用されることを防止し、経済活動の健全性とその信頼を確保することを目的とする制度である（JAFIC　年次報告書 2016)としている。こうした疑わしい取引を検知・抽出することを金融機関では一般に取引モニタリングと呼んでおり、グローバルな活動を行う金融機関は、外部ベンダーと組んで、取引モニタリングシステムを構築している。

２.２.６ マネーロンダリングに関わる文献レビュー

3 章以降でメインアクターとして取り上げる FATF（Financial Action Task Force:金融活動作業部会）がアルシュ・サミットの合意に基づき設立された 1989 年以降であることについても述べた。こうした事実を背景に、現在までのアンチ・マネーロンダリング対策の進展に合わせ、学術者の研究がどのように変化してきたか、先行研究をもとに振り替えることとする。

Quillen（1991）は、国際的な脅威となっているマネーロンダリングの脅威に対する欧州の取り組みとして、米国がマネーロンダリング対策にて先行していることを認めつつ、欧州でのマネーロンダリング対策の取り組みは、まずは、欧州域内での国際協定の整備の必要性であることを強調、 Nilsson（1992）は、特に欧州内での条約の批准により国際刑事法の共通の基盤の必要性を説いた。

研究者として一貫して欧州のマネーロンダリング体制の研究に取り組んでいる Gilmore は、1990 代の初頭に、マネーロンダリングは、真にグローバルな問題であり、国際社会のすべてのメンバーが、役割分担を明確化し、効果的にマネーロンダリングと闘うことを主張、特に国際条約の整備、FATF の役割が今後益々重要になってくると予言している（Gilmore　1999）。

また、Sherman（1993）は、FATF の役割及びその重要性に言及した上で、マネーロンダリングは国際的な現象であることから、その対策は可能な限り多くの国々で受け入れられるべきであること、マネーロンダリング対策は、グローバルな経済の自由化に逆行するものではなく、金融セクターの発展を補完すべきものであると主張している。

Zigaris and Castilla は、その論文 Constructing an International Financial Enforcement Sub regime の中で、アンチ・マネーロンダリング体制の開発は継続的に行われているにも拘らず、組織犯罪はその体制整備を上回る速度で膨張し、世界的な金融システムに脅威を与えるとしている。（Zigaris and Castilla 1993）

さらに、体制の確立のためには、国際社会での限られた資源、人材の効率的な活用を提言、FATF、バーゼル委員会、国連、世界銀行、その他補完的な国際機関の活用及び強化と、FATF による地域レベルのマネーロンダリング対策を実施している機関へのサポートの必要性を強調し、世界的な規模で見れば、マネーロンダリング対策は体制の確立と対策の実施段階ではまだまだ初期段階であるとした。

ストレンジ(1998)は、政治経済学者の立場から、当時のマネーロンダリング体制につき詳細な分析を加えている。著書「マッド・マネー」からその論点を整理する。

ストレンジは、1980 年代後半から 1990 年代を振り返り、グローバルな金融システムに影響を与えた変化として以下を掲げた。

① 金融市場の機能と、金融活動における急速な技術革新
② 金融市場規模の拡大
③ 銀行の投資銀行化
④ アジアの興隆、冷戦終焉による国際金融での組織犯罪の増加によるマネーロンダリングの増加、
⑤ 金融市場の監督、規制を行う側である中央銀行間の連携の増加

の５つである。(Strange 1998=2009)

そして、マネーロンダリングは、従来から考えられていた「マネーロンダリング＝薬物取引」のみならず、武器や核物質、不法移民から生じた資金洗浄も無視できないとし、国際金融市場において、組織犯罪によるシステム利用が急激に増大したことを指摘した。

ストレンジは、国際金融システムに、より大きな安定性と安全性を確保するためになにをすべきかとして、対立する２つの思潮（市場における銀行その他の金融面でのアクターたちは十分合意的であり、利用可能な技術情報やリスク評価法は信頼

にたるとの立場と国内の銀行と金融システムを秩序だてるために国家内部で発展し最近まで用いられてきた金融メカニズムを政府間協力として国際レベルで再生産することに信頼をおこうとする立場）を紹介している。

新興市場経済はもちろんのこと、発展したすべての国民経済にあてはまるような単一のモデルは存在しないと前置きして、交渉によって妥協をはかり、異なる各国制度を一つの標準的な制度に統合することができるかどうか、あるいは、アメリカ以外の国が規制形態を徐々に変更し、支配的な制度であるアメリカ型モデルに同化させることができるかどうかであり、もしいずれも実現性がないとすれば、国家介入なしに自己規律を基礎としてシステム運営が可能かどうかということであると論じている。

更にストレンジは、著書タイトルの「マッド・マネー」の本質に踏み込んで、「結局のところ、私たちが今話題にしているのは、言うまでもなく相対的な価値観と社会的問題である（たとえば富の創造を最大化することよりも公平性と安定性の増大を選ぶこと、そして経済成長の量よりも質を重視すること）とし、来るべき新世紀（同著は 1998 年著）に私たちが抱える問題とは、国民国家の伝統的な権威（つまり官僚のこと）は国際的なマッド・マネーを管理する仕事をできず、私たちは新しい種類の政治組織を創案しなければならないが、それがどのように機能するかを未だ想像できないでいる。したがって、たぶんマネーが本当に、今よりもずっと、もっとマッドでバッドになって初めて、経験によって私たちの選好は変化し、政治が変わるだろう」と結んでいる。

金融市場のグローバル化が進展し、その進展に伴い「負の資産」ともいえるマネーロンダリングも手法が巧妙化、組織犯罪の温床の主因となってきたこと、2001 年の米国テロ事件の勃発により、テロの資金源としてのマネーロンダリングに対する対策がアンチ・マネーロンダリングの新たな課題となったことから、AML/CFT（アンチ・マネーロンダリング／テロとの闘い：anti-money laundering/ combating the financing terrorism）が一般に利用される用語となり FATF の 40 の勧告に新たにテロリズムに関する特別勧告（9 勧告）（2003）が追加されることになった。こうして、マネーロンダリング対策は世界的な対応が必要とされる状況まで拡大していった。これに伴い、官民の連携、さらには金融の技術革新に伴う個別具体的な予防策も検討されることとなる。具体的には個別のマネーロンダリング事象への検知手法の開発、民間部門での投資、さらには個別事象ごとのマネロン検知までにいたる評価方法の定着等が進歩することになる。Zdanowiz（2004）はデータマイニングの手法を

生かした検知方法の必要性を強調している。　また、Pellegrina ほか（2008）は「欧州地域における、民間金融機関による予防策の投資について、資金潤沢な大手銀行は即時対応が可能であるが、中小企業にはその投資コスト負担は大きい。従って、リスクに応じた個別対応、いわゆるリスク・ベースアプローチの手法が必要とされ、官と民が連携し、当局規制の実効性を高め、民間の投資コストを最小限に食い止めるリスク評価方法が必要である」とする。

Masciandaro ほか（2008）は、更に費用対効果に着目し、マネーロンダリング対策の国内レベルおよび国際レベルでの全体的な経済実現性のみならず政治的実現性も、需要と供給の観点から考慮すべきだとする。そして、違法行為、組織犯罪、テロ等のマネーロンダリング対策の国際的なルールのガイドラインをデザインするために、その指標となるのは、「情報」と「インセンティブ」の２つの基本用語がミクロ経済、マクロ経済の両方で共進することだと主張している。即ち、金融市場において、当局の様々なカテゴリーが、より広範な情報の非対称性の中にあり、より先進的かつ効果的なマネーロンダリング対策が必要であることである。そして、両方の国レベル、国際レベルでの効果的な規制の定着を設計するための条件は、関連する情報の生成と集合にあるとする。それは当局を経由し、それぞれの国で、個々の利害関係者に適切なインセンティブを提供するという観点で配置されない限り、関連情報の生成と取集が十分なレベルに到達しないということである。マネーロンダリング対策は、潜在的に洗浄された資金がかなり複雑な操作に関与しているすべてのさまざまなレベルで有益でなければならない。インセンティブと互換性の両方の規制の設計により、政治的経済的実現可能性を高めるために費用対効果の分析が将来の課題であるとする。

Reuter ほか（2004）は、ストレンジの主張を基本的に踏襲している。即ち、アンチ・マネーロンダリング体制は、米国主導にて進化し続けるとの考え方である。Reuter は、全世界統一の国際基準を準備するべきであるとしつつも、それは土台無理な話であると切り捨てている。何故なら国々によって制度、物の見方、物事への優先順位が異なるからであり、アンチ・マネーロンダリング体制は、こうした国々の利害関係の妥協の上に成り立っていると主張する。

また、アンチ・マネーロンダリング体制は、過去 30 年間、米国の取り組み無くしては対応できなかったとし、その対応策の 2 つの柱は、防止対策とエンフォースメントであるとする。また、主権国家によりコストとベネフィットが異なる（トレー

ドオフの関係にある）とし、こうした体制の維持は、米国の主導権、リーダーシップがなければ成り立たないとする。

実際、米国当局のアンチ・マネーロンダリングに対する取組姿勢は、他国のそれと比較にならないほど厳しいものであり、特に 2001 年に勃発した同時多発テロに対する迅速な対応（米国愛国法の強化他）によるテロリズムに対峙する姿勢は特筆すべきものである。米国は 1998 年にすでに当局がアンチ・マネーロンダリング方針を公表し、以降国策として明確な指針を継続的に提示している。かかる米国当局の確固たる態度は称賛すべきで、もちろん FATF、バーゼル委員会をはじめとした、世界的なアンチ・マネーロンダリング体制の取り組みは評価しつつも、それらの手法は米国のそれの延長にあるというのが、Reuter 主張の背景にある 。

Tingou（2005） は、アンチ・マネーロンダリング体制を様々なアクター（特定の組織、国際的な金融機関、金融当局、特定、もしくは、オフショアの金融センター、プライベート・セクター等）の相対的なインプット及び相互作用とし、現状のアンチ・マネーロンダリング体制は、組織犯罪、テロ防止への効力は限定的であり、何ら具体的な効果を上げることはできないとしながらも、①現在の公共政策目標に照らして、「公的な」アクションの必要性の言及、②特定およびオフショア金融センターからの競争的な圧力の緩和、③民間金融機関での洗練されたマーケティングテクニックに一定の効果があると結論づけている。

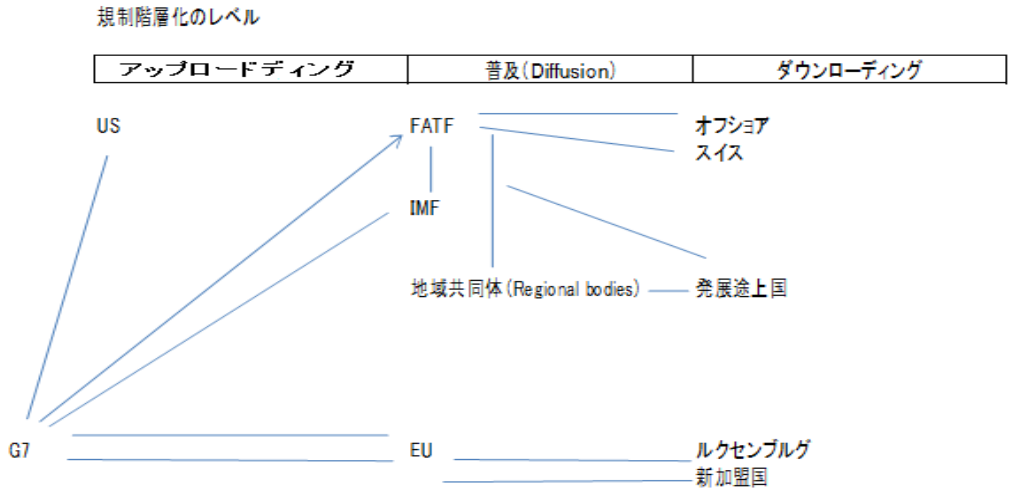

図 2.2　階層化のレベル

出典：Tsingou（2005: 9）

こうしたアンチ・マネーロンダリング体制・レジームに対する研究者の主張を参考にしつつ、Sharman（2011）は、国際秩序における先進国と発展途上国の立場を考慮しながら、研究者と実務家のアプローチの違いを絡め、以下のような独自の考え方を展開している。

Sharman は、アンチ・マネーロンダリング体制の普及の成功の秘訣は、Blacklisting、Socialization、Competition であるとする。Sharman は、Blacklisting が、国際的な金融マーケットの中で、ある国が、ブラックリスト化（FATF により、要注意国として公表された）ことで、レピュテーションによるダメージは計り知れなく、結果として当該国のキャピタルフライト（資金流出）を加速させたことで最も効果があるとしている。次に FATF をもって、相互評価（mutual evaluation)をさせたことで、加盟国間における相互圧力（プレッシャー）を醸成させ、Socialization（社会化）を定着させたとする。更には、各国当局に競争意識を植え付けさせ、金融当局の技術的な対応を含めた体制整備を加速させることに成功したとする。

また Sharman は、アンチ・マネーロンダリング体制の研究につき以下の示唆も提示している。

・実務家は、情報入手に専念し、一方、専門家は、当局動向のみに関心があり、お互いの知識の共有ができていない。国際基準に併せようとして小国が、どれだけ透明性を高めてもあまり意味を持たない。先進国ばかりが、利益を得るような制度設計を行うのは得策ではないとする（世銀や IMF は、後進国における体制の制度改善のために条件付で融資を実行しようとするが、これは先進国の制度を強要しているもの）。

・アンチ・マネーロンダリング体制のメカニズムは、金融当局の各種規制に負うところが大きく、先進国の整備されたアンチ・マネーロンダリング体制は、後進国には効果的な投資対象となる（なぜなら、個別の民間金融機関のリスクは図ることができないから）。ブラックリストへの要注意国の記載は、分散投資の一助となり、結果として FATF への加盟国が増加するという好循環を生み出している。

・Sharman が主張するアンチ・マネーロンダリング体制におけるメカニズムのポイントは Governmentality（統治性）の醸成であるという。Sharman は、Governmentality（統治性）の考え方は、パワーを国家権力の行使とは見做さず、個々の意図された計算から導きだされるものもなく、認知を伴わない方法で、制度そのものに誘導することであり、それは、ソフト・ローへの依存、国々のランク付、評価、金融機関

の格付けなどで誘発されているとする。これは軍事介入や国連安保決議のような実力行使ではなく、会議、日々の委員会、指令（政令等）、個別評価、査定等にて可能ならしめるとしている。

・研究者は、国際政治学の立場から世界平和やパワー(覇権）といった観点に注目しがちで、その実態把握のために実務体験や、文化人類学的見地、監査論の視点、フィールド研究といったアプローチを軽視しがちであるとSharmanは主張する。

こうした中、より実務的な見地から、ノイマン（2017）は、FATFを中心に展開してきた国際金融部門に焦点をあてたマネーロンダリング対策は、テロ資金の流れを特定するのは難しいこと、テロ資金が最近の調査では国際金融システムに入り込んでいないことから、外交、軍事、警察などのオプションを含む幅広い戦略に見直すべきだとしている。そして、各国政府が、金融セクターとの情報共有を大幅に拡大しない限り、疑わしい送金を特定するための現在の試みは、今後もコストのかさむ手続きに終わる。むしろ、テロ戦略を統合し、テロ資金の取締りを財務担当省庁に任せるのではなく、幅広い政治・外交・軍事的な決断に含めるべきだと主張している。疑わしい取引届け出制度における情報共有・知識共有への提言として検討に値する。

２.３ 国際レジーム論

２.３.１ 国際レジーム論

国際レジームを考察するにあたり、その発端となった理論は「国際レジーム論」である。展開されてきた国際関係論は、その研究者の研究対象、国際環境に合わせ変遷してきた。

1970年代から、「国際レジーム」という用語が頻繁に使われ始めたが、研究者により定義が異なっていたものを一元的な論理として統一を試みたのは、クラズナーである。クラズナーは、当時の研究者の主張を纏めあげ[11]、かつ、最大公約数（共通項）をもってその定義を「国際関係の特定の分野における明示的、あるいは暗黙的な原理、規範、ルールそして意志決定の手続のセットであり、それを中心としてアクターの期待が収斂していくもの」とした。（クラズナー　1983:2）

大矢根（2006）は、同定義を、国際レジームとは、関係国が互いに了解し合った、持続的な行動の仕方であり、各国が、それに沿って行動し会えば、過度に不利益を

[11] クラズナー（1983）。編集はクラズナーが行い、当時の主な国際政治経済学者（E・ハース、O・ヤング、コヘイン、スーザン・ストレンジ等）が名を連ねている。

与え合うことなく、共通の利益や課題の解決を実現できるような一定のルール、相互期待のようなものと解説する。本稿では、国際レジームをナレッジマネジメントの枠組みをとらえるための前提とすることから、「国際レジーム論」の詳細を確認する。

クラズナーは、1983 年に当時の政治経済学者間で論じられていた国際レジームの概念を、当時の主たる論客の意見を最大公約数的に収斂し、前述の通り、レジームとは、「国際関係の特定の分野における明示的、あるいは暗黙的な、原理、規範、ルール、そして意思決定の手続のセットであり、それを中心としてアクターの期待が収斂していくもの」と定義した。そして、レジームの変数を

① 利己的自己利益：国際レジームの存在の一般的な説明としては、利己的自己利益の追求がその根底にあるとする
② 政治的パワー：利己的自己利益の追求の次に重要な要素は、政治的パワーであるとする。また、この政治的パワーは、共通善（公共財）としてのパワーと特定の関心に対して提供されるパワーの２つに分類されるとする
③ 規範と原理：国際レジームの中で、規範と原理は所与のものと理解されてきたもの。特定の問題領域の中で、レジームの創造、継続性、散逸の説明の中で、不可欠な要素であるとする
④ 使用方法と習慣(Usage and custom)：使用方法とは、実践に基づいた行動の基本的なパターンを意味し、このパターンが長期的に繰り返されることを習慣とし、それぞれレジームの形成の重要な要素であるとする
⑤ 知識：知識は、使用方法や習慣のような所与のものとは異なり、介入外生変数として扱われるとする

の[12] ５つの変数として整理を行い。国際レジームがこの変数の組み合わせであるとした[13]。

---

[12] クラズナーはハースの認知進化論の概念を引用し、社会的な目標を達成するための政策のガイドとして関連するアクターに提供される技術的な情報や理論の集計であると唱えている。

[13] その他の主要な著者のポイントを纏めておくと、ヤングは、国際レジームの概念を環境に焦点を当て、国際ガバナンス論を展開した。ヤングは、国際レジームは①spontaneous order②negotiated order③Imposed order のカテゴリーに分論できるとし、order の中で変遷していくとした。その後ヤングは国際レジーム論を国際ガバナンス論への進化させていく。（Young 1994）
コヘインは、変数であるパワーに注目し、覇権国家の消滅後の国際制度論を展開した。ストレンジは、そもそも、世界の中心は米国であるとして、レジームの存在そのものへの疑問を提示し、米国を中心とした国際秩序の出現を予想した。ストレンジはマネロンについても国際秩序の立場からも多くの著書を残している）。

大矢根（2006）は、国際レジーム論の展開において、国際関係には、目に見える国際組織や条約などに加えて、さまざまな暗黙のルールや了解事項が網の目の張り巡らされており、どのような条件の下で国際レジームが成立し、また衰退するのかが国際レジーム論の重要なテーマとなり、国際レジームの変動要因が議論されたとする。

また、国際レジーム論の考え方を整理し、更に詳細な検討を加えたのが、山本（2008）である。

山本は、上記５つの変数を整理すると同時の要素を加え、国際レジームの要素を

① 特定領域
② 行為者（アクター）
③ 規範
④ 科学的な知識・事実
⑤ ルール（構成的リールと規範的ルール）
⑥ ルール違反に対するルール
⑦ 集団的意思決定の手続き
⑧ 実行のためのプログラム・組織
⑨ 期待の収斂するところ

の 9 要素とした。[14]　（山本　2008：52）

更に官民のレジームにも踏み込み、非国家主体は単に、国家間のレジーム形成や維持におおきな影響力を発揮しまた重要な役割を果たしているだけでなく、彼ら同士で相互の行動を規律し、環境などの分野でルールを設定し、協力のシステムを作り上げて、公共的な機能を果たすことがあり、これを国家間のレジームをパブリック・レジームと呼ぶのに対し、プライベート・レジームと呼ぶとする。

レジームの主体は、国家でも、NGO や企業でも良いことになるから、山本は、前述した国際レジームの概念にプライベート・レジームを加えると①国家間のレジーム②NGO 同士のレジーム③企業同士のレジーム④国家と NGO が作り出すレジーム⑤企業と NGO が形成するレジーム⑥国家、NGO、企業の 3 つが相互作用してレジームを作り運用するタイプのレジームの６つのタイプがあるとした。

その特徴は、国家、企業、NGO の間には対立と協調の 2 つの側面があること、ある１つのセクター（国家、企業、NGO）はそのセクター内の相互関係と他の２つの

[14] 山本は、クラズナーの定義、要素をもとに、その要素を細分化し、詳しい説明を施している。

セクターとの相互関係を持つこと、プライベート・レジーム（企業と NGO とのレジーム）のルールは法的拘束力がないことであるとしている。また、山本は、「公」と「私」の相互作用として、「公」が「私」の領域にあるものを、「公」の領域に移行させる現象も見られるとした。例として銀行業務に関して、単にグローバリゼーションの進展だけでなく、ヘルシュタット銀行の破産などの対応として、1974 年 G10 の中興銀行の連合であるバーゼル委員会が作られ、バーゼル合意と呼ばれる規制が行われ、度々強化、改定されたことを挙げている。（山本　2008：341-372）

学術的には、「国際レジーム論」はその後分岐し、国際制度論、グローバル・ガバナンス論等の新たな議論の展開を 1990 年代、2000 年代に生んでいく。国際制度論は、国連や GATT などの国際組織を研究対象とし、国際レジームそのものを明確にしようとする試みで、コヘインらが中心となり議論を展開、グローバル・ガバナンス論は、既存の国際レジームを活かしつつも、国際レジーム相互間の矛盾を調整し、補完する必要性から、各国政府だけでなく、多国籍企業や商社、労働組合、NGO など多様な行為主体が効果的に連携し、役割を調整し、グローバルな秩序をめぐるダイナミズムをとらえ、秩序形成の条件や方法を検討しよう（大矢野 2006）というもので、ヤング等が論陣を張り、現在も研究・分析が継続している[15]。

２.３.２ オーケストレーション論

こうした国際レジーム論の議論の発展のなかで、最近注目されているのが、アボットほか（2015）によって提唱されている、オーケストレーション•モデルである。オーケストレーション•モデルは、主導機関（orchestrator）が、規制及び実施活動に関与する公的または私的な中間組織（intermediary）に協力を要請し（enlist）、間接的に国家や企業等の対象（target）に影響を与えるというもので、中間組織の自発性に依存した非強制的な手段を用いて、間接的に目的達成しようとする点が特徴である。(西谷　2017)

アボットは、国際関係において、オーケストレーションは、以下 6 条件を満たしていることが、必要と唱える。

---

[15] 内田ほか（2004）は、グローバリゼーションとガバナンスを統合して、グローバル・ガバナンス概念を定着させるのに決定的な役割を果たしたのは、1990 年代中葉から広く、学界、マスメディア、国連文書、その他の刊行物によって普及されてきたグローバル・ガバナンス委員会とその報告書であるとする。本稿では、ナレッジマネジメントをテーマとしていることから、かかるグローバル・ガバナンス論の深堀および、論点について取り上げないが、興味深いテーマである。

① ガバナンス主体が、規制策定権限、政策実施能力、正統性のいずれかを欠いていること。（オーケストレーター能力仮説）
② ガバナンス主体が当該争点領域における中心性（focality）を備えていること。（中心性仮説）
③ ガバナンス主体が起業家的組織文化をもっていること。（起業家精神仮説）
④ オーケストレーターと提案目的を共有し、協力意思をもち、オーケストレーターに不足している能力を補完する能力を持った中間組織候補が、複数存在すること。（中間組織可用性仮説）
⑤ 加盟国または加盟国と国際機関の間で達成目標に相違がある場合に、オーケストレーションを選好する傾向が高まること。（目標相違仮説）
⑥ 加盟国による国際機関への統制•監督が弱い場合、すなわち、当該国際機関の裁量の余地が大きい場合は、オーケストレーションを行いやすいこと。（加盟国による監督仮説）　（西谷 2017:205）

西谷（2017）は、アボットらが唱えたこうした仮説は、EU、世界貿易機関(WTO)等多様な国際機関の事例によって、検証、支持されたとしながらも、理論的及び実証的な課題が明らかになったとする。

すなわち、理論的な問題として、第 1 に、オーケストレーションの可能性を決定する 6 つの変数間の相対的影響力と関係性が特定されていないため、どの条件下でどの変数(のセット)がより根本的な原因となるのが不明であること、第 2 に、争点の重要度が高い場合には、目標の相違と加盟国による監督の厳しさとが共変するため、従属変数の値が、不確定になるをあげている。次に、実証的な問題としては、当該理論が主体(O、I、T)間の関係性に分析の主眼を置いた反面、ガバナンス•システム全体の視座を失なったことで、分権的なレジーム複合体を効果的に分析できないという点があること、第 2 に、ガバナンスの多規模性と多目的性が組み込まれていないため、システム全体の有効性向上のために行なわれる多様なプログラム間の調整を説明できないことであるとする。

西谷（2017）は、こうした課題を克服するための多中心的グローバル•ガバナンスの調整および相乗効果創出に資する戦略について、ネットワーク•コーディネーターとしてのオーケストレーターが、「マクロ•オーケストレーション」と「協働型オーケストレーション」とりわけ「多重オーケストレーション」とを戦略的に組み合わせることにより、ガバナンス主体が強化され、レジーム複合体の調整と協働が促進されるという仮説を、腐敗防止レジーム複合体の事例として取り上げ展開している。

２.４ ソフト・ロー

２.４.１ はじめに

この項では、国際レジーム論の礎を築いたクラズナーの提唱した５つの変数（①自己利益②政治的パワー③規律と機関④使用方法と習慣⑤知識）をナレッジマネジメントの視点で立ち返り、その変数のひとつである規律・規範に着目する。規律・規範の確立が体制の維持に必要不可欠であること、一方で、国際社会で複数の国家にまたがる事象を解決するハード・ローが現実的に存在しないという課題が残る。この課題を解決する一つの考え方としてソフト・ローによる対処が検討されている。そこで、ソフト・ローとは何か、また、なぜ、グローバル・ナレッジマネジメントに必要な要素となるのかを先行研究をもとに論じる。

「ソフト・ロー」という言葉は、国際法以外の法分野では比較的聞きなれない用語であったがと前置きして、中山（2008）は、「ソフト・ロー」とは「裁判所その他の国の権力によってエンフォース[16]されないような規範であって、私人（自然人および法人）や国の行動に影響を及ぼしているもの」と定義している[17]。

一般的な、ソフト・ローのハード・ローにない利点として、遠藤（2012）は、解釈を緩やかに行うことができる柔軟性、簡単な手続きで状況に応じて変えることができる可変性、さまざまな組織が作り手となれる多様性、さらにはとりあえず決めておけるという暫定性もあるとし、こういった特徴を持つソフト・ローは、ハード・ローの運用や解釈において重要な役割をはたすことができるとする。また、一例として日本公認会計士協会について触れ、専門家集団である公認会計士協会が内部で議論を積み重ね、ソフト・ローをつくっていくべきだとしている。[18]

---

[16] 一般には(法律などの)施行、実施、執行などと訳されるが中山はその意味合いから、エンフォース、エンフォースメントと、そのまま用語を使用している。(中山　2008)

[17] 中山らは、実定法学の考察領域を広げることを目指す研究プロジェクトとして、2003 年より東京大学 21 世紀 COE プログラム「国家　と市場の相互関係におけるソフトロービジネスローの戦略的研究教育拠点形成」プロジェクトを立ち上げ、伝統的な実定法学では視野にいれてこなかった現象を広く分析対象としてとりあげたとしている。その業績は、『第１巻　ソフトローの基礎理論」『第２巻　市場取引とソフトロー」『第３巻　政府規制とソフトロー」『「第４巻　知的財産（情報財）とソフトロー」『第５巻　国際社会とソフトロー」（いずれも有斐閣）に纏められている。

[18] 遠藤（2012）は、専門家集団である公認会計士協会は、かっての護送船団時代の考え方を引きずり、当時の大蔵省のころから監督官庁の影響下にあるため、規制緩和時代となったいまでも金融庁に対して、自律的な対応はできず、明確な方針を打ち出せないままでありとし、会計士協会は企業の決算に

２.４.２ 国際社会におけるソフト・ロー理論の変遷

齊藤（2005）は、国際関係における「ソフト・ロー」に関して、様々な観点から研究が行われており、学際的な研究の進展など新たな動向が見られる一方で、国際法学上、いわゆる「ソフト・ロー」論については、「ソフト・ロー」概念の多義性を中心とする問題性が当初から指摘されてきたとする。こうした中、国際法学の立場から、「ソフト・ロー」論の対象と文脈の歴史的変遷を概観した場合、今日に至る「ソフト・ロー」論は、近代国際社会の組織の流れと緩やかに対応し、大きく①20 世紀以前に遡りうる個別国家の非条約合意、②20 世紀後半を中心とする国際組織の非拘束的決議・制限③20 世紀末から急速な発展を遂げ、国際規制の手段としての基準やガイドラインを３つの系譜に整理できるとしている。

齊藤によるソフト・ロー論の系譜は、第１の系譜は、個別国家間の合意に関わる「ソフト・ロー」論であるとし、国際法学において、個別の国家間合意との関係で「ソフト・ロー」と呼ばれてきた対象は、主に 2 つあるとする。ひとつは、いわゆる「非条約合意」であり、通常の条約を「ハード・ロー」とし、法的拘束力をもたない紳士協定などを「ソフト・ロー」とするものである。もうひとつは条約中の一般条項であり、条約中の条項の分類として、権利義務を明確に定める条項を「ハード・ロー」とし、理念や努力目標を一般的に定めるにすぎない条項を「ソフト・ロー」とするものであるとした。

第２の系譜は、第二次世界大戦後の国連総会決議を中心とする国際機関の決議や誓言文書である。斉藤（2005）は、先進国と第三世界諸国との利害対立が激しいため、法的拘束力を持たない誓言や決議として非拘束的な主張の一方的な表明にとどまらざるを得なかった事情があると分析する。そして、第 2 の系譜は、「ソフト・ロー」を論じること、つまり一定の対象をあえて「ロー」と呼ぶという事態に、固有の政治運動としての側面がありうることを示唆しているとする。

第 3 の系譜は､第 2 の系譜を通じて見た国連決議などにおいて、ソフト・ローとハード・ローとが矛盾対立することが多かったことに比べ、今日のソフト・ローは、時と場合に調整すべき政策的選択しとして、既存のハード・ローと連続的あるいは

おいて、これまでのしがらみを断ち切り、むしろ金融庁、政治家、マスコミを、ソフト・ローをもってリードして市場の秩序維持に取り組み、さらに法令の改正まで提起すべきだと主張する。また、本邦の弁護士の立場から、権力の介入を防ぎ、刑事事件にしないための大きな役割を果たすことが期待されるのは、専門家の団体と業界団体であるとする。（遠藤 2012:169-161）.

複合的に位置づけられているとする。そして、各種の国際標準や国際規格の生成、ルールの統一や調和といった現代的な動向も含め、ソフト・ローを一定の実態として見るならば、国家間関係のみならず、とりわけマーケットにおける動きや、社会一般における動きが重要であるとする。更には、具体的なアクターによって活用されるソフト・ローを見逃すことができないと主張している。

国際法学との対比において、国内法学におけるソフト・ローの研究の対象がなにであるか、中山（2008）の例示を踏まえ、今一度整理しておく。

中山は、国家や私人が規範との関係で果たす役割も形式とエンフォースメントといった異なる局面があるとして、国家法ではカバーできない領域に着目し、ソフト・ローを①「国家以外が形成した規範であって、国家がエンフォースすることが予定されていない規範、②国家が形成するが国家がエンフォースしない規範、③国家以外が形成し国家がエンフォースする規範、④国家が作成し国家がエンフォースする規範の 4 つ分類した。

形成/エンフォースメント	国家がエンフォースしない	国家がエンフォースする
国家以外が形成する	カテゴリー1 社会規範、企業倫理、CSR等	カテゴリー3 会計基準、商慣習等等
国家が形成する	カテゴリー2 労働法上の努力義務規定等	カテゴリー4 ハードロー

図 2.3　エンフォースの分類

出典：中山（2008:5）

エンフォースメントの過程で、通達・解釈指針といった形で、それ自体としては必ずしも拘束力のないさまざまなルーリングが行われるケースがあるとしながらも、これらの通達・解釈は国家によって形成された規範について国家によってなされるエンフォースメントを補充する性格をもつ。国家が作成し、国家がエンフォースする規範についても、どこまでをハード・ローの世界とし、どこから下をソフト・ローの世界にとどめるかは、議論されるところとしている。

齊藤のソフト・ロー論の系譜を踏まえたうえで、中山（2008）の整理をもとに、国際法学の観点からソフト・ローの現代における問題点を整理すると、キーワードはグローバリゼーションと国際規制である。即ち、現代では、種々の技術進歩によ

って国境の垣根が低くなり、モノ、情報を含む各種サービス、資本そして人が容易に国境を越えて動くようになった。従来であれば国内に限定される現象もすぐに他国に波及するグローバリゼーションが 1990 年代後半より強く認識されるに至った。国内法によって相当程度実行可能な規制を実現することも可能であったが、グローバリゼーションによって国境の垣根が低くなり、実効的な規制を実現するためには外国との協調行動が不可欠になった。地球環境問題の深刻化が良い例であり、グローバリゼーションに対応するためにますます多くの国際的調整が必要になったとしている。

グローバリゼーションが進み、「国際公益」についての認識が深まったとはいえ、地球上は、以前として主権を有する国家によって分断統治されており、国家を越えた法規制を実現するためには、各国の合意が必要である。多数国間での問題対処を行うためには、より多くの条約を作成して各国の加入を促すという方法も考えられるが、条約の作成そして効力の発生には長い時間を要す。正式の「条約」という形の合意でなくても、行政機関レベルの合意または各国内を代表する専門家レベルの合意、また国際機関の決議や国際機関と私企業の間の契約等の形式であっても十分に問題が対処出来る場合がある。これらは現場を熟知するものによって作成させることが多いので、正式の条約よりも現場のニーズに合うとしている。

２.４.３ 国際社会におけるルールの形成メカニズム

ブーテェ・マットリ（2013）は、ここ 20 年間の経済のグローバル化を基礎として、重要性を増してきた社会現象である「民間部門によるグローバルな規制」に焦点を当て、国際的な民間組織において誰がどのようにルールを作るのか、そこでは誰が勝者となり、誰が敗者となるのか、そしてそれはなぜか、を問うとしている。そして、国際ルールの形成メカニズムの視点から、グローバル規制の類型化を行っている。前項の国際レジーム論における、国際レジームとの比較（共通点が多い）を踏まえて、先行研究としてレビューを行っておく。

ブーテェ・マットリ（2013）は、国際基準がパブリックの場で設定されるか、あるいは、プライベートの場で設定されるか、そして複数の設定者が競合しているか、ある特定の論点に関して国際標準を展開するためのフォーカル・ポイントである単独の支配的機関が存在しているといった 2 つの観点に基づいて考察を行っている。すなわち、グローバルなルール・メイキングを 4 つの形態（①フォーカルな国際協定、国際機関、トランスガバメンタルな規制協力によるルール・メイキング　②国

内、地域、あるいは数か国の間の公的機関により展開される競合的な標準、③個々の企業、コンソーシアム、競争状態にあるトランスナショナルな標準化機関による競合的な標準、④トランスナショナルでフォーカルな標準化機関）に区分し、この類型化により、グローバル規制のタイプ、すなわち、市場競争を伴わない民間の国際機関による標準化を明らかに異なる現象として描き、国際政治経済において支配的な役割を果たしていること、グローバルな製品市場や金融市場に対して重要な標準を数多く設定していることを検証した。さらに、国内の標準化機関と国際的な標準化機関との間の制度的完成が高いほど、国内制度が断片化されている国のステークホールダーに比べて、国内制度が階層化されている国のステークホールダーの方が大きなアドバンテージを享受することも明らかにしている。

選択メカニズム	パブリック	プライベート
非市場ベース	(I):フォーカルな国際協定、国際機関、トランスガバメンタルな規制協力によるルール・メイキング	(IV):トランスナショナルでフォーカルな標準化機関
市場ベース	(II):国内、地域、あるいは数カ国の間の公的機関により展開される競合的な標準	(III):個々の企業、コンソーシアム、競争状態にあるトランスナショナルな標準化機関による競合的な標準

図 2.4　選択メカニズム

出典：ブーテェ・マットリ（2013:19）

2.4.4 グローバルな金融システムにおけるソフト・ローの役割

ここでは、グローバルな金融システムにおけるソフト・ローの役割につき概観しておく。

Brummer（2012）は、国際ルールの形成メカニズムを金融システムに焦点を当て、ソフト・ローの重要性につき次のように論じている。

国際機関のルール設定者は、ルールを世界銀行や IMF などを通じ垂直的に統合しようとし、一方で、バーゼル委員会、ISDA（International Swaps and derivatives Association）、IADI（International Association of Deposit Insurers）、IFAC

（International Federation of Accountants）などを通じて水平的に統合しようと試みているとする。

Brummer（2012）の主張は、恒久的な国際機関は必要無く、非公式な国家間機関に、より持続的な国際秩序の維持は可能とする。同様に「ソフト・ロー」は非拘束であるがゆえに、非公式なクロスボーダーにおける金融秩序に対し、その柔軟性を特徴として、国際機関、金融当局、主権国家の統合を可能ならしめているとするものである。たとえば、G-20 の決定が瞬時にバーゼル委員会の銀行基準の設定に反映できるのも一例であるし、なによりも、特定分野に特価した国際的な専門家のネットワークを即座に経営できることが利点であるとしている。さらに、規制当局の「ネットワーク」内の全ての国際機関が同じように形成されているのではないとしている。政治的な資源、民間のアクター、市場関係者を動員し、異なる基準の設定機関が、異なる規制当局、国家機関と調整を行い利害関係を調整しているとしている。ある国際機関は、問題領域は狭いものの高度な専門知識をもつ専門家集団を必要とし、また、ある国際機関は、問題領域も広く、知識よりも経験を必要とする。そして、こうした環境下で、「ソフト・ロー」の存在が益々重要となってきていると説いている。そして、もっとも「ソフト・ロー」の活用に成功している金融システムにおける国際機関のひとつとは FATF（金融活動作業部会）であるとしている。

２.５ ナレッジマネジメント

２.５.１ はじめに

国際レジーム論の展開の中で、クラズナーは、知識を「問題領域によっては、ルールの設定や問題解決のためには、科学的な知識が大きな要因となる。事実や因果関係に関する信条は、知識のあり方、進歩の程度によって変化し、（解くべき）問題の意味、重要性の認識に影響し、また政策の選択、国際制度の必要性やルールのありかたを決める。」ものとした。（山本 2008:45）

また、国際レジーム論の議論の深まりのなかで、国際レジーム形成や運営において大きな役割を果たしている。ある問題領域で、知識を共有し、また政策にインプットを行う専門家の国境を越えた集団を「知識共同体（エピスティミック・コミュニティ）」という概念も登場した。（Haas　1992）

本稿の主題は、国際協調におけるナレッジマネジメントである。そこで、本項では、ナレッジマネジメントの視点から、「知識」をキーワードとした先行研究を、組織知、知識共同体、知識の移転に分類し、整理する。

２.５.２ 組織知

知識創造・共有・活用論においては、知識を企業経営において取扱うための効果的な論理的フレームワークの実践として論じている。これは、知識の本質的な性質を理解しないまま、「ナレッジマネジメント」という言葉を、ビジネスの実践の世界において主に IT に対する重点的投資によって企業運営を効率化することと受け取られてきたことに対するアンチテーゼであると前述した。更に、野中ほか（2010）が強調しているのは、情報や知識を量的に蓄積し、効率的な管理・活用を図っても、それがそのまま企業の創造性向上につながるとは限らないこと、企業の長期的生存・発展のためには、継続的に知識を創造していく能力が不可欠であるということであるとした。（野中・遠山・平田　2010：5）

野中ほか（2010）は、知識は単にデータや情報を集積したものではなく、「意味のある情報である」であり、その最大の特徴は、「人が関係性の中で作る資源である」とし、人が他者あるいは環境との関係性の中で創り出すものであり、そのときの状況や知識を使う人の特質によってその意味や価値が異なってくるとしている。そして、多様な関係性の流れの中において個々の人間が獲得する経験を基礎として、「個人の信念が人間の相互作業の中で社会的に真実へと正当化される」動的なプロセスこそが知識であるとして、知識を「個人の信念が真実へと正当化されるダイナミックな社会的プロセス」と定義している。（野中・遠山・平田　2010：6）

野中ほか（2010）は、知識は人によって創られるということは、知識自体が主観的側面をもつことであるとしている。野中らの著作が知識に関する哲学的議論に関して相応の記述をさいているが、その原点には西田哲学への造詣がある。

西田の代表的な著作である「善の研究」は、明治 44 年に出版された。西田は、「経験は時間、空間、個人を知るが故に時間、空間、個人以上である、個人であって経験あるのではなく、経験あって個人あるのである。個人的経験とは経験の中において限られており経験の特殊なる一小範囲にすぎない」 とし、「意志の特徴である苦楽の情、緊張の感も、その程度は弱くとも、知的作用に必ず伴うとしている。知識も主観的に見れば、内面的潜勢力の発展と見ることもできる。かつていったように、意志も知識も潜在的或者の体系的発展と見做すことができるのである。」として、知識の主観性につき論じている。（西田　1950：35、40）

更に、野中ほか（2010）は、こうした知識体系の整理を進め、知識の関係性に着目、旧来の知識経営に関する理論や実践的方法論が、知識を物体のように固定したものとして取り扱ってきたことに対峙、知識はプロセスであるとしている。即ち、

知識は、人と人との関係性の上で流動し、個々の経営と結びついて創造し、生成されるものだと理解しなければならないとし、知識創造・共有・活用のプロセスとは、「真実」を検証する社会的なプロセスであり、知識を理解するためには、この社会的な相互関係のプロセスを理解する必要があるとしている。（野中・遠山・平田 2010）

実際欧米の代表的な論客であるレオナルド（1995=2001） は、組織での知識が構築されるメカニズムを戦略上の知識資産であるコア・ケイパビリティの概念で解き明かそうとしているが、その源泉たる「知識」の定義には重きをおいてはいない[19]。

２.５.３ 知識創造・共有・活用の理論

野中の知識創造・共有・活用論を考察する際に、その前提として理解しなければならないのは暗黙知と形式知の概念である。野中・竹内（1996）は暗黙知を、日本企業が異なる知識観のなかで、言葉や数字で表現される知識は氷山の一角にすぎず、知識は基本的には見えにくく、表現しがたい、暗黙的なものであり、非常に個人的なもので形式化しにくい、他人に伝達して共有化することは難しいとしている。主観に基づく洞察、直観、勘が、この知識の範疇に含まれる。さらに暗黙知は、個人行動、経験、理想、価値観、情念などにも深く根ざしているとした。 そして、暗黙知は、熟練、ノウハウなどの行動スキル、メンタル・モデル・思い（信念）、知覚といった２つの側面をもつ。これに対し、形式知は、言葉や数字であらわすことができ、厳密なデータ、科学方程式、明示化された手続き、普遍的原則などの形でたやすき伝達・共有できる知であるとしている。（野中・竹内　1996）

野中・竹内の功績は、ポランニー（1966）[20]によって唱えられた暗黙知と形式知の知識をキーワードに再定義し、組織的知識創造・共有・活用のプロセスに取り込ん

---

[19] コア・ケイパビリティとは、要するに形式知も暗黙知も含めて、その企業独自の知識体系のことである。企業におけるこうした知識の創造・流通・蓄積は、四つの知識構築活動（問題解決の共有、ツールの導入と活用、実験、外部知識の導入）が必要となり、そのうえで物理システム、スキルと知識、マネジメント・システム、価値の四つの局面で、それぞれの知識構築活動が必要だとの主張。野中らの著作が知識に関する哲学的議論に関してかなりの記述を割いているのに対して、同書は、具体的な事例を交えた実践的な処方箋に力点を置いている。（Leonard　1998=2001）

[20] ポランニーは、知が暗黙のうちに形成される中心的メカニズムを『暗黙知』を使い明らかにした。即ち、暗黙知は、内在化によって包括=理解を成し遂げること、さらにすべての認識はそうした包括の行為から成り立っている、もしくはそれに根ざしている、ということ。包括的存在と個々の諸要素

だところにある。つまり、暗黙知と形式知の相互作用は、個人ベースで行われ、組織で行われるものではないとしつつも、個人を抜きにして、組織は知識を作りだすことはできないこと、他者と共有できなければ、もしくは、グループや組織レベルで増幅されなければ、知識は組織的かつスパイラルに高度化することはないとして知識の共進化に新機軸を打ち出したことにある。（野中・遠山・平田　2010）

野中・竹内（1996）は、形式知と暗黙知の区別のかかる特徴に着目、すなわち、形式知はコンピュータ処理が簡単で、電子的に伝達でき、データベースに蓄積できるもの、一方、主観的・直観的な暗黙知を、体系的・論理的に処理したり伝達したりすることは難しいことにヒントを得て、暗黙知と形式知の相互作用をモデル化することで知識創造・共有・活用の誘発を概念化、SECI モデルを作成した。SECI モデルはそれぞれ Socialization （共同化） Externalization（表出化） Combination（連結化） Internalization（内面化）の変換モードの頭文字である。この変換の過程で、個人の暗黙知が表出化されて形式知に変換され、他者との共有が可能になり、他者の視点によって新たな意味が与えられた他者が持つ知と統合されるなどによりあらたな知となる。そして、再度個人の暗黙知へ変換され、より多くに個人にとって価値を持つ新たな主観的知識となり、次の組織創造のサイクルの土台となるとした[21]。

との関係は高位と定位の２つの実在レベルが存在し、階層化されることによって、創発（根本的革新を生み出す創発の機能）が導きだされることを明らかにした。（ポランニー　1966=2003:94）

[21]　プロセスモデルの構成要素（SECI モデル）を基盤とし、野中・遠山・平田（2010）が知識創造・共有・活用モデルを個別具体化させたのが、知識創造・共有・活用動態モデルである。企業がいかにして組織の内外でさまざまな関係性を築きつつ、継続的に知識を創造していくかを、環境と相互作用しなから知識創造・共有・活用を行っていくかを主眼として、①知識ビジョン②駆動目標③対話④実践⑤場⑥知識資産⑦環境の 7 つの構成概念からなりたっている。それぞれ、簡潔に説明すると、知識ビジョンとは、組織が生み出す知識の質を評価し、正当化するための一貫性のある価値体系を定義すること。知識ビジョンに具体的な概念、数値目標、行動規範などを与え知識創造・共有・活用プロセスに駆動力を与える駆動目標、プロジェクト参加者の文脈依存の暗黙知と文脈独立の形式知の相互変換の共創プロセスであり、主観と客観、個別と普遍の往還を行うプロセスとしての対話、行動する中でその行動と結果の本質的な意味を深く考え、そこからの反省を踏まええ行動を修正していく知識創造・共有・活用活動においての実践、知識が共有され創造され、活用される共有された動的文脈としての場、形式知として現れている知識資産だけでなく、その背後にある方法論的な暗黙知を含めた知識資産、さまざまな場所に多様な形で存在する知識が、有機的な関係を構築している状態をさす環境であるとした。

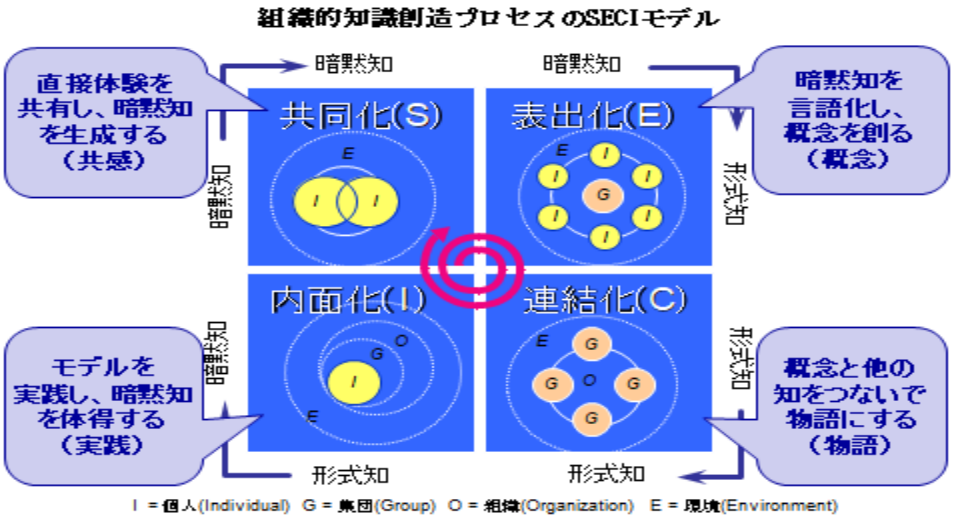

図 2.5　SECI モデル

出典　野中（2017:110）

野中・竹内の SECI モデルとの対比として、コミュニティ・オブ・プラクティス（実践コミュニティ）の考え方を確認しておく。ウェンガーほか（2002）は、あるテーマに関する関心や問題、熱意などを共有し、その分野の知識や技能を持続的な相互交流を通じて深める人々の集団を、実践コミュニティと名付けた。その重要性は、グローバルな知識経済で成功するための鍵、知識とは「知る」という人間の行為の中に存在し、形式であると同時に暗黙的であること、個人的であると同時に社会的であること、そしてダイナミックで、経営ツールとしての社会的枠組みを提供するものであると説く。

構成要素は、一連の問題を定義する知識の領域、この知識に関心をもつ人々のコミュニティ、そして参加者がこの領域内で効果的に仕事をするために生みだす共通の実践であるとした。実践 コミュニティ育成の 7 原則を

① 進化を前提とした設計を行う
② 内部と外部それぞれの視点を取り入れる
③ さまざまなレベルの参加を奨励する
④ 公と私それぞれのコミュニティ空間を作る
⑤ 価値に焦点を当てる
⑥ 親近感と刺激を組み合わせる

⑦　　コミュニティのリズムを生み出すとし、

優れた設計によって活気を誘引したり、場合によっては引き起こすことすらできるとし、その発展段階を潜在、結託、成熟、維持、向上、変容の 5 段階とした。(2002=2002:　95)

野中（2002）は、「場」と「実践コミュニティ」の違いを論じている。「コミュニティ」は、専門知識を共有するために、自発的に集まった集団、学習のネットワークであるとする。一方で、「場」は、哲学の認識論から生まれた概念で、いかにして主体と客体という二元論を超えて、他者を自己に取り組んで共創的な対話を行えるか、それにより今までにない観点から知識を生み出していくかというところに焦点があるとする。コミュニティが安定的な関係のなかで緩やかに相互学習を行うための「共有された文脈」であるのに対して、「場」は相互作用を通じて他者と文脈を共有し、その文脈を変化させることにより意味を創出する時空間である。つまり、「場」は、知識創造・共有・活用活動を促進するような、エネルギーを注入するための「常に変化する、共有された文脈」としつつ、どちらも「人」が中心の概念であるとしてその共通点も見出している。そして、場もコミュニティも、知識の伝達の機会であると同時に、高質の知のぶつかり合いにより、イノベーションを起こす主役になりうるとしている。(2002　『コミュニティ・オブ・プラクティス』解説:336)

２.５.４ 知識共同体（エピステミック・コミュニティ）

専門家集団の政策形成過程における役割分担の分析としてハース（1992）は、知識共同体（エピステミック・コミュニティ）の概念を提唱している。この概念は、ある特定の政策分野における政策に関連した知識に対する権威を持ち、認知された経験と能力をもつプロフェッショナルのネットワーク と定義されており、以下の 4 つを要素としている。（鈴木一人　2001：訳）

① 規範とコミュニティメンバーの社会的行動のための価値を基準とした理論的根拠を共有していること、
② 可能な政策形成過程において、そのドメインの中での中心議題や、実践から導きだされる期待される成果から導きだされる分析につき共有認識を有していること
③ 自らの専門知識を測定し、検証できる間主観的な定義、概念の妥当性を有していること

④　自らの一連の専門知識が共有の政策形成に実践として利用されることしている。（Hass　1992:3)

ハースの主張は、こうした専門家集団は、国境を超えてその政策志向性や価値観を共有し、国際交渉の場において政策決定者に働きかける。交渉の帰結をある一定の方向に誘導することが可能である。各国政策決定者は、技術的に難解な論点を理解することが困難であり、必然的に専門家に助言を求める。専門家達は国際学会などを通じて意見を交換し、価値観の収斂度を高めることによって、異なる政府の政策決定者に対し、類似した政策オプションを提供することになる。それが結果として、国際交渉の帰結の方向性を誘導することになる。つまり、国際交渉に参加する諸政府の国内政策形成過程に影響力をもつ専門家の国際的な連携によって、国際交渉の趨勢に影響をあたえることができるとしている。(大矢根　2013)[22]

２.５.５ 知識の共有

知識のそのものは何であるかを先行研究でレビューしたことから、ここでは、野中の知識創造・共有・活用の理論を、知識の共有と移転の観点から整理した論点を纏めておく。

ディクソン(2003)は、「我々が知識の交換について語るときとても頻繁に使う「共有する（share）」という言葉、用語は、言葉の選択としてはおかしいように見えるかもしれない（中略）。しかしこの用語は、仕事上の経験から得た知識の個人的な性質をきわめて正しく認識している。自分の仕事上の経験から、たとえば私が非常に誇りに思っている大成功したプロジェクトや痛ましい失敗から学んだことは、まさしく私の一部なのだ。私の取った行為を思い出すことは、それぞれの行為を伴って私が強く感じた誇らしい気持ち、あるいは悩ましい不安感を思い出すことである、私は、これらの経験から「知っている」ことを、きわめて深いレベルで知っている」と表現する。（ディクソン　2000=2003：13）

ディクソンは、自らの著書で、「コモン・ナレッジ」を社員が組織の仕事をやる中で学び取る知識と定義し、「コモン・ナレッジ」(3)の移転として，これらの手順を次のように説明している。

---

[22] 大矢根（2013)は、知識共同体とは、シンクタンクや学者など、特定の問題に詳しい専門家のネットワークであり、政策決定に関与する。地球環境問題や感染症対策のように、現状の把握や科学的に有効な対応が難しい場合、政府では問題に十分対処できず、知識共同体が専門的な知識や情報にもとづいて権威ある主張を展開するとする。（大矢根　2013:20）

・知識を再利用できるグループや個人へどうやって移転するか，その方法を見つける．
・学んだことを他の人たちも使えるような形に翻訳する。
・受け取る側のチームや個人が，自分たちの業務状況で使えるように，知識を創りかえる。
・受信チームまたは個人が特定のコンテクストで使用するための知識を適応させる。
・このプロセスは，受け取りチームが新しい業務に取り組むたびに繰り返される。
（ディクソン　2000=2003：31）[23]

梅本（2003）は、暗黙的で状況的な側面を持つ知識をどうやって知識内で移転・共有していけばよいのかという疑問に対し、ディクソンの主張は「知識移転を成功させるには、移転する知識に適合した移転システムを設計せよ」ということであるとする（梅本　2003）[24]

Carayannis (2012)はグローバル・ガバナンスの新しいツールとして複数の知識共同体における制度的学習と知識の移転に注目している。Carayannis は、国家の政策立案の高度化と国際化が、ますます、知識共同体により、金融危機、飢餓や貧困問題の解決、気候変動等の事象に対し、専門的知識の提供が必要であるとしている。そして、「共通であるが異なる責任」とこの概念を操る手段が必要であると説く。この概念から、国際機関は専門家集団のネットワークの活用を模索し、政策立案や政策活動から完全に独立した専門家集団との協調の必要性を主張する。

Carayannis の論点は、「知識と組織学習」にあるとし、組織学習の過程における効果のある活動は、「戦略的知識発掘、戦略的知識裁定、戦略的知識協力、戦略的知識共進」（以下戦略的知識要素）であるとする。更に、知識の移転においては、その知識が置かれている状況、条件だけでなく、こうした外部知識を利用するために組織単位の意欲と能力、機関の特徴、タイプ、プロセスの違い、また何故知識の移

[23]ディクソンは、業務の正式、移転される知識のタイプという基準を使って、知識移転を「連続移転」「近接移転」「遠隔移転」「戦略的移転」「専門知移転」の 5 つのカテゴリーに分類し、事例をもとに詳細な分析を行っている。

[24] 梅本（2003）は、人間同士のインタラクション（相互作用）をベースにしたナレッジマネジメントの仕組みと、情報技術ベースのナレッジマネジメントの仕組みは二項対立ではなく、相互補完的なものであり、実際は二つを組み合わせたものが重要であるとする。更に、知識環境の整備と知識の共有・活用を進めると同時に、新しい知識資産すなわち新しい製品、サービス、システム、組織構造、ビジネス・モデル、経営戦略などを意識的・意図的に創造し続けることが、真のナレッジマネジメントの「知識経営」であると説く。（2000=2003:263）

転が起こったかを利用することが必要であるとする。戦略的知識要素とその置かれた状況を勘案した場合、グローバルな組織学習は、トップダウンとボトムアップの両輪が必要であり、機能的な期待が収斂する概念ー即ち、国際機関における国際基準の形成過程における専門知識の効率的な移転は、ゆくゆくは、国際社会における「共有基盤」の上に立った、組織的な政策立案に寄与することとなるとする（Carayannis　2012）。

２.５.６ 知の４つのレベルにおける知識の細分化

梅本（2012）は、「データを情報に、情報を知識に、知識を知恵に変換すること」がナレッジマネジメントのもうひとつの定義であるとして、データから情報を抽出するのが「分析」であり、情報から知識を創造するのが体系化であり、知識を知恵に昇華するのが知識を実行する行為であるとして、知のピラミッドを示している。

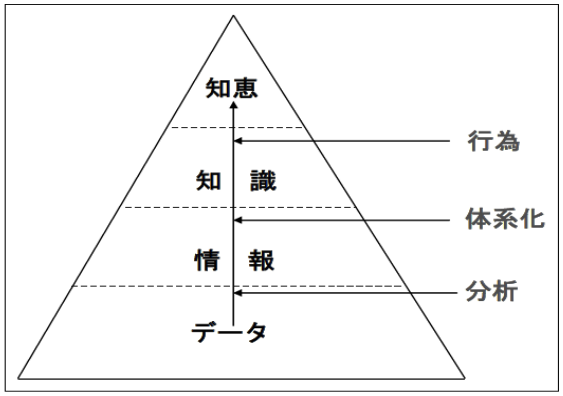

図 2.6　知のピラミッド

出典：梅本（2012:276）

２.５.７ ナレッジマネジメントの最近の動向と理解と二項対立

ナレッジマネジメントの最近の動向として、梅本(2012)は、近年の傾向として、ナレッジマネジメントの活動主体が従来の企業組織とその事業部門からプロジェクトチームまでに至る様々な部署すなわちグループ・レベルから、個人レベルや社会レベルに拡がってきているとしている。

そのうえで、個人の知的創造活動が組織の知的創造活動を介さずに社会の知的創造活動と分かちがたくつながり、個人と社会が相互に作用し合い互いに強化しあうような知の生態系が生まれてきており、その背後にあり、その進化の推進力のなっているのがウェブであるとしている。

さらに、ナレッジマネジメントの対象である個人、集団、組織、社会の拡張を以下の通り整理しなおしている。

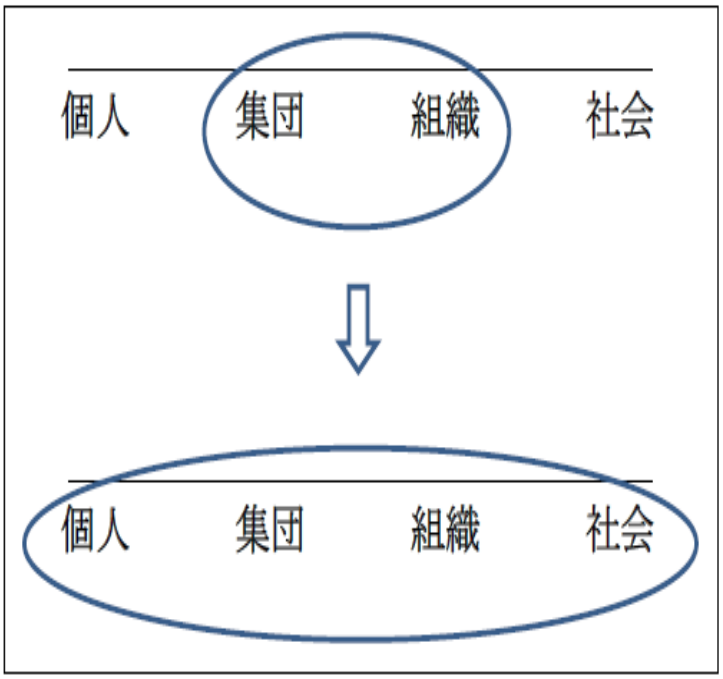

ナレッジマネジメントの対象の拡張

図 2.7　ナレッジマネジメントの対象の拡張

出典：梅本（2012:278）

梅本（2008）は、野中・竹内（1996）が、『知識創造企業』の最終章で、ナレッジマネジメントは二項対立を超越しなければならないと論じたことを受け、二項対立を総合する第 3 のコンセプトと戦略、「ハイブリット戦略」が理論的にも実践的にも必要であるとしている。（梅本　2008：83）

梅本（2008）は、職場のような「リアルな場」とネット上の「バーチャルな場」の融合こそが、「ハイブリッド戦略」であるとしている。主に知識の共有・活用だけに使われるネット環境の「バーチャルな場」だけでなく、それを職場環境であるオフィスや研究所などの「リアルな場」と融合する「ハイブリッド戦略」こそが、競争優位を生み出し、ハイブリッドな「場」こそ形式知と暗黙知を等しく取り扱うことができ、組織的知識創造が効果的・効率的におきる環境であるとする。（梅本 2008：99-100）

また、野中（2017)は、アメリカ海兵隊を事例として組織的分析をおこない、知識経営の「組織的知識創造理論」を押しすすめ「知的機動力」という概念を提唱している。

野中・梅本（2017）は、知的機動力は、「二項対立」（dichotomous dualism）[25]ではなく、「二項動態（dynamic duality）というコンセプトが基盤となっているとしている。2 つの相反しながらも相互補完的な性質を持つ要素は、両極の一方のみが正しいのではなく、どちらも部分的に正しいのであり、両者を相互作用させながら文脈に応じて両者の配分を変えつつ、ダイナミックに実践し、有効であることを実証してこそ、真理である、というプラグマティックな考え方であるとする。

そして、「二項動態」は、対立する二項を敵対的関係にあると見るのでなく、より生産的な対話や交渉によって両方の長所を活かせるように、状況に即応してダイナミックに「中庸」を創造し実践することである。、従来の知識創造論を一歩すすめたものが「二項動態」の理論化であるとしている。（野中・梅本　2017:113）

２.５.８　「場」の考え方

ナレッジマネジメントにおいて重要なコンセプトである「場」について整理しておく。

野中・竹内（1996）は、暗黙知の共有が起こるためには、個人が直接対話を通じて相互に作用しあう「場」が必要であるとし、体験を共有し、身体的・精神的なリズムを一致させるのが、この「場」であるとした。

遠山・野中（2000）は、いつ、どこで、誰がどのように知の創造プロセスに参加しているかという文脈は無視できないとし、知識創造のプロセスにおいて共有され

---

[25]　鈴木大拙（1962）は、『心』の中で、「西洋の人々は、物が二つに分かれてからの世界に腰をすえて、そこから物事を考える。東洋は大体これに反して、物のまだ二分しないところから、考えはじめる。(中略)つまりは、西は二分性の考え方、感じ方のところに立脚していることがわかる。そうして東は、そのまだわかれぬところ、むずかしくいうと、朕兆未分己前に、無意識であろうが、そこに目をつけているということになるのである。自分の主張では、二分性で人間生活を割り切るべきでない、また割り切れるものでないということを主張し、そこから、今後に出来上がるべき世界文化なるものの完全性は、二分性だけでは、どうしても獲らるべきでない、と主張するのである。東洋的考え方、感じ方(それは無意識であっても、何でもかまわない)、それを護立てることによって、二分性文化の不備を補足していかなければならぬのだ」と述べている。（鈴木大拙［1962］（1997）上田閑照編：166-169)。

再定義される文脈を「場」と呼ぶとしている。さらに、遠山・野中（2000）は「よい場」の定義を、以下の 10 項目に整理している。

① 場は独自の意図、目的、方向性、使命等を持った自己組織化された場所でなければならない
② 場には参加者のコミットメントが存在する
③ 場は参加者に内部からと外部からの 2 つの視点を同時にもたらす。
④ 参加者が直接経験をすることができる「創出場（Originating Ba）」と呼ぶ。
⑤ 場においては、物事の本質に関する対話が行なわれる。「対話場（Dialoguing Ba）
⑥ 場は境界が必要であるが、その境界は開かれている。場は参加者が時空間を共有することを可能にするが、こうした時空間の超越は、特に「システム場（Systemizing Ba）（コンピュータネットワークで結ばれたサイバー□スペース）において顕著である
⑦ 場においては、参加者は製品コンセプトや製造マニュアルといった形式知を、実践を通して自己に体現することができる（「実践場（Exercising Ba）」）。
⑧ 場においては異種混合が行なわれる。様々な視点、メンタル□モデル、知識、情報を持った参加者がそれぞれ異なった文脈を持ちより、共有することにより、場は豊かなものになっていく。
⑨ 知識創造においては即興的な相互作用が行なわれる場が必要である
⑩ 場は動いている球体のメタファーで表現することができる。球体は表面積最小体積最大という性質を持つが、よい場においては知識創造を必要最小限のメンバーで効率的に行うという最小有効多様性が実現されている。(遠山・野中　2000：5-7）

２.５.９ 知識資産と知のリーダーシップ

野中（1999）は、知識創造の循環運用図の 4 つのプロセスとそれに伴う 4 つの場からは、知識資産[26]が生み出されるとする。更に野中（1999）は、知識資産を「経験的知識資産」（ノウハウ、愛、信頼、安心感、エネルギー）、「コンセプト知識資産」（商品コンセプト、デザイン、ブランド）、「システム知識資産」（ドキュメント、マニュアル、スペック、特許）、「ルーティン知識資産」（日常業務でノウハウや組織文化）に分類し把握することにより、バランスシートだけで見てきた企

[26] 野中（2017）は、『知的機動力』の中では、知的資本と表現している。知識資産については野中ほか（2010）に詳しい。

業の価値とは違う「知識資産」が浮き彫りになるとする。　そのうえで、「SECI 活動」「場」「知識資産」の三層で捉えてきた知識創造のプロセスを、うまくバランスさせ、活性化することが「知のリーダーシップ」の役割であるとする。生き生きとした知識のビジョンやコンセプトを設定し、知識資産の開発と再検討を行う。更に SECI プロセスの全体をコーディネートしたり、場のデザインや場の活性化の仕組みを構築したりすることが、知のプロデューサーに求められているとしている。（野中 1999:46）

２.６ おわりに

野中は組織内（例　ある特定の企業組織において）で個人知を組織知に、組織知を個人知に昇華させることで知識創造・共有・活用に繋げるという SECI モデルを発案した。組織内でのナレッジマネジメントには、中間層の活性化、すなわち、ミドルアップダウンが必要であると説いた。ただし、この視点はあくまで特定の組織内でのナレッジマネジメントをさした。

Carayannis は、組織間の知識の移転について、知識の組織学習に着目したが、その知識の移転は、トップダウンとボトムアップの両輪であるとしたところにとどまっている。

また、国際関係論の視座から知識を取り上げて論じる研究はあるが、この場合もあくまで知識は従的位置づけであり、知識・ナレッジマネジメントを視点の中心に据えた研究はない。

複雑化する国際社会の方向性を説明する際に研究者は、「グローバル・ガバナンス」という用語を多用するが、その国際関係論の発展の中で醸成されたあまりにも多様な要素を包含した用語では、実務的なアプローチが確認できない状況に陥る蓋然性が高い。

本章では、体制の枠組みとして、「国際レジーム論」に立脚した国際レジームを前面に据え、クラズナーによって示された 5 つの変数の中から、「規律・規範」と「知識」を抽出した。これらの変数に着目し、ナレッジマネジメントの視点から先行研究を整理した。そのうえで、マネーロンダリングの研究の中から特に体制について論じた先行研究の主張を比較した。

その中で明らかになったことは、国際関係論を論じる国際政治学者、国際法学を論じる国際法学者らによる夫々の視点からの学問として次元の高いレベルにある国

際協調といった課題につき、研究者の立場からの主張の存在と、実際に実務家が行っている実務レベルの知識が必ずしも融合がなされていないということである。

グローバル化、多様化する現代社会の中で、事象を単眼的な視点から複合的な視点でとらえることがますます重要になってきている。野中・竹内が主張する組織的知識創造・共有・活用は、個人によって創り出される知識を組織的に増幅し、組織の知識ネットワークに結晶化するプロセスと理解すべきである。このような現象は、相互に作用し会う人々の集団の中で起こる。そういう相互作用集団は、組織内のヨコの境界やタテの階層、さらには組織間の境界を越えて広がっていくのである。知識プロセスの原点に立ち返り、パブリック／プライベート、組織/個人、研究者／実務家といった複合的なアクターの相互作用を「知識」というキーワードにてひも解くことが、ナレッジマネジメントの次の課題といえる。

第３章 アンチ・マネーロンダリングレジームにおけるアクターの機能と役割

３.１ FATF

３.１.１ はじめに

知のプロセスの視点から、マネーロンダリング対策における国際協調を推進するために設立された政府間会合である金融活動作業部会（Financial Action Task Force on Money Laundering：FATF）を頂点とした、グローバルなマネーロンダリング対策の社会現象における FATF の役割と機能の分析を行う。

次の FATF 類似地域的組織（FATF-Style Regional Bodies）及び FATF と協働する政府間機関（エグモント・グループ）、プライベート・セクターのアクターが FATF を頂点とするアンチ・マネーロンダリングレジームの中で相互作用を通じて知のプロセスをどのように形成していくかを論じる。

３.１.２ FATF 設立背景

G7 の経済宣言

1989 年にフランスが主催国となって開催された、G7 のアルシュ・サミットにて、当時拡散が懸念された麻薬汚染に端を発したマネーロンダリング対策を目的として、FATF を立ち上げることが決定された[27]。

金融作業部会 FATF の立ち上げ

G7 サミット参加国（米国、日本、ドイツ、フランス、英国、イタリア、カナダ、及び EU 共同体委員会）に、スウェーデン、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、スイス、オーストリア、スペイン、オーストラリアの 8 カ国が作業部会に参加し、各国の関連省庁、法執行当局、銀行監督局、規制当局から総勢 130 名以上の専門家が収集された。

---

[27] サミット参加者および麻薬問題に関心のある国も含め、金融作業議会を立ち上げる。金融システムや金融機関のマネーロンダリングダリング防止のために法律・規制制度の適応など、予防的取り組みを検討するために、多国間の法的制度の追加措置を含め現状の実態を評価するとし、報告書の提出期限を 1990 年 4 月とした。1989 年 7 月 16 日、サミット経済宣言 http://www.g8.utoronto.ca/summit/1989paris/communique/index.html,2015/8/13 アクセス。

作業部会はフランスが議長国となり、作業部会の下に参加者の知識を活用するために、３つのワーキンググループ（①マネーロンダリングの統計と手口の分析：議長国、英国、②法制度の見直し：議長国、米国、③行政・金融協力：議長国、イタリア）を立ち上げ、報告書の作成に着手した。これらの議論は、報告書のパート I：マネーロンダリングのプロセスの分析と実態、パート II:国際・国内を問わず有効なマネーロンダリング対策の検討、パート III：国内法制度の整備、金融システムの強化、国際協力の強化に報告書としてまとめられることになる。

重要なことは、この報告書作成過程の中で、ワーキンググループに参加した専門家は、可能な限りの統計と分析を駆使したにも拘わらず、麻薬の売買がどれだけマネーロンダリングされて犯罪収益に移転されているか特定できなかったことである。その理由は、洗浄された資金が、国内外を問わず金融システムに正規のルート、非正規のルートで入り込んでいるためで、この資金源の洗い出しを行わなければ麻薬汚染問題は解決できないということを認識したからである。

報告書作成のために集まった専門家が着目したのは、既に麻薬汚染防止対策として 1988 年 12 月に準備された「薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（通称　ウイーン条約）」と、同じく 1988 年 12 月に公表されたバーゼル委員会のプリンシパルである。ウイーン条約を評価しつつも、刑法の強化だけでは麻薬汚染は解決できない。一方、バーゼル委員会のプリンシパルは普及に値するとの判断となり、法制度の見直しや金融システムを含めたより広範囲な対策が不可欠であるとの結論に達した。(FATF　1990:10-11 及び Gilmore 2011:95)

３.１.３ 40 の勧告の原型

集められた多国籍の、様々な分野から集結した専門家は、報告書をもとに、マネーロンダリング対策の基本方針を作成していくことになる。その方法は、報告書により確認された論点をひとつひとつ再検討していくことであった。そして最終的に 40 の勧告の原型が出来上がることとなった[28]。こうした専門家の論点の積み上げが最終的に 40 に集約され、40 の勧告になった。「40」の項目に集約されたことは、偶然であった[29]。

筆者は、この 40 の勧告の作成過程にイノベーションが存在したと考える。野中(2017)は、イノベーションとは知識を新たに創り出すプロセスそのものであるとして、そのプロセスは、SECI モデルで表される組織的な知識創造のプロセスであり、「場」で起きるとしている。G7 という国家連合の主導であるとはいえ、マネーロンダリング対策の専門家が「場」に集まり、SECI モデルを実践したといえる。

---

[28] FATF 報告書 1990 年に”The group agreed”等の記載が確認できる。(FATF 1990:28)

[29] 前 FATF 事務局長へのインタビュー(2017 年 9 月 7 日)。同氏は“accidentally”と表現。

一般的にイノベーションは、組織内でおこる技術革新や、サービスの革新を事例として取り上げられることが多い。しかし、イノベーションはあらゆるレベルで発生している。クリステンセン（2001）のイノベーションのジレンマで論点となるのは、「持続的」技術と「破壊的」技術である。「持続的」「破壊的」ということが過激かどうかは別として、これは、法体系の整備にも当てはまる。すなわちマネーロンダリング対策として、持続的な思考では、世界各国の刑法・刑事訴訟法関連の整備で事足りると考えるのが一般的あった。しかし、麻薬汚染の現状を目の当たりにした複合的な専門家（各国の官僚、法律家、さらには金融関係者等々）が「場」で融合することにより、それまでの自らの専門領域を超えて知を結集する必要が生じた。それが 40 の勧告であると考える。

野中・竹内（1996）は、イノベーションの本質は、ある理想やビジョンに従って世界を創り変えることであるとしている。世界の麻薬から派生するマネーロンロンダリング（その当時テロは論点ではなかった）の撲滅のビジョンが、40 の勧告を生む原動力となったと言える。

こうして作成された 40 の勧告は、1990 年 5 月までに G7 各国の閣僚レベルでの承認を経て、1990 年 7 月にヒューストンで開催された G7 サミットに提出された。全会一致で承認され、効力を有することとなる。一方、40 の勧告の条文内容そのものの詳細については、引き続き議論がなされた。1990 年パリに前年度の実績を踏まえ各国から 160 名の専門家が招集され、計 5 回のミーティングが実施された。一部ワーキンググループの編成替えも実施、40 の勧告の表現につき、加盟国が自国の実情を勘案した場合の、勧告の遵守の実現可能性等が議論された。

この一連のミーティングで、作業部会の期限を 5 年[30]とすること、定例ミーティングの開催、議長を輪番制にすること、事務局をパリの OECD 内に設置すること、加盟国による自己評価の発案、加盟国の追加など現在の FATF の運営形態の原型が出来上がっていった[31]。また、FATF は、自らの報告書の中で、こうした一連の試みがグローバルなコミュニティに対するユニークな試みであると認めている。

[30] 活動期間は、その後も延長され、1999 年、2004 年、2012 年、2020 年となり現在に至っている。（FATF 年次報告書 2003-2004 (2004)　2011-2012(2012)）

[31] FATF 年次報告書　1990-1991(1991)

３.１.４ FATF の機能の特徴

3.1.4.1 FATF の一般的な評価

一般的な FATF の特徴は、40 の勧告、相互審査の導入、FATF 類似地域的組織の枠組み[32]の創設、マネーロンダリングの高いリスク国への牽制であるといわれている。FATF は、設立当初から一貫して 40 の勧告の遵守を優先目標に掲げており、この遵守のための様々な仕掛けを整えていったと言っても過言ではない。

相互審査の導入は FATF 創成期の段階で考案された仕組みで、加盟国の 40 の勧告の遵守状況を相互監視させる仕組みである。この相互審査の審査団は、審査対象国以外の出身国の金融・法律の専門家等で構成され、審査対象国の 40 の勧告の遵守状況を様々な角度で審査することになる。審査結果は、ワーキンググループでの取り纏め、承認を経て、総会にかけられ、最終的に公表されることになる。評価内容は、40 の勧告を 5 段階評価したもので、報告書には厳しい勧告が付与されており、公表内容によっては、審査対象国のマネーロンダリング対策の不備を露呈することになる。この一連の FATF の審査プロセスは、研究者たちにピアー・プレッシャーとも Name&Shame 政策とも評された[33]。

FATF 類似地域的組織の創設により、いわゆるマネーロンダリング対策がセカンドレベルの国々を間接的に取り組む発想も貴重である。そもそも、近代的な金融システムが構築されていることが、マネーロンダリング防止の原点である。世界各地に点在する金融制度が未熟な国を、包括的かつ、FATF 本体とは分離させて囲いこみを図ろうとすることは、従来の国際金融機関に無い考え方である。

FATF は、世界各地に FATF 同様の方針・仕組みをもったミニ FATF を設立させる（設立するのではない。あくまで自発的に設立させた）ことで、190 カ国以上の国々をコントロール下におくことに成功[34]した。

更にこうした囲い込みにも乗じない、金融も政治も未熟なサードレベルの国々にも手を打った。それが高リスク国の公表である。FATF は、1998 年から準加盟国

---

[32] FATF Style Regional Body:FSRB　中川（2008）は、FATF 類似の地域的組織、ACAMS スタディー・ガイド（2007）は FATF 型地域体と訳しているが、本稿では、FATF 類次地域的組織と訳す。(中川 2008:344、 公認 AML スペシャリスト協会（編）2007:101)

[33] 1996 年にトルコはマネーロンダリングの法制不備を指摘されたが、法改正がなされないとしてその事実を公表、1997 年にはオーストリアは無記名通帳の扱いが金融システムの健全性を阻害するとの指摘を受けたが、改善に至らすと注意喚起を FATF が公表した。（FATF 年次報告書 1995-1996(1996) Gilmore 2011:143-144）。

[34] 1995 年からセイシェルに対して、継続的にマネーロンダリング対策の不備を指摘し、2000 年にアンチ・マネーロンダリング法案を可決させた。（Gilmore 2011:150）

（FATF 類似地域的組織の加盟国）にも属さない非協力的な国・地域を Non-Cooperative Countries and Territories: NCCT)と呼び公表に踏み切った。

マネーロンダリングの資金は金融規制の厳しいところから緩いところに流れる。但し、金融システムを経由することが多いことから、こうした名指しされた国所在の金融機関は取引ができない状況に陥った。グローバルなマネーロンダリング対策としては相応の効果があった[35]。

こうした一連の施策と並行して、FATF は国際的な権威を高めることも行っている。FATF は世界銀行や IMF と連携することにより、その存在感を高め権威付も忘れていなかった点も特筆できる。

以上が FATF の成功要因として、研究者で広く認められている FATF の成長プロセスである。次項からは、知のプロセスの視点から FATF の成功要因を考察する。

3.1.4.2 知識のクリエーターとしての FATF（FATF40 の勧告）

FATF40 の勧告が作成された過程はすでに述べた。この項では、この 40 の勧告の改訂過程を知のプロセスの視点からとらえることとする。

一般に研究者の間では、FATF はルール・セッター（ルールの制定者）と呼ばれることが多い。確かに FATF は 1990 年以前には存在しない領域（法制度と金融システムの融合と国際協力）に踏み込み、40 の勧告を支柱として様々にマネーロンダリング対策に取り組んできた。40 の勧告は 1990 年に作成されたが、その後その時々の社会事象に合わせて改訂を積んできた。FAFT を「作業部会」の名のごとく期間限定の存在、と創設者（G 7 主催国官僚）が位置づけたことが、その存在意義を都度確認することにつながった伏線と見ることも可能である。

野中・竹内(1996)は、組織的知識創造の要素として

① 人の暗黙的な知識ベースをてこに、「共同化」によってそれを組織全体に広める。
② 組織内部のレベルや境界を超えてその知識を増幅すなわち「転移」する。
③ 促進強化を図る。
④ 新しい知を絶え間なく創り続ける。

ことであるとしている。（野中・竹内　1996：92）

これをそのまま、40 の勧告の創造に置き換えると、

① 世界各国のマネーロンダリング対策の法律・金融・警察の専門家が、FATF という金融作業部会での参集を機に、集結された知識が、一義的にワーキンググループで結集された。
② 異なるテーマで知識を積み上げたワーキンググループが、その知識を増幅した。

[35] その後、NCCT の公表は取りやめとなったが、現在でも高リスク・非協力的な国の公表は継続している（2016 年 10 月時点で北朝鮮のみ。FATF　http://www.fatf-gafi.org/、2017/1/20　アクセス。

③ 「40」という集約された論点にまとめあげられた。
④ 40 の勧告として公表し、かつ、社会変化を捉えながら、絶えず改良を加えられていくことを約束した
と現すことができる。

国際連合は主権国家の政治的な思惑が絶えず働いているが、FATF はマネーロンダリング対策に特化しており、単一イシューにて、こうしたパワーポリテックスが働きにくかったこと、FATF 自体が他の国際機関のような法的な強制力を保有していなかったこと（40 の勧告はあくまで勧告の域をでない）、時代時代のパラダイムシフトを的確に捉え[36]、40 の勧告を適宜、社会情勢に適応するように改訂してきたことも 40 の勧告が陳腐化しない要因であると言える[37]。

3.1.4.3 知識の提供者としての FATF

FATF は、現在も、相互審査の実施と評価に関するワーキンググループ、マネーロンダリングとテロ資金調達に関するワーキンググループ、タイポロジー（類型学）に関するワーキンググループ、国際協力レビューグループ[38]の４つのワーキンググループを定期的に開催し、活発な活動を実施、これらワーキンググループでの分析成果を公表している。

FATF は創設以来、特定の分野や活動のマネーロンダリングやテロ資金調達の脆弱性に関する研究を実施している。マネーロンダリングやその他の犯罪目的のためにどのように悪用されるのかの分析が中心である。

分析内容をタイポロジー（類型学）研究として公開し、マネーロンダリングとテロ資金調達に対するセクターの脆弱性の分析を継続的に実施していることで、絶えず最新のマネーロンダリング及びテロ対策を睨んだ知識を発信していることが特徴といえる。こうした情報の発信は近年加速しており、FATF がパブリック・セクター、プライベート・セクターを問わず、マネーロンダリング対策における知識のプロバイダーとしても役割を果たしているといえる。

---

[36] ACAMS 国際会議での FATF 議長、前事務局長の講演
Roger Wilkins, Financial Action Task Force (FATF）Former President, Keynote Speech, ACAMS 14th Annual AML & Financial Crime Conference, LAS VEGAS,U.S.A
http://www.acams.org/2015/10/25 アクセス。

[37] 例えば、2004 年の特別勧告は、テロ対策を追加したもの。2012 年の新勧告には大量破壊兵器等の対応も盛り込まれた。

[38] FATF MANDATE 2012-2020

刊行物の分類

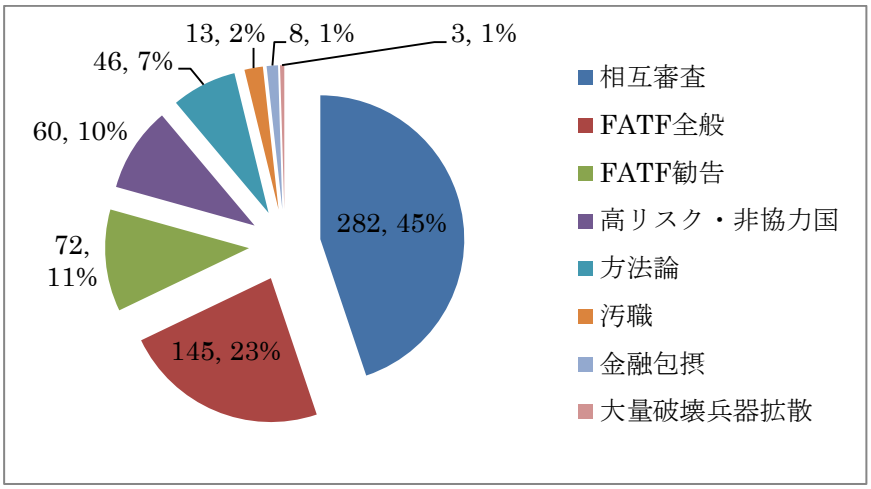

図 3.1　刊行物の分類 1

FATF ウェブサイトをもとに作成　2017 年 1 月末現在
出典：FATF ウエブサイト http://www.fatf-gafi.org/（2017/1/31 アクセス）

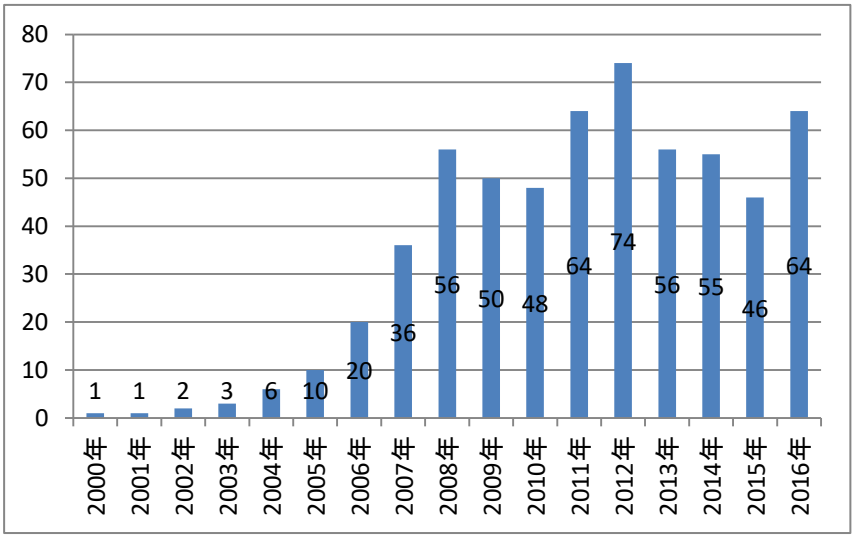

図 3.2　刊行物の分類 2

FATF ウエブ・サイトをもとに作成　2017 年 1 月末現在
出典：FATF ウエブサイト http://www.fatf-gafi.org/（2017/1/31 アクセス）

3.1.4.4 「場」ファシリテーターとしての FATF

FATF は、議長を固定しておらず、加盟国による任期 1 年の輪番制としている。加盟国の代表者及びオブザーバーが参加する総会は年 3 回（2 月、6 月、10 月）開催さ

れるが、内 1 回は原則議長国、残り 2 回は事務局があるパリにて開催されることとなっている。

加盟国は、経済力でみても大国・小国もあり、社会体制の異なる国も存在する。これらの国々に 1 年任期で議長を就任させることにより、中立性と公平性を保つと同時に、議長国での開催により「場」の活性化も実現している（2017 年は韓国が議長国）。

もとより、FATF は創設当初から、マネーロンダリングのリスクが高いカリブ海諸国や東南アジアを念頭におき、FATF 類似組織の設立に腐心した。FATF で蓄積されたマネーロンダリング対策の知識や、その運営形態ノウハウを伝授することで、地域密着型のミニ FATF という「場」を準備させたわけである。

FATF は、マネーロンダリング対策という共通目標を実現させるために法律・金融・警察といった様々な職能部門が一緒に働く自己組織化チームを、地域密着としてマネーロンダリングが実際起こっている現場により近い「場」を創設させることに成功したといえる。

FATF 会議近景

図 3.3　FATF 会議近景

出典：FATF　25 年史（2014:6）

3.1.4.5 40 の勧告

FATF40 の勧告は、経緯でも述べた通り、FATF のドライブ・エンジンである。FATF40 の勧告の分析は中川（2008）及び Gilmore に（2011）詳しいが、参考にしながら以下ひも解いていくことにする。

・1990 年勧告

1990 年勧告は、4 部構成となっている。第 1 部は、マネーロンダリング対策の基本的な指針、第 2 部は国内法上の対応すべき刑事司法上の処置、第 3 部は金融機関

がマネーロンダリング対策として整備すべき処置、第 4 部は国際協力となっており、この構成は現在の 2012 年版まで不変である。また､4 部構成といっても 1 部は 3 勧告、2 部は 5 勧告､3 部は 21 勧告､4 部は 11 勧告となっており､金融機関絡みである 3 部にその主要な勧告が割かれている｡勧告の力点は､当時まだ世界的な批准が十分でなかったウイーン条約の批准促進がその目的であり、勧告の構成も、既存のマネーロンダリング対策の概念・知識を広くグローバルに定着させることがその主旨であったことが伺われる。つまり、この勧告の公表により少なくとも加盟国のマネーロンダリング対策の知識水準をあわせ、かつ引き上げることが FATF の目的であり、ソフト・ローとしての FATF 勧告の位置づけの確立を模索していた時期といってよい。（FATF　1991:16）

・1996 年勧告

1996 年に公表された改訂勧告は、一部マイナーチェンジはあったが、ほぼ初回の内容が踏襲された。この勧告で注目したいのは、各国政府による FIU の設立の推奨である｡FIU は正式名を Financial Intelligence Unit と称する。日本では、現在は犯罪収益移転防止対策室との名称にて警察庁傘下に位置付けられる組織として定着した。発足当時は金融庁管轄下にあったことも興味深い。FIU を束ねる政府間会合としてエグモント・グループが設立されたのが 1995 年である。

・2003 年の 40 の勧告の改訂

FATF および FATF40 の勧告はさらに進化を遂げていく。2003 年の勧告はその当時の社会要請、国際情勢に合わせ、4 部構成のスタイルを基本不変としながらも、アンチ・マネーロンダリング知識関連として新しい知識・用語を積極的に取り入れていく。その代表的な知識・用語とは、1988 年にバーゼル委員会「マネーロンダリングの目的による銀行システムの犯罪的悪用の防止」と、1997 年に公表された「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」にて専門用語として記載された CDD､KYC、PEP といった用語である｡CDD は､Customer Due Diligence､KYC は Know Your Customer､PEP は Political Exposed Person の略であり、邦訳では顧客管理、顧客確認、政治的に重要な人物である。そもそもわかりにくい概念である。本邦でも最近、犯罪収益移転防止法の改正により法制度へのインプットがなされたが、法制度への盛り込みには相応の時間を要した。

2001 年の米国同時多発テロ事件により、FATF は、Combating the Financing of Terrorism ：CFT)の概念を取り入れている。

学術的には、マネーロンダリングとテロ資金供与は区別されるべきであるとされ、現行ものこの考え方に変化はない。なぜなら、マネーロンダリングは、違法な資金の洗浄をベースにしている。こうした背景もあり、FATF は国際的な機関としてのミ

ッションの重要性を勘案しつつ、知識の区分けを行った上で、テロに関する勧告を 9 勧告追加することになる。(FATF 40 Recommendations 2010)

・2012 年の 40 の勧告に改訂

FATF はその存続期間を 2020 年まで延長し、併せて 2012 年に新勧告を公表した。この勧告の特徴は、2003 年勧告で新たに検討課題となったテロ資金供与防止の枠組みを 40 の勧告の枠組みの中に取り込んだことである。更に、AML の枠組み、知識の定着は図られたと判断し、その定着度のモニタリングに相互審査における評価の比重をシフトしたことである。具体的な方針としてリスク・ベースアプローチを前提にかかげ、Technical Compliance, Effectiveness の概念を、注釈ノートを通じて公表し、その普及に努めている点である。（FATF 40 Recommendations 2012）

これは従来にもまして新しい「知識」の概念である。法整備、アンチ・マネーロンダリング知識の形式的・表面上の定着から一歩踏み込み、実態面での定着にまでメスを入れてきたことになる。

これらの一連の改訂は明らかにマネーロンダリング対策における「知識」の進化と位置付けることができる。

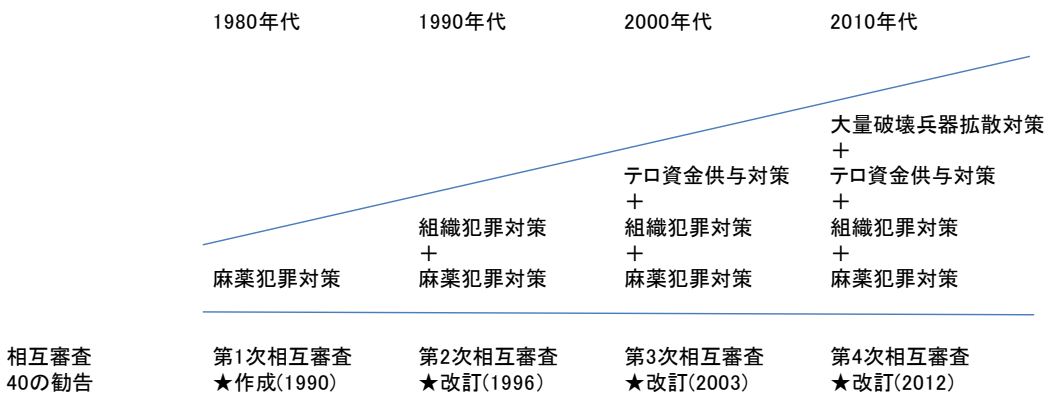

図 3.4　FATF40 の勧告の変遷

出典：白井真人・渡邊雅之（2013:29）をもとに加筆作成

3.4.1.6　パラダイムシフト

FATF は 40 の勧告をマネーロンダリング対策の社会現象のパラダイムシフトにあわせ、改訂した。

1991 年当時の FATF のミッションは、

① 40 の勧告の実施度合いの体系的な検証と定義づけ

② マネーロンダリング技術の評価と勧告への含意

③ 十分にフォーカスされた包括的な外部プロファイルの開発

というシンプルなものであった。(FATF　年次報告書　1991)

2014 年時のミッションは、この基本ミッションを踏襲しながらも、

① グローバルな FATF 勧告導入の促進

② 国際金融システムの健全性に対する脅威の特定と分析

③ マネーロンダリング対策、テロと資金調達の資金調達、金融システムに対する新たな脅威への対応のための国際基準の開発と改良

④ ハイリスク・非協力的な管轄区域の特定と関与

と高度化され変容されているのがわかる。(FATF　2014)

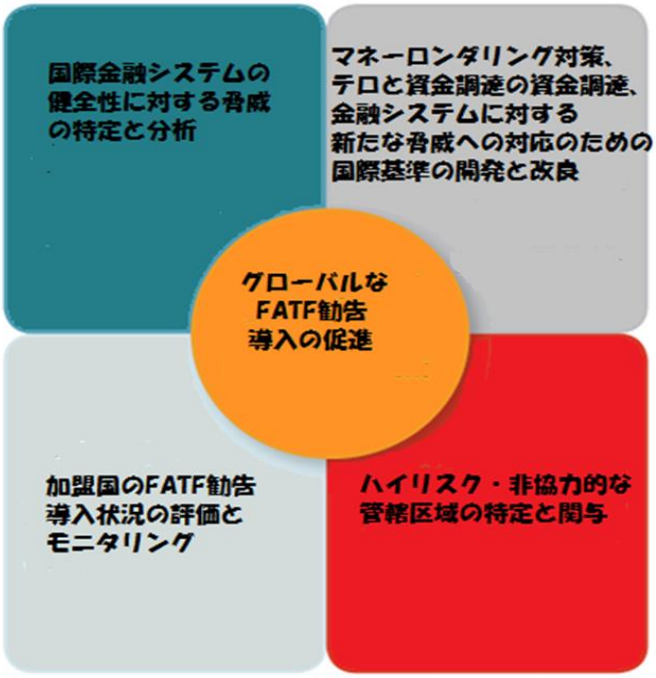

図 3.5　FATF のミッション

出典：FATF25 年史（2014:8）訳：筆者

この背景には、マネーロンダリングに絡む社会現象のパラダイムシフトが発生していたことが背景にあるとされる。例示すれば次葉のようなケースがある。

法執行に係るパラダイムシフト例

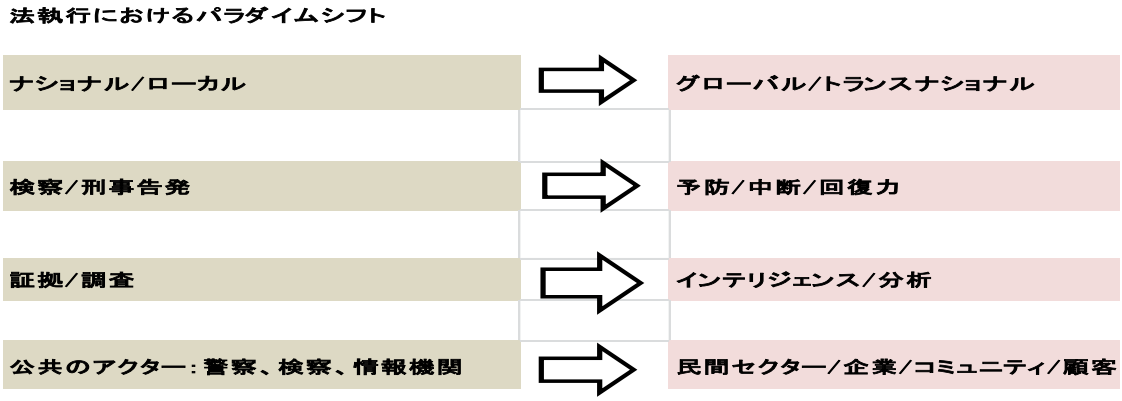

図 3.6　パラダイムシフト例

出典：FATF 前議長 ACAMS 基調講演(2015)　講演スライド　訳：筆者

これに併せて、相互審査内容も変化させてきた。この FATF の可変性はナレッジマネジメントの視点から、注目すべきである。柔軟な社会現象への適合化が、国際社会に FATF の施策そのものが受けいれられる要素となっていることの現れといえる。

３.２ FATF 類似地域的組織

３.２.１ FATF 類似地域的組織（FATF-Style Regional Bodies：FSRBs　の概要）

FSRBs は、現在、世界に 9 組織[39]が展開している。FSRBs は、FATF の下部組織との位置づけで、FATF のコンセプトをそっくり下位に移譲していると考えると判りやすい。

夫々の FSRBs のイニシアティブを取っているのは、その地域を代表する FATF の加盟国であり、この夫々の FSRBs の加盟国を合計すると 180 か国以上の国々に参画となり、FATF は間接的ではあるが、アンチ・マネーロンダリングに係る知識を世界

[39] Asia/Pacific Group on Money Laundering (APG)、事務局オーストラリア、シドニー、Caribbean Financial Action Task Force (CFATF) 、事務局トリニダードトバゴ、Eurasian Group (EAG) 、事務局、ロシア、モスクワ、Eastern & Southern Africa Anti-Money Laundering Group (ESAAMLG) 事務局ダルエスサラーム、タンザニア、Central Africa Anti-Money Laundering Group (GABAC) 、事務局リーブルビル、ガボン、Latin America Anti-Money Laundering Group (GAFILAT) 、事務局ブエノスアイレス、アルゼンチン West Africa Money Laundering Group (GIABA)、 事務局ダカール、セネガル、Middle East and North Africa Financial Action Task Force (MENAFATF)、事務局 マナマ、バーレーン、Council of Europe Anti-Money Laundering Group (MONEYVAL)、事務局ストラスブール、 フランス（欧州評議会）based in Strasbourg, France (Council of Europe).

の隅々まで伝播することに成功しているといえる。アジア地域における FSRB は、Asia Pacific Group :APG である。以下 APG を事例として、FATF はいかに地域に密着してアンチ・マネーロンダリング知識を伝播させているかを確認する。

APG は、FATF の施策方針に呼応した加盟国、主にオーストラリア、シンガポール、日本が中心となり、1995 年にオーストラリアのシドニーに事務局が開設された。現在の加盟国は 41 カ国、アセアン諸国を中心としたアジアの新興国が主体である。FATF 類似地域的組織の中でも加盟国が最も多く、FATF 加盟国も 11 カ国所属している、FATF 類似地域的組織の中では一大勢力となっている。

総会は年 1 回の開催で、最新のアンチ・マネーロンダリング知識の共有、加盟国のアンチ・マネーロンダリング体制の評価の報告を実施している（2017 年度は 7 月にスリランカで開催）。活動は、相互審査、マネーロンダリング対策における.技術援助と訓練、類型学（タイポロジー）の提供、グローバルな政策の立案、プライベート・セクターとの交流[40]を標榜しているが、大方 FATF の運営方針を継承している。こうしたアンチ・マネーロンダリング体制の定着に対する不断の取り組みが奏功し、近年はアジア地域から中国（2007 年)、韓国(2009 年）、インド(2010 年）が FATF の加盟基準を満たしているとして、APG 加盟国から FATF 加盟国に昇格している。

APG の年次報告書をもとに、APG の SWOT 分析を行ったのが以下表である。APG は自らの評価を FATF への貢献度が高く、多様な加盟国構成から豊富な類型学（タイポロジー）を提供できることが強みであると評価している一方、APG の地域における知名度が低く、専門人材の不足が弱みであるとしている。

[40] http://www.apgml.org/,2017 年 8 月 15 日アクセス。

S(強み)	W(弱み)
AML / CFTに対する行動のための世界的な政治的圧力は強く、地域行動を促すことが可能。 ·勧告の実施検証と類型学(タイポロジー)の情報を得るための多様なメンバーシップを有している。 ·APGの加盟国は、FATFのメンバーもしくはオブザーバーでもあり、グローバルネットワークで高い視野を有していること。 ·APGは、世界的なAML / CFTネットワーク内での高い評価。 ·ステアリンググループおよび作業部会の効果的な運営を含む、強力で効果的なガバナンスを取り決めていること。 ·健全な財務および戦略的管理により、一貫して十分に管理された予算。 ·長期にわたる数多くのメンバーおよびオブザーバーからの自主的な資金援助。 ·メンバーとオブザーバーは、第3次相互審査のための訓練を受けた評価者のプールを含め、長年に渡るAPG作業の実践的なサポートを高いレベルで提供。 ·透明な財務および人事管理システムを備えた、APG事務局の安定した、人材確保体制。 ·事務局の安定性、管理、経験。 ·協力的な技術支援提供者グループとの連携。	APGの役割に対する一般の認識/誤解の一般的な欠如。 ·APGは、現行、毎年1回の総会のみの開催による意思決定。 ·一部のメンバーの、主要なAPGプログラムに貢献する能力の欠如。 ·相互評価に参加する訓練を受けた査定者の有効活用度の低さ。 ·事務局からのカバレッジとコスト
O(課題と機会)	T(脅威)
·APGは、資源と政策の意味合いを持つFATFの普遍的な政策と手順に対応する必要性の高まり。 十分なメンバーエキスパートと事務局スタッフとの相互評価、プロジェクトへの資金提供。 ·相互評価の本質的な複雑さの理解および定着 ·APG作業プログラムとリソースのバランス ·FSRBとのより密接な関係による、さまざまな問題について評価者と専門知識の共有。 ·追加のAPGメンバーがFATFに加わり、APGのプロフィールをさらに強化することが可能。 ·事務局のリソースギャップを埋めるために特定のプロジェクトを実施するために外部の専門家/コンサルタントを使用する可能性。 ·相互評価とプロジェクト作業のための役割サポート。 ·APGの能力を向上させるための加盟国からのスタッフ派遣。 ·メンバーのAML / CFT制度能力の向上。 ·加盟国への専門家(リソースの提供)。	·APGのグローバルなAML / CFTネットワークからの肯定的な評価とサポートの時間経過による劣化。 ·事務局、ワーキンググループ、ガバナンス体制などのコア構造に対する信頼の欠如。 ·自発的資金調達の中断とそれに続く主要予算への要求。 ·相互評価の本質的な長さと複雑さに対するコスト。 事務局スタッフのリソース不足

図 3.7　APG SWOT 分析

出典：APG 年次報告書（2016）をもとに作成

3.2.2 水平な「知識」のコミュニケータとしての APG（知識の移転）

国際政治学者の中には、国際的な基準、制度等の知識の移転には、専門的な知識や情報に基づいて行動する知識共同体の存在が不可欠であると主張するものも多い。すなわち、知識の相互移転は知識共同体を通じてなされるとするものである。
中には会計原則や、コーポレートガバナンス原則などの専門的、かつ、手続・手順を含む知識の移転を、国際機関の一方方向の知のプロセスとして概念化すべきものもある。地域特有の事情や、翻訳の必要性、地域固有の概念、文化的な感受性を、国レベルでは考慮に入れる必要はないと主張する研究者もいる。（Carayannis ほか 2012:180 ）

確かに、金融機関が海外の金融機関と国際的な取引を行なおうとすると、世界的なメッセージ通信のネットワークである SWIFT ネットワーク[41]に加入しなければならず、金融機関は同ネットワークが提供する最新のシステムを利用しなければ、セキュリティが確保された国際間の取引はできない。

また、会計基準のデェファクト・スタンダードとみなされる米国会計基準を自国の会計制度に加えて採用している大手金融機関、自動車メーカー等は自国の金融制度・会計制度+アルファの知識を国際基準から習得（知識の移転）することで、国際的な地位を確保することも可能である。

そして、この知識の出し手と受け手は同じレベルの専門知識を有し、相互作用を理解すれば事足りる。企業にとっての国際競争力を維持するということは、自国の文化・風土、更には、法制度もこの効果には何ら影響を及ぼさないとの考えも成り立つ。

一方、マネーロンダリングが多発しそうな国や地域へのマネーロンダリングの知識の効果的な移転を考えてみる。普遍性の高い 40 の勧告を、現地の法制度や金融システムに適合した、現地仕様のシステムに転換することが極めて重要である。そして、より現場に近い場所で、現場仕様の微修正された知識（マネーロンダリング対策の知識に限定せず、法整備・金融システムの高度化）を的確に伝えるビークルとしての機能を有している組織の存在が、マネーロンダリング対策に不可欠といえる。APG は、こうした組織のひとつとして機能していると考える。

APG の活用状況を例にとれば、こうした知識の移転と現地法制度・金融システムへの適合の微修正のインセンティブを与えているのが、加盟国のグローバリゼーションである。

近年の中国やインドの経済成長は GDP で年率 5～10%と、経済成長が停滞気味の先進国を尻目に急成長を持続している。

韓国もサムソンなどの一部の民間企業が急成長し、売り上げ規模で日本企業を席巻し、いまや通信業界でも米国の巨大企業であるアップルを脅かす存在にまで急成長している。

こうした国々や企業は、決済ルートを確保するために必然的に国際金融ネットワーク、金融システムを利用せざるを得なくなる。裏返せば、自国の金融システムに対する整備も整っていることを国際社会に表明する必要が生まれることになる。

前述のとおり、中国、インド、韓国は相次いで、ファーストステップである APG の相互審査で満足のいく評価を得て、セカンドステップとして、FATF の加盟国審査基準をクリアし、2000 年代から続々と FATF 加盟国へ昇格を果たしてきている。

---

[41] ベルギーに本部を置く、金融機関の国際的な取引に関するメッセージ通信のネットワークを提供する組織。SWIFT のネットワークには 200 以上の国又は地域で 11,000 以上の銀行、証券会社、市場インフラ、事業法人顧客が加入している。https://www.swift.com/ja、2017 年 8 月 16 日アクセス。

以上から、APG は、国際的な会合である FATF の補助機関として、世界の他の地域とは異なる、アジア特有のマネーロンダリング現象を分析する組織である。APG は、FATF で醸成されたマネーロンダリング対策の知識を咀嚼した上で、現場に適合できる仕様にて移転した。APG はその知識を、現地（夫々の国）にてグローバリゼーションの必要性を認識した政府を主体としたパブリック・セクターに自発的に醸成させ、現地の特定の国・地域のマネーロンダリング対策の水準を国際レベルまで高めることに貢献させる役割を担ったといえる。

３.３ エグモント・グループ

３.３.１ エグモント・グループの概要

1990 年に公表された FATF 勧告 29 及び 40 にてマネーロンダリング対策の為に各国は資金情報機関（以下 FIU)を設立すべきことを明記した。これら FIU を束ね情報交換を活発化させることを目的として設立されたのがエグモント・グループである。エグモント・グループは 1995 年にベルギーブラッセルのエグモント城に各国の FIU が集結して形成されたことにネーミングが由来し、情報交換・トレーニング・専門知識の共有を目的として、国際的な FIU の非公式なネットワークとして設立された。１996 年には、エグモント・グループの作業部会は、FIU を再定義し、国家の中央官庁の中で、金融情報の開示を集約、分析し、これらの情報・分析を所管部署に周知する責任部署と定義した（尚、同定義は、テロ資金供与防止に関する FIU の役割の追加(2004 年）、FATF 新勧告（2012 年）により 2013 年に改正されている）。（Egmont Group of Financial Intelligence Units 2014）

３.３.２ エグモント・グループの機能と役割

エグモント・グループの役割は、FIU 間での情報交換、訓練、専門知識の共有の分野での協力を通じ、FIU の能力とスキルを向上させることであり、犯罪組織と戦うために、ベストプラクティスの交換を奨励し、促進することであるとしている。そのために、情報交換のセキュリティを強化し、戦術的な分析ツールを改善するだけでなく、異なる技術部門のより良い関与を促進するために、犯罪組織が使用している新しい手口も迅速に収集し、FIU 情報システムを充実させている[42]。エグモント・グループは設立以来各国 FIU の加盟促進を図り、現在では 151 の FIU が所属、総会は年 1 回であるが、傘下に４つのワーキンググループ[43]、地域部会等を有している。特徴的なのが、マネーロンダリング、テロ資金供与の犯罪に特化した事例分析

---

[42] エグモントグループ年次報告書 2014-2015 議長発言（Egmont Group of Financial Intelligence Units 2015：x-xiii)。

[43]情報交換、メンバーシップ・サポート、政策と手順、技術援助訓練,（Egmont Group of Financial Intelligence Units 2015）。

を行い、その分析結果を所属 FIU に、FATF40 の勧告で取り上げた「疑わしい取引報告」として集約し、分析・還元していることである（2013 年に 20 事例をガイドラインとして公表　第 4 章で詳述）。

エグモント・グループは、2014 年に活動の見直しの一環として、事務局が位置するカナダ、トロントの大学にコンサルティングを依頼し、その報告書内容を公開している。報告書の抜粋は以下の通り。

トロント大学によるコンサルティング内容の抜粋

1.　エグモント・グループの役割：エグモント・グループは、国際的な AML / CFT[44]基準を国内レベルで実施する責任を負う機関である FIU を代表する唯一の国際機関として、国際的および国内的な AML / CFT の取り組みの橋渡し機能を有している。同グループは、マネーロンダリングとテロ資金供与に対する世界的な戦いにおいて重要な役割を果たすため、グローバルな AML / CFT ネットワークに十分浸透しており、ネットワーク統合を強化する任務を有する。

2.　課題：秘匿性の高い情報を扱いつつ透明性を高める手法、膨大な情報の適切な分類と分析及び公開、明確な戦略的目標の確立、FIU 間の情報交換の活性化と利害関係機関との積極的な情報交換「対話のパートナー」としての地位の確立。

3.　グローバルなマネーロンダリング対策ネットワークの概念図

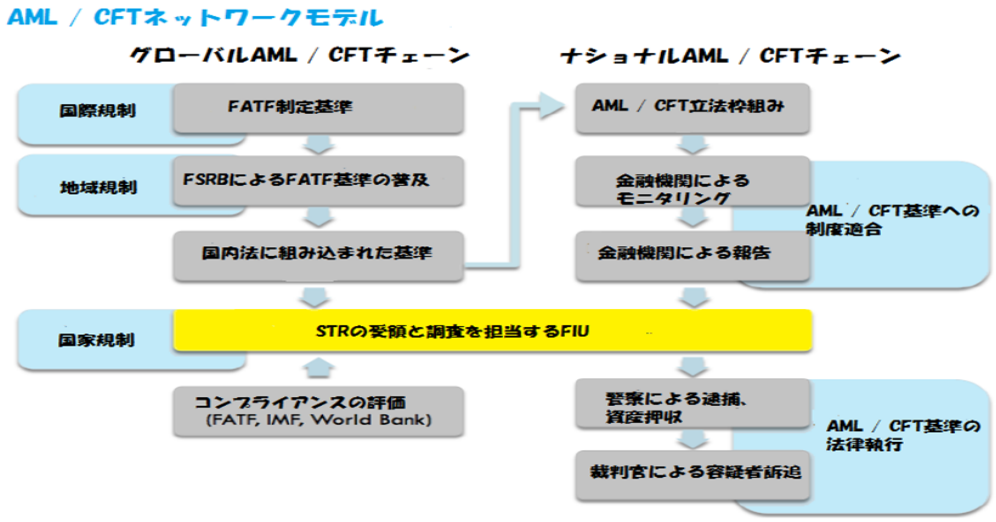

図 3.8　AFT/CFT ネットワークモデル

出典：トロント大学調査書（2014:13）訳　筆者

3.3.3 垂直な知識のコミュニテーターとしてのエグモント・グループ

エグモント・グループは、FATF による 40 の勧告 20 条に記載ある収集された「疑わしい取引」といった特殊専門知識を分析し、今後の犯罪防止に役立てるための知

[44] Anti-Money Laundering /Combating Fight Against Terrorism の略語

識の体系化を担う組織である。グローバルなマネーロンダリング対策の中で、いかに秘匿性の高い知識に解決策を添えて、当該知識の最適な利用者に対して適切に伝達するかという高度な任務を担っているといえる。世界各国で収集された「疑わしい取引」は法律に基づいた届出制度により各国の FIU へ提出され、分析される。エグモント・グループではこの分析された知識をさらに分析し、他の FIU と共有し、活用させていることになる。このプロセスを知識の特異性に立脚した特殊な知識の高度化と活用と説明したい。

ネットワークモデルから明らかなように「疑わしい取引」といった単一イシューにも拘わらず、マネーロンダリング対策という社会現象に取り組むために、国内外のネットワークが融合するモデルが形成されている。このネットワークは、グローバル・ナレッジマネジメントのひとつの形態と考えたい。

３.４ ウォルフスバーグ・グループ

３.４.１ 設立背景と運用形態

次にウォルフスバーグ・グループについて説明する。

ウォルフスバーグ・グループは、1999 年にグローバルなマネーロンダリング対策が必要との認識で一致をみた、グローバルな金融活動を展開する先進国の大手金融機関を中心に形成された民間金融機関による会合である

会合は現在 13 金融機関[45]で構成され、メンバーは欧米の金融機関が中心であるがアジアからは唯一、三菱東京 UFJ 銀行が参加している。

ウォルフスバーグ・グループの運営形態も前述した FATF/APG/エグモント・グループとほとんど変わらない。総会は年 3 回、内 6 月はスイスのウォルフスバーグで開催され、同時に世界の主要金融機関のアンチ・マネーロンダリング担当者、政府関係者との交流の場も設けられる。これは、関係者の間では、ウォルフスバーグ会議と称され、民間金融機関と政府関係者の交流の場となっている(参加者は官・民併せ 100 名程度）[46]。

また、事務局は HSBC（香港上海銀行）内に設けられており、メンバー行の若手行員を集めたアカデミーの開催、テーマを決めた作業部会での議論（例コレスポンデント銀行のあり方、経済制裁動向）を踏まえレポートの公表もおこなっている。

Pieth and Aiolfi （2003）は、同グループへの参加金融機関の業務領域は、世界のプライベートバンク市場の 60%以上、主要オフショア市場の 50%以上を占有している

---

[45] Banco Santander、Bank of America、Bank of Tokyo-Mitsubishi-UFJ、Barclays、Citigroup、Credit Suisse、Deutscheld Bank、Goldman Sachs、HSBC、JP Morgan Chase、Société Générale、Standard Chartered Bank、UBS,の 13 の金融機関、http://www.wolfsberg-principles.com/、2017 年 8 月 17 日アクセス。

[46] K 氏　インタビュー、2017/10/3。

と分析する。Pieth and Aiolfi （2003）は、同グループの活動を、マネーロンダリング対策のなかで、プライベート・セクターが、グローバリゼーションの進展のなかで、国際レベルで積極的に関与していくことの必要性を強調した。

そして、こうしたプライベート・セクターが、パブリック・セクターと積極的に関わっていく行動をとらえ、集団行動イニシアティブ（Collective Action Initiative）と呼んだ。その特徴を、競合他社間の集まりであっても、集団行動の目標が、マネーロンダリング対策やその他グローバルに共通した倫理観を打ち立てるなど、最終的に自己の利益につながる目標と参加者が判断すれば、こうした集団行動は成功する可能性が高いとしている[47]。

３.４.２ 知識のファシリテーターとしてのウォルフスバーグ・グループ

ウォルフスバーグ・グループは、1999 年以来、定期的に会合を持ち、コミュニケーションを図っており、傘下にワーキンググループを有して活動していることは説明した。

そして、プライベート・セクターの立場から、ワーキンググループ[48]での成果をガイドライン等として公表し、マネーロンダリング対策における民間の視点からの国際水準の高度化への貢献を模索している。

ここでは、プライベート・セクターのグローバル・ナレッジマネジメントの視点から、「マネーロンダリング防止質問書（The Wolfsberg Group Anti-Money Laundering Questionnaire）」と 2006 年に公表された「マネーロンダリング対策のためのリスク・ベースアプローチのガイドライン（ Guidance on a Risk Based Approach for Managing Money Laundering Risks - March 2006）」を取り上げたい。

マネーロンダリング防止質問書は、I.一般的な AML の方針、慣行、手順、II. リスク評価、III. KYC、デューデリジェンス、デューデリジェンスの強化を知る、IV. 報告不能な取引と不法に取得されたファンドとの取引の防止と検知、V.トランザクション・モニタリングの 5 項目 28 質問に及ぶＹＥＳ，Ｎｏの質問状である。

ウォルフスバーグ・グループは、国際金融ネットワークへの参加に必須なコルレス銀行の締結審査のための質問状として、この質問状を開発した。

一義的にウォルフスバーグ・グループ間での利用のために開発されたが、現在は、金融機関がコルレス契約を締結するための必須アイテムとなっている。海外の金融

---

[47] Gemma Aiolfi and Hans-Peter Bauer(2012),”The Wolfsberg Group” *Collective Action: Innovative Strategies to Prevent Corruption*. 。（Pieth, M (ed). 2012:97-112）

[48] ワーキンググループは 5~10 程度。コレスポンデントバンキングの在り方や経済制裁等のトピックを取り扱い。ワーキンググループのリーダーの判断にもよるが、開催頻度は月 1 回程度で、参加行がグローバルに及びことから、電話会議は主体。重要な案件についてはロンドン在の金融機関に集まり議論を行う（K 氏インタビュー、2017/10/3）。

機関とコルレス契約を結ぼうとする金融機関は、この質問状を相手の銀行に送付し、その回答内容を審査した上で、コルレス契約の締結の可否を判断することになる。

プライベート・セクターに属するウォルフスバーグ・グループが開発したツールがグローバルなツールとして、金融機関のデファクト・スタンダードとなっている例である。

以下は本邦の改正犯罪収益移転防止法成立（2014 年 11 月成立）の際に金融庁がパブリックコメントに記載した文章の抜粋である。この表現から、金融庁もウォルフスバーグ・グループの質問状の有効性を認めていると受け止められる。

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
10	「主要行等向けの総合的な監督指針（本編）」 Ⅲ－３－１－３－１－２（１）②ロ. 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編）」 Ⅱ－３－１－３－１－３（１）②ロ. 「金融検査マニュアル」法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ．１．（３）（ii）	「責任分担について文書化する等して明確に把握する」の「等」には、文書化のほか、例えば、Wolfsberg のQuestionaire等で相手方の金融機関のAML 対策を確認する等の現行の国際的な実務が含まれると理解してよいか。	「文書化」はあくまでも例示であり、「文書化」のほか、例えば、「質問票」を利用してコルレス先のマネー・ローンダリング対策を確認する等の国際的な実務慣行に則った対応によって、コルレス先との責任分担について明確にするなどの対応が考えられます。 なお、当該箇所については、「コルレス先とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にするよう努めているか」と修正します。

図 3.9　金融庁パブリックコメント事例

出典：金融庁ウエブサイト http://www.fsa.go.jp/ （2017 年 8 月 17 日アクセス）

マネーロンダリング対策のためのリスク・ベースアプローチのガイドラインは、2006 年にウォルフスバーグ・グループが声明として公表した。

この声明文は、「リスクに応じたアプローチは、マネーロンダリング防止の取り組みにとって有効かつ効率的である。リスクに応じたアプローチは、マネーロンダリングへの関与の蓋然性を踏まえたマネーロンダリング防止の取り組みと活動の優先順位決定の一助となり、またマネーロンダリングリスク低減への取り組みを通じて金融機関が獲得する経験とバランス感覚とを反映するチャンスとなる。（同声明結論部分抜粋）[49]」が骨子となっており、プライベート・セクターは潜在リスクをよく審査しながら、リスクに応じたアプローチをすべきであると誓言したものである。

筆者は、この誓言は、当時テロ資金供与防止対策で FATF が 40 の勧告を改訂、規制の強化を打ち出した直後のことであり、かなり冒険的なメッセージであるととらえる。

つまり、マネーロンダリング対策は必要であるが、パブリック・セクターの執拗な管理強化によるコスト増はプライベート・セクターには負担になる。リスクに応

[49] http://www.wolfsberg-principles.com/pdf/japanese/RBA-japanese.pdf、2017 年 8 月 17 日アクセス。

じた対応を行うとして、パブリック・セクターの理解を求める誓言とも受け取られる。まさに集団行動モデルが機能したひとつの例と言える。

ここで注目したいのは、このリスク・ベースアプローチの考え方を FATF が、ガイドライン公表後数年を経過した 2012 年の 40 の勧告の改訂で基本方針として取り入れたことである。

１．リスクの評価及びリスク・ベースアプローチの適用
各国は、自国における資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価及び把握すべきであり、当該リスクを評価するための取組を調整する関係当局又はメカニズムを指定することを含み、当該リスクの効果的な軽減を確保するために行動し、資源を割り当てるべきである。各国は、当該評価に基づき、資金洗浄及びテロ資金供与を防止し又は低減するための措置が、特定されたリスクに整合的なものとなることを確保するため、リスク・ベースアプローチ（RBA）を導入すべきである。この方法は、資金洗浄及びテロ資金供与対策の体制や FATF 勧告全体にわたるリスクに応じた措置の実施における資源の効率的な配分にあたっての本質的基礎とならなければならない。各国は、リスクが高いと判断する場合、自国の資金洗浄・テロ資金供与対策の体制が当該リスクに十分に対処することを確保しなければならない。各国は、リスクが低いと判断する場合、一定の条件の下で、いくつかの FATF 勧告の適用に当たって、簡素化された措置を認めることを決定してもよい。各国は、金融機関及び特定非金融業者及び職業専門家（DNFBPs）に対し、資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価及び低減するための効果的な行動をとることを求めるべきである。
（FATF40 の勧告第 1 条、2012 年版 出典：FATF 勧告（仮訳）(2012) 財務省:2)

マネーロンダリングの社会現象のナレッジマネジメントにおいて、グローバルな領域でパブリック・セクターとプライベートの相互作用が有効に機能している例といえる。

３.５ ACAMS

３.５.１ 設立背景と運用形態

世界的なマネーロンダリング、およびテロ資金供与対策の専門家を支援するグローバルな協会組織である公認 AML スペシャリスト協会（Association of Certified Anti-Money Laundering Specialist 以下 ACAMS）の設立は 1989 年である。マネーロンダリング対策の関連法令体系を整えつつあった米国において、Charles A. Introago 氏が、

ニュースレター「Money Laundering Alert」の編集を開始、その後、ニュースレターを定期購読誌として定例発行化、併せて、米国各地でセミナーの展開していったことが起源である。主な活動は、マネーロンダリングに関する専門知識を有する人材を育成するための資格認定、オンラインニュースおよび情報リソースの提供、業界専門誌の出版、国際コンファレンス、Web セミナーを含め各種セミナーの提供、会員間でのネットワーク構築のためのコミュニティの形成等、多岐に及んでいる[50]。会員のカバレッジは 175 カ国、30,000 人の会員を有し、アンチ・マネーロンダリングの専門家の会員組織では業界でも最大手に属する[51]。

ACAMS は、現在、世界各国においてマネーロンダリング対策及びテロ資金供与防止対策に関するコンファレンス（会議とセミナーのセット）で展開している[52]。中でも、米国ラスベガスにおいて毎年 9 月に開催される会議は、年次総会の様相を呈し、2015 年開催の会議では FATF 前議長が基調講演を実施、2016 年開催の会議では、米国財務省高官が同様基調講演を行なった。パブリック・セクターでの実務経験者を招き、プライベート・セクターが交流する貴重な「場」としてマネーロンダリング対策専門家が集まる一大イベントとなっている（2016 年度は 2,500 人以上が参加）。

本邦でも、2008 年より、年 1 回の定例コンファレンスを開催、2016 年は政府政策関係者（金融庁担当者）が基調講演を行い、金融関係者をはじめ多数のマネーロンダリング対策に従事する関係者を集めた（金融ソリューションを提供する企業[53]も参加している）。

---

[50] ACAMS 日本事務局インタビュー（2016/3/ 7 ）、ACAMS ウエブサイト他をもとに作成。（http://www.acams.org/、2017/8/18 アクセス）。

[51] 同様の会員組織でグローバル展開する団体としてイギリスを中心に事業展開する International Compliance Association: ICA がある。会員数非公開。認定セミナー受講者は延べ 10 万人以上。（https://www.int-comp.org/,2017/8/18 アクセス）。

[52] 2017 年計画ベースで開催会議は世界各地で 30 回以上に及ぶ。（http://www.acamsconferences.org/、2017/8/18 アクセス）。

[53] NTT データジェトロニクス社、トムソンロイター社など

米国財務省高官

前 FATF 議長（元オーストラリア政府弁護士事務局（The Attorney-General's Department）長官

図 3.10　ACAM 会議パンフ

出典：ACAMS 第 15 回国際会議パンフレット

3.5.2 専門的な個人知の高度化のための「場」としての ACAMS の会議を捉える

野中・竹内（1996）は、暗黙知の共有が起こるためには、個人が直接対話を通じて相互に作用し合う「場」が必要であり、体験を共有し、身体的・精神的なリズムを一致させるのがこの「場」であると説いたことは先に述べた。

この「場」の視点から ACAMS の会議の役割を捉えてみると、ACAMS が主催する一連の会議は、パブリック・セクターとプライベート・セクターのマネーロンダリング対策専門家がフェイス・トゥ・フェイスで意見交換ができる数少ない機会であること、当局のルール設定者が、実務家より実態を直接聴取できる数少ない機会であること、プライベート・セクターにとっては、政策動向、法令の制度設計趣旨などが聴取できる数少ない機会であること、会議には、民間部門からは、金融ソリューションを提供する企業も参加し、マネーロンダリング対策の技術進歩が確認できる機会であることなどが確認できる。

「知識創造企業」（1996）では、「場」は組織的知識創造を促進するためのものであり、その典型的な場として、共有目標を実現するためにさまざまな職能部門からのメンバーが一緒に働く自己組織化チームが必要であるとした。この視点で ACAMS の会議を捉えると、一連の会議には、一見、組織的知識創造は存在しない。一方、ACAMS の主催者側はこうした一連の会員がとる行動をネットワーキングの構築と称している[54]。会議参加者の多くは、マネーロンダリング対策の社会現象に興味

[54] ACAMS 日本事務局インタビュー、2016/3/7。

がある人達であり、自らのマネーロンダリング対策の知識のアップデートを目的としたネットワーキングの構築と考えるはずである。

目的は個人知の高度化である。自らの知識レベルを高めその知識を実務家として、みずからの所属企業における実務に還元する。この知識フローには組織への貢献が含まれている。つまり、ACAMS の会議への参加により知識創造が個人知のレベル行われているが、そこには、組織的知識創造も内在し、「場」が存在しているといえる。

３.５.３ FATF と ACAMS のインターアクション

ACAMS の会員組織の特徴のひとつは、同協会が独自で行っている資格認定制度である。

同協会の資格認定の実施の目的は、「アンチ・マネーロンダリングという専門的職業の基準を設けることであり、同資格の認定をうけた個人は、教育され、認定されたスペシャリストとして、広く認識されている」であるとしている[55]。ACAMS は、厳しい認定試験の合格者は､民間および政府機関の中で､マネーロンダリング対策の業務遂行の専門家として認識されているとしている。

実際、ACAMS の資格維持のためには、3 年毎の更新が必要であり、会議の参加、Web セミナーを含めたセミナーへの参加、所属する支部への貢献等をポイント制で換算され、ポイントをクリアしないと資格が更新されない仕組みになっている。

Findley ほか（2015）は、こうした ACAMS の厳しい認定制度による専門家の育成を FATF が評価している例として、FATF が、カナダの第三次相互審査の報告書のなかで、ACAMS の資格認定を受けた職員が政府機関のマネーロンダリング対策専門家の職についていること、オランダの第三次相互審査の報告書の中で、中央銀行の職員が ACAMS の研修を受講したことを記載していることを挙げる。、FATF はパブリック・セクターであり、ACAMS は FATF との資本関係もないプライベート・セクターであるにも拘らず、協働が生まれており、オーケストレーション[56]が存在していると結論づけている。

３.６ おわりに

本章ではアンチ・マネーロンダリングのコンテクストの中で ， 世界各国で様々な機関間（政府間連合、その下部組織、民間金融機関、専門家集団等）の情報交換及び効果的な国際協力が 、グローバルな観点から、急速に進展している 過程を、事例を踏まえて検証してきた。

---

[55] ACAMS 日本事務局インタビューの際に入手したパンフレット。

[56] Abbott 2015:306 Findley, M. et al “Orchestrating the fight against anonymous incorporation: a field experiment. オーケストレーション理論については、2 章参照。

FATF を頂点としたグローバルなマネーロンダリング対策における FATF の役割の機能の分析を行う中で、アンチ・マネーロンダリングレジームを概観した場合、ウォルフスバーグ・グループのような民間団体、ACAMS のような様々な組織に所属し特定の分野に精通した国境を越える専門家集団の存在をどのような位置づけでとらえるかが検討要素である。

マネーロンダリングは社会現象であり、これは、広くあらゆる人々が何等かの形でかかわるリスクのある社会現象である。最終的には、マネーロンダリング対策の知識は、普遍的な知識として民間部門にいきわたらなければならない。一方、ACAMS のような知識専門家集団は、官・民の専門家により構成されるがあくまで「知識」への関心が集団形成の要因であり、いずれの集団に属すか属さないかは不問な組織である。従って、マネーロンダリング対策の知識の観点から概観した場合、こうした職業専門家は、知識フローの中で、その流れを円滑にする触媒の役割果たしており、その機能と属性から、FATF を頂点とするヒエラルキーの外側に位置づけられると想定される。

この考え方は、アンチ・マネーロンダリングレジームにおける知のプロセスは、FATF にて創造された知識がカスケードされ、共有・活用される、また、この知のプロセスとは、距離を置いた専門家集団が存在し、知のプロセスを共有するというものであった。（八坂　2013）

文献レビュー、インタビュー等を通じて、アンチ・マネーロンダリングレジームにおけるアクターを選定し、その特徴を論じた結果を表にまとめると以下の通りとなる。

組織・グループ名	FATF	APG	エグモントグループ	ウォルフスバーググループ	ACAMS
設立年	1990	1996	1995	1999	1989
経緯	アルシュG7サミット	FATF40の勧告	FATF40の勧告	（自主設立）	（自主設立）
官・民	官	官	官	民	民
形態	政府間会合	政府間会合	政府間会合		
対象	加盟国政府（ファーストクラス）	加盟国政府（セカンドクラス）	加盟国政府FIU	民間金融機関（グローバル）	専門家
加盟国	34	41	156	–	–
加盟機関	2			13	
会員数					35,000
総会	5	1		3	1
時期	2月、6月、10月	7月	6月	2月、6月、10月	9月
備考				6月はフォーラム開催	支部主催で複数
意思決定	合意	合意	合意	合意	（無）
ワーキンググループ	5	3	4	5～10	124（支部他含む）
事務局	パリ	シドニー	トロント	ロンドン	フロリダ（米国）
人員	20	NA	NA	2	NA

図 3.11　レジームアクター概念図

出典：各組織年次報告書より筆者作成

また、検証過程で明らかになったことは、FATF の設立背景が、麻薬問題という目に見えるものをマネーという形の特定できないものに置き換えるという特殊事情があったこと、利害がクロスボーダー取引に及んだことから国際協力が必須であったことである。従来の国際協調の枠組にない官製国際版クロスファンクショナルチームともいえるタスクフォースとして FATF が創造された。

次に注目したいのが 40 の勧告である。作業部会への多国籍・属性の異なる参加者が、既成概念に拘っていなかったことである。現状分析を行い、詳細な分析を試みたが世界的なマネーロンダリングの規模は、様々な統計手法で確認したが解明できなかったという事実を分析者は受け止めた。マネーロンダリング事象そのものが負の暗黙知的なものであるとも言え、形式化の解法を探る過程の中で、知識のブレイクスルーが起き、40 の勧告というソフト・ローの概念を生み出すことになった。

ソフト・ローであるがゆえに、未来形の設計を勧告の中に埋め込むことができたこと、可変性があるがゆえに、基本概念を変えずしてパラダイムシフトに乗じて微調整可能なルールとすることができたことも、知のプロセスの視点から重要である。知識はパラダイムシフトに併せて進化することもミッションが変容することで確認できた。

検証の過程で明らかになってきたことは、FATF 類似地域的組織、エグモント・グループの存在が、夫々の象限（地域・国の体制と主権国国家の行政機構の異なる次元という意味）への知識の移転において重要な役割を演じていることであった。 知識の移転は、それぞれの移転先へのダイレクトの移転ではなく、橋渡し役が存在すればより効果的な移転が可能であるということも判明した。

その意味では、ウォルフスバーグ・グループはパブリック・セクターからプライベート・セクターへのセクター間の橋渡し役である。マネーロンダリング対策のような共有の目標が企業の個別の利害関係を超えた場合に集団行動が生まれることも確認できた。

更に明らかになったことは、知識の移転が、決して一方方向でないということである。知識が双方向であるといっているのではない。ウォルフスバーグ・グループの事例で見たリスク・ベースアプローチのように、プライベート・セクターが先行して取り入れていた知識をパブリック・セクターが取り入れる場合もある。すなわち、知のプロセスが時間差で生じているということである。

また、ACAMS と FATF の相互作用でみたように、知識を基盤にした協働もありうることも判明した。

以上の判明した事実から、アンチ・マネーロンダリングレジームにおける知のプロセスを再検討すると以下の概念図が生まれる。

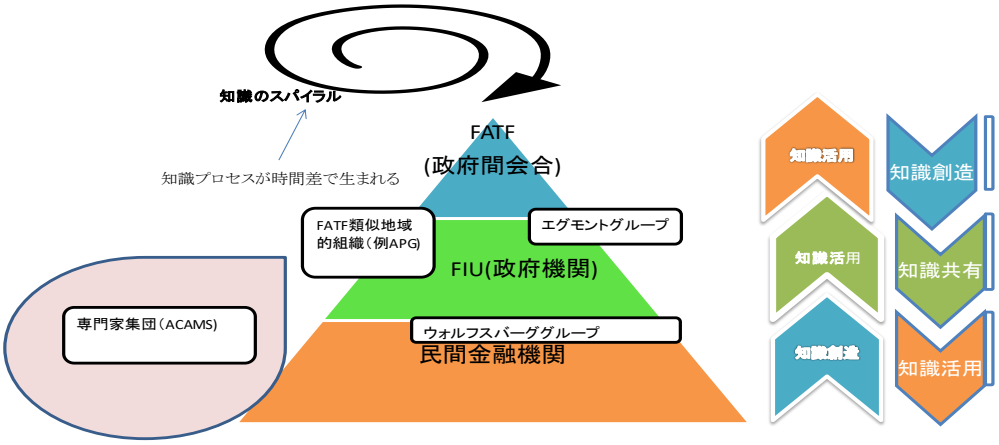

図 3.12　レジーム概念図

出典：筆者

また、「場」の概念も重要である。本章で見た個々のアクターが設定しうるワーキンググループのミーティング、会議等はまさに知識共有のための「場」であることは当然ながら、いずれも先行研究で確認した「よい場」の条件を満たしている。そしてさらに重要なことは、FATF が、いわゆる通常の組織における「場」を、ある場面では形式知的にそしてときには暗黙知的にファシリテートしていることである。それを可能ならしめているのが、40 の勧告という支柱であり、マネーロンダリング対策というビジョンに従って世界を創りかえるというイノベーションの原動力であるといえる。

政府間会合（FATF:官）、リージョナルな政府間会合（APG:官）、特定知識の高度化を目指す官僚の専門分野に特化した組織（エグモント・グループ：官）、民間企業による会合（ウォルフスバーグ・グループ：民）、これらが組織であるとすると、民間主導の専門家集団（ACAMS:民）は個人の集まりである。官・民・組織・個人といった複合的な構成要素を含んでいる。

こうしたグローバルなアンチ・マネーロンダリングレジームの中で知識が創造・共有・活用されていることの確認は意義がある。

アンチ・マネーロンダリングレジームにおけるアクターはそれぞれ独立しグローバルに展開している組織であり、インターアクションの中で融合がおこり知のプロセスが生まれている。地球規模で生じているマネーロンダリングへの対策として、グローバルなナレッジマネジメントには、「場」が重要な要素であることが明らかであり、知識が創造・共有・活用されていることが確認できた。

第４章 日本のマネーロンダリング対策

４.１ はじめに

第 4 章では、日本のマネーロンダリング対策を事例として、ナレッジマネジメントを考える。まず、FATF の第三次対日相互審査の結果とその結果に対する日本政府の対策を確認し、FATF 40 の勧告に日本政府が、どのように取組んでいるかを明らかにする。

次に、FATF 40 の勧告（2003）26 条、権限ある当局、その権限及び資源の項目に定義される[57]疑わしい取引報告制度に焦点をあて、日本政府及び金融機関の取り組みを確認し、疑わしい取引報告制度における知識プロセスを探ることとする。

４.２ FATF 対日審査と日本政府の対応

本稿でのテーマは、FATF を頂点として形成された知識の共有と現地化である。政府間会合である FATF の指針「40 の勧告」は、法的強制力を保有しない、いわゆるソフト・ローである。

日本政府が、このソフト・ローをマネーロンダリング対策の知識として FATF と共有することにより、ハード・ローへ変換させる過程を、FATF が 2008 年に日本政府に対して実施した第 3 次相互審査結を踏まえて、日本政府が、マネーロンダリング対策を立法化させるプロセスを捉え検証を行う

４.２.１ FATF 相互審査の概要と過去の審査結果

FATF の相互審査は、 加盟国による勧告の履行状況を監視することを目的として、1992 年に開始された。手順は、①相互審査のための共通の質問状に対して対象国から寄せられた回答の分析②当該対象国において審査員（4 名～6 名）が実施する聴き取り調査（官庁及び民間機関、通常 7 日～8 日)③審査員と FATF 事務局が協力して

---

[57]「26. 各国は、国の中央機関として、疑わしい取引の届出や他の潜在的な資金洗浄又はテロ資金供与に関する情報を受理し（かつ可能であれば要請し）、分析し、提供する役目を果たす FIU を設立すべきである。FIU は、疑わしい取引の届出の分析を含め、その機能を適切に遂行する上で必要となる金融情報、行政情報及び法執行に関する情報に、時機を失することなく、直接的又は間接的にアクセスすべきである。」（金融庁、資金洗浄に関する金融活動作業部会 40 の勧告（仮訳）:13）。http://www.fsa.go.jp/common/paper/17/siryou/24.pdf.　2017 年 8 月 20 日アクセス。

報告書のドラフトを作成④FATF 総会でのドラフトの審議⑤最終報告書の作成と次回の FATF 総会での承認⑥要約の年次報告書への掲載となっている。

更に、改善促進のための追加手続として①不備を指摘された事項に対し改善に向けた取り組みを定期的に報告②改善が認められない場合は a)当該国の所管の官僚に宛てて FATF 議長名で注意を喚起する書簡が送られる。b) 当該国に注意喚起のための使節団を派遣する、c) 当該国に対し、勧告の履行が不十分であるとの正式な FATF 声明を公表し、必要に応じ、勧告 21(高リスク国への特段の注意)を適用する d) FATF 加盟国としての資格の停止と、圧力をエスカレートさせて改善を求める手順が用意されている[58]。（FATF 年　1996、中川　2008、Gilmore　2011）

日本に対する第 1 次相互審査は 1993 年から 1994 年に実施された。麻薬特例法により薬物犯罪収益のマネーロンダリングが犯罪化され、薬物犯罪収益の義務的没収制度が導入されたこと、1988 年の麻薬新条約を批准しており、相互主義と双方可罰主義を条件としてマネーロンダリングに関する司法共助の体制が整備されたことなどが肯定的に指摘される一方、(1) 金融機関からの疑わしい取引報告の報告件数が極めて少ない、(2)マネーロンダリング罪の前提犯罪が薬物犯罪に限定されている、(3) 疑わしい取引に関する情報を集約し分析する政府機関 FIU が設けられていないなどの不備が指摘された。（FATF　1994:13-14）

第 2 次相互審査 1997-1998 でも、第 1 次相互審査で指摘された不備の一部については改善が認められるものの、疑わしい取引の報告件数が少なく、また前提犯罪が薬物犯罪に限定されていることから、現行の国内法体制はほとんど実効的でないとの厳しい指摘がなされた。（FATF　1998: 21-22）

こうした指摘を受け、日本政府は 2000 年に組織的犯罪処罰法を施行し、「疑わしい取引の届出制度」を拡充するとともに、金融監督庁のもとに、日本版 FIU として「特定金融情報室」を設置し体制整備を実施した(FIU は、2007 年に警察庁へ移管、現犯罪収益移転防止対策室）。

しかしながら、すでに、この時期からマネーロンダリング対策関連の法整備については、整備状況が他国と比較し、不十分であるとの認識が FATF にあったことは想定できる。

---

[58]中川（2008）は、 c）と d）は、単なるピアプレッシャーではなく、金融取引上の不利益、FATF 加盟国資格停止に伴う制裁と見るべきとする。こうした警告は、1996 年にトルコに 2000 年にオーストリアに適用されている。Gilmore（2011）　143-144p に詳しい。

４.２.２ 第三次対日相互審査結果

FATF の第三次相互審査は、2003 年に改訂された勧告に基づいており、FATF が策定したメソドロジー により、4 段階の評価-「C:Compliant(履行)」「LC: Largely Compliant（概ね履行）」「PC：Partially Compliant（一部履行）」「NC: Non-Compliant(不履行)」「NA: Not-Applicable(適用無)」を行っている。この評価の数値化を試み、C:5.0, LC:4.0,PC:3.0,NC:2.0, NA:1.0 と置き換え、49 項目ある評価項目を、5 分類（法体系、予防的措置、機構及び他の措置、国際協力、特別勧告—テロリズム対策）に分類し一覧表とし、更に平均値として表わすと次葉の表となる。

表 4-1 FATF 第三次相互審査結果

順位	加盟国名	加盟国名	評点
1	Belgium	ベルギー	4.20
2	United Kingdom	イギリス	4.16
3	United Staes	米国	4.10
4	Singapore	シンガポール	4.06
5	France	フランス	3.94
6	Porugal	ポルトガル	3.92
7	Italy	イタリア	3.88
8	Ireland	アイルランド	3.80
9	Switzerland	スイス	3.78
10	HK,China	香港、中国	3.73
11	Norway	ノルウェー	3.73
12	Spain	スペイン	3.71
13	Netherland	オランダ	3.67
14	Austria	オーストリア	3.63
15	Germany	ドイツ	3.59
16	Australia	オーストラリア	3.57
17	India	インド	3.55
18	Canada	カナダ	3.53
19	Russia	ロシア	3.53
20	Mexico	メキシコ	3.51
21	South Africa	南アフリカ	3.51
22	China	中国	3.49
23	Sweden	スウェーデン	3.47
24	Denmark	デンマーク	3.45
25	Finland	フィンランド	3.41
26	Iceland	アイスランド	3.41
27	Brazil	ブラジル	3.33
28	Japan	日本	3.31
29	New Zealand	ニュージーランド	3.29
30	Korea	韓国	3.27
31	Turkey	トルコ	3.10
32	Luxembourg	ルクセンブルク	3.04
33	Greece	ギリシャ	2.98
34	Argentina	アルゼンチン	2.69

出典：FATF 年次報告書 2010-2011（2011：12）をもとに筆者作成

トップ 5 は、①ベルギー②英国③米国④シンガポール⑤フランスの順、ワースト 5 は、①アルゼンチン②ギリシャ③ルクセンブルク④トルコ⑤韓国の順となる。

トップ 5 の国々は、概して、アンチ・マネロンの法体系が成熟している国々といえる。一方、ワースト 5 のなかの、アルゼンチンやトルコは、最近まで、「高リスク及び非協力国・地域　国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：継続プロセス」が必要な国として、リストアップされており、マネロンリスクが、高い国であることは、第三次相互審査結果でも裏付けられていることになる。

一方、日本は加盟国 34 か国中 28 位と、平均以下のランキングである。この結果から、日本は FATF 基準のマネーロンダリング対策への取り組みは、まだ十分とは言えないことがわかる。

この一覧を一変量の分布で捉えたのが以下である（日本は斜線部分に位置する）。この表からも、日本のマネーロンダリング対策は、他加盟国の標準的な対策から劣後していることが窺われる。

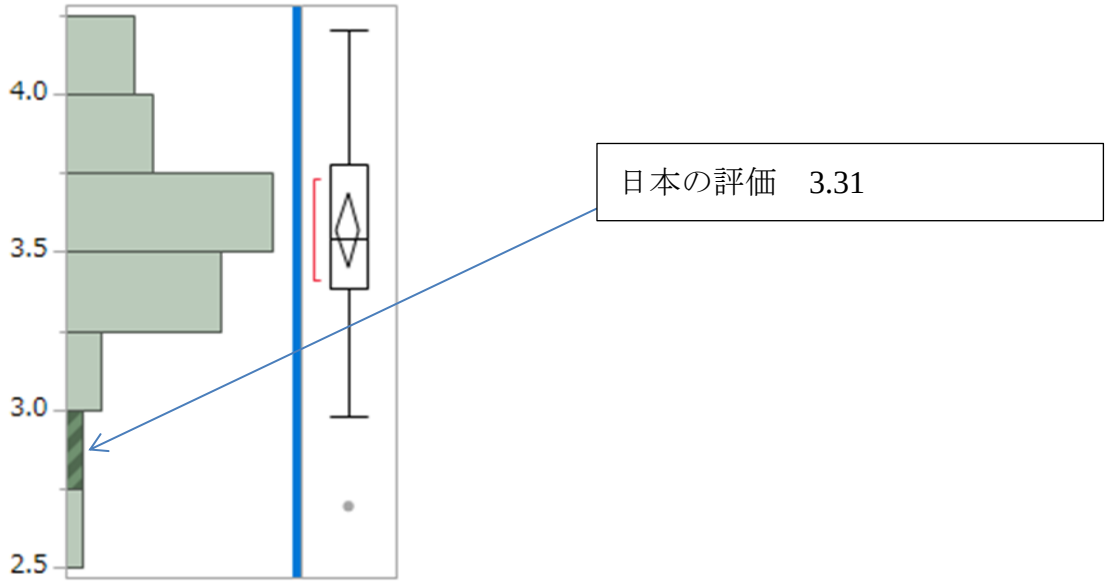

図 4.1　FATF 審査結果

出典：FATF 年次報告書（2011）をもとに筆者作成

４.２.３ 第三次相互審査結果一覧

FATF 第三次相互審査の米・英・日の評価結果の比較

FATF の評価ではアンチ・マネーロンダリング体制が成熟されているとされ、情報公開が進んでいる米国と英国を取り上げ、FATF 評価の大項目に絞り比較したのが、次のダイアグラムである。

米国の FATF 評価（大項目）：法体系、予防的措置、機構及び他の措置、国際協力、テロ対策いずれも平均値を上回っている。但し、国際協力には改善の余地がある。（FATF 2006）

米国の FATF 評価：改善項目は、予防的措置として 4 項目、機構及び他の措置で 2 項目あるが、その項目は、金融機関以外の指定非金融業者の顧客管理・記録化、法人の情報開示に脆弱性があるというもの。

ダイアグラムの通り、アンチ・マネーロンダリング体制はバランスの取れた体制となっている。

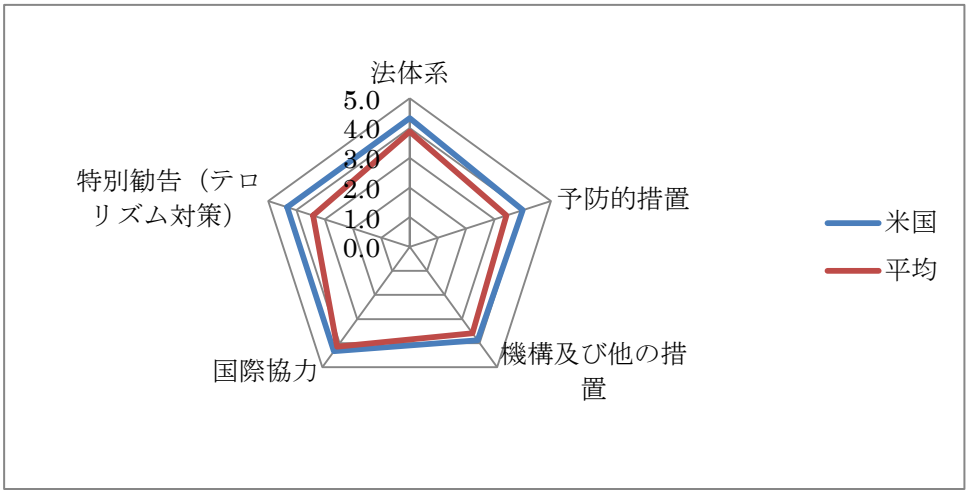

図 4.2　米国相互審査結果

出典：FATF（2011）をもとに筆者作成

国の FATF 評価（大項目）：法体系、予防的措置、機構及び他の措置、国際協力、テロ対策いずれも平均値を上回っている。特に、法体系、国際協力項目は大幅に平

均値を上回っている。(FATF　2007)

英国の FATF 評価 ：改善項目は、13 項目と多いものの、その項目は主に顧客管理・本人確認・記録化等予防的措置に集中しており（10 項目）、機構及び他の措置（法人の情報開示）で 2 項目、特別勧告（電信送金）で 1 項目と、英国もアンチ・マネーロンダリング体制ではバランスの取れた体制を築いているといえる。

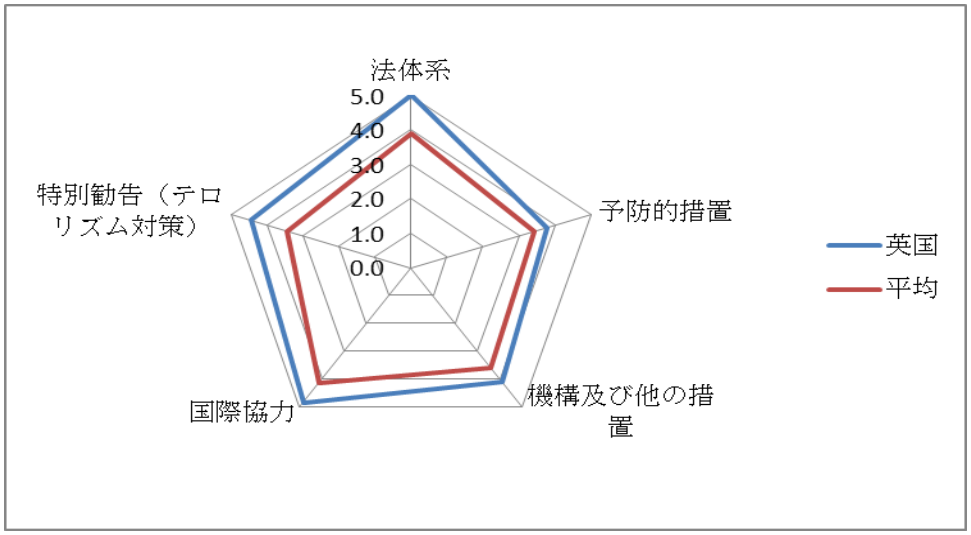

図 4.3　英国第三次相互審査結果

出典：FATF（2011）をもとに筆者作成

日本の FATF 評価（大項目）：法体系、機構および他の措置は平均並みではあるが、予防的措置、国際協力、テロ対策は平均値を下回っている。（FATF　2008）

日本の FATF 評価：予防的措置にて顧客管理体制、本人確認・記録、金融機関以外の指定非金融業者の整備体制を中心として、12 項目、機構及び他の措置（法人の情報開示）で 2 項目、国際協力体制の未整備項目が 4 項目、特別勧告（テロ対策）が 7 項目と加盟国の中でも、国際協力体制とテロリズム対策が遅れていることが FATF の評価結果にて確認することができる。

ダイアグラムの比較にて分類別にみても、加盟国平均、もしくは、平均以下の評価となっており、総じてアンチ・マネーロンダリング体制は脆弱であるといえる。

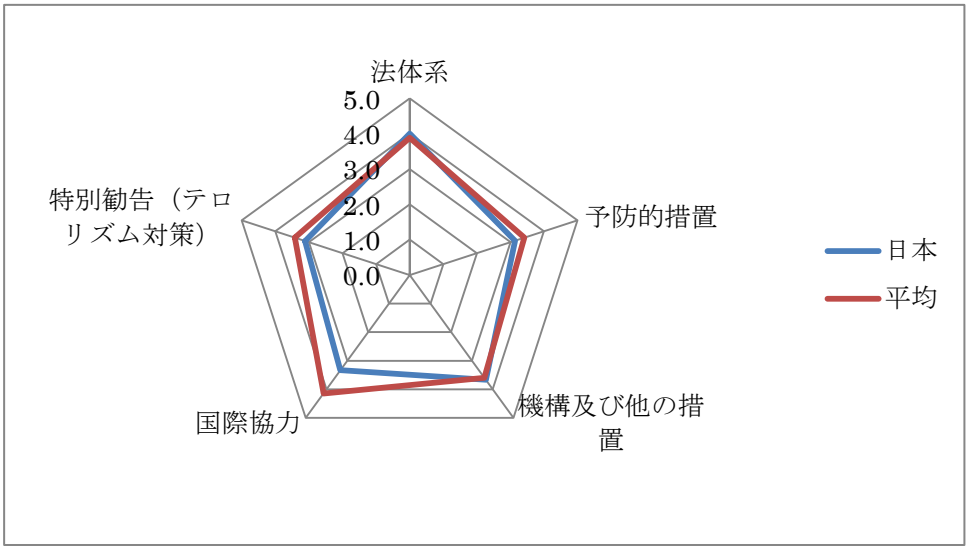

図 4.4　本邦第三次相互審査結果

出典：FATF（2011）をもとに筆者作成

表 4-2　米英日相互審査結果一覧

No	分類	条数NO	条文内容	米国	英国	日本	加盟国平均
1	法体系	1	資金洗浄罪	4	5	4	4.33
		2	資金洗浄罪－認識及び法人への刑罰	5	5	4	4.67
		3	没収・凍結措置	4	5	4	4.33
2	予防的措置	4	勧告に整合的な守秘義務	5	5	5	5.00
		5	金融機関における顧客管理	3	3	2	2.67
		6	外国における重要な公的地位を有する者との取引	4	2	2	2.67
		7	コルレス銀行の業務	4	2	2	2.67
		8	新技術の悪用及び非対面取引	4	5	3	4.00
		9	顧客管理措置の第三者依存	4	3	1	2.67
		10	本人確認・取引記録の保存義務	4	5	4	4.33
		11	通常でない取引への注意義務	4	3	3	3.33
		12	DNFBP（指定非金融業者及び職業専門家）における顧客管理	2	3	2	2.33
		13	金融機関における疑わしい取引の届出（STR）	4	5	4	4.33
		14	届出者の保護義務	5	5	4	4.67
		15	内部管理規定の整備義務	4	4	2	3.33
		16	DNFBPによるSTR(疑わしい取引報告）	2	4	3	3.00
		17	義務の不履行に対する制裁措置	4	4	4	4.00
		18	シェルバンク（実態のない銀行）の禁止	5	3	3	3.67
		19	他の報告様式	5	5	5	5.00
		20	他の職業専門家及び安全な取引技術	5	5	5	5.00
		21	高リスク国への特段の注意	4	3	2	3.00
		22	海外支店・現法への勧告の適用	4	2	2	2.67
		23	金融機関に対する監督義務	4	4	4	4.00
		24	DNFBPに対する監督義務	3	3	3	3.00
		25	ガイドライン及びフィードバック	5	5	4	4.67
3	機構及びその他の措置	26	FIU	4	4	4	4.00
		27	資金洗浄・テロ資金供与の捜査	5	5	4	4.67
		28	関係当局の権限	5	5	5	5.00
		29	監督当局	5	4	4	4.33
		30	資源、資質、訓練	4	4	4	4.00
		31	国内関係当局間の協力	4	5	4	4.33
		32	統計	4	4	4	4.00
		33	法人－受益所有権者	2	3	2	2.33
		34	法的取極（信託）－受益所有権者	2	3	2	2.33
4	国際協力	35	条約	4	5	3	4.00
		36	法律上の相互援助	4	4	3	3.67
		37	双罰性	5	5	3	4.33
		38	外国からの要請による資産凍結等	4	5	4	4.33
		39	犯人引渡	4	5	3	4.00
		40	国際協力（外国当局との情報交換）	5	5	4	4.67
5	特別勧告（テロリズム対策）	I	国連諸文書の批准	4	5	3	4.00
		II	テロ資金供与の犯罪化	5	5	3	4.33
		III	テロリストの資産の凍結・没収	4	5	3	4.00
		IV	テロに関するSTR	4	5	4	4.33
		V	テロ対策に関する国際協力	4	5	3	4.00
		VI	代替的送金システム	4	4	3	3.67
		VII	電信送金のルール	4	3	4	3.67
		VIII	非営利団体（NPO）	5	4	3	4.00
		IX	国境における申告及び開示（キャッシュ・クーリエ）	5	4	2	3.67

指摘項目

出典：FATF国別評価書（米国、英国、日本）をもとに筆者作成

４.２.４ FATF 第三次対日審査への日本政府の対応

日本は 2008 年に FATF の第三次相互審査を受検している。審査結果における、FATF の評価の具体的な勧告内容について触れておく。対日相互審査にて、日本が FATF から「40 の勧告」を履行していないと指摘を受けた項目のうち、特に「Non-Compliant（不履行）」とされた項目は、次の 10 項目である（条は 40 の勧告の対応項目）

① 5 条：金融機関における顧客管理、

② 6 条：外国における重要な公的地位を有するものとの取引、

③ 7 条：コルレス銀行の業務、

④ 12 条：指定非金融業者及び職業専門家におけ顧客管理、

⑤ 15 条：内部管理規定の整備業務、

⑥ 21 条：高リスク国への特段の注意

⑦ 22 条：海外支店、現法への勧告の適用、

⑧ 33 条：法人ー受益所有権者

⑨ 34 条：法人取極（信託における受益所有権者）

⑩ 特別勧告 9 条：国境のおける申告及び開示。(FATF 2008=『対日相互審査報告書概要（仮訳）』2008:10-21)

日本政府は不備事項の改善に着手、まず、2011 年に改正犯罪収益移転防止法を成立させ、取引時の確認事項の追加、取引時確認を的確に行うための措置の追加、特定事業者の追加、預貯金通帳等の不正譲渡等に係る罰則の強化を行った。

FATF の相互審査は、指摘事項の改善が相応になされていると認められた段階で、FATF 総会でフォローアップ報告書が承認されることになる。ところが、今回の対日審査の改善の評価については、改善の取り組みが十分でないとして、2014 年 6 月の FATF 総会で、不備事項の指摘がなされた。

指摘された 4 つの不備事項は以下の通りである。（FATF　2015:15）

① テロリスト資金供与の犯罪化が不完全（アジト提供など物質的支援が処罰の対象になっていない）。

② 金融セクター等に適用されうる顧客管理措置等の義務が不完全（前回犯罪収益移転防止法改正の内容では不十分）

③ テロリスト資産の凍結メカニズムが不完全（海外との取引は外為法の許可制に基づいて凍結できるが、居住者間取引の凍結制度がない）

⑤　パレルモ条約（国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約：以下パレルモ条約）の締結と完全な実施ができない（条約締結の前提となる「組織的犯罪の共謀罪」の国内法の規制がない）。（FATF　2015:15）

日本政府はかかる指摘に対応、法整備に着手、2014 年秋の臨時国会にて、「犯罪収益移転防止法改正法」「国際テロリストの財産凍結法」「テロ資金提供処罰法」の 3 法案が成立することになる（ちなみに、2014 年 10 月の FATF 総会では、かかる対応を評価するとの一文が声明文に加えられた）[59]。改正犯罪収益移転防止法には、疑わしい取引の判断方法の明確化、コルレス契約締結時の厳格な確認、事業者が行う法整備等の努力義務の拡充等が盛り込まれ、2016 年 10 月に全面施行された。残るパレルモ条約（国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約）締結の前提とされた共謀罪については、テロ等準備罪、改正組織犯罪処罰法として 2017 年 6 月に成立、7 月より施行となった。同法の成立により、日本政府はパレルモ条約を批准できる要件を整えたこととなり、FATF のフォローアップ審査に漸く合格できる見通しとなった[60]。

４.２.５ マネーロンダリング対策における日本政府、日本国民の課題（FATF40 の勧告の現地化）

何故日本政府は、2008 年の審査のフォローアップ終了まで、かくも時間を要しているのであろうか。筆者は、その要因を①イノベーションのジレンマ②場のオーガナイザーの不在③認識のガラパゴス化と整理した。

その根拠は、以下である。

① イノベーションのジレンマ

FATF の 40 の勧告は、第三章で述べた通り、偶発的に完成されたものであり、そこには、デストラクティフイノベーション（偶発的な発想の転換）が存在したと考えられることは第 3 章で論じた。これは、ハード・ローをソフト・ローに統合させるという逆転の発想であったといってよい。では、このソフト・ローを自国の社会情勢に合わせ、形を変え再適合させる。これも、逆に、発想の転換(=これをイノベーションと呼ぶとすると)である。日本政府は、かかる着眼(すなわち法体系の再現地化)にはジレンマがあったといえる。

---

[59] http://www.fatf-gafi.org/　2017/8/20 アクセス。

[60] 元金融庁関係者 K 氏へのインタビュー。但し、2017 年 12 月現在　FATF のフォローアップは終了していない。

② 場のオーガナイザーの不在

FATF 40 の勧告はその成立過程から、個々の法律を独立して適用するというより、法律のクロスボーダー的な要素を含む。これら勧告は、担当するべき複数の省庁が担当事項を、あるものは所管、あるものは所管外と分別を実施すると考えると作業は滞る。本来であれば、金融庁、警察庁などがリーダーシップをとり、官庁を跨る横断的な課題につき、「場」の提供を行い、いわゆるクロスファンクショナルチームを組成し、勧告指摘事項の解決に当たるのが、理想であったと考えられる。そのためには、政府の行政組織の中で、リーダーシップを発揮できる場のオーガナイザー(纏め役)の存在が求められる。官僚組織の弊害が現れている例だといえる[61]。

③ 「知識」の認識のガラパゴス化

ガラパゴス化現象とは、2008 年に野村総合研究所が「2015 年の日本」の中で提唱した考え方であるが、主に製造業に焦点をあてて指摘した表現である。

- 本国内には、独特な環境(高度なニーズや規制など)基づいた財・サービスの市場が存在する
- 海外では日本国内とは異なる品質や機能の市場が存在する
- 日本国内の市場が独自の進化を遂げている間に、海外市場ではデファクトスタンダード的な仕様が決まりつつ、拡大していく
- 気がついた時には世界の動きから大きく取り残されているとし、市場だけでなく、ビジネスルールも国の制度も社会インフラも、世界水準とかけ離れた特殊な国になってしまった。（FATF 野村総合研究所 2015 年プロジェクトチーム 2007:114）

マネーロンダリング対策の社会現象に対する日本政府の対応から考察したいことは、国策に関与する人たちが、日本は「知識」の先進国だと自負していたにも拘らず、パラダイムシフトに伴うマネーロンダリング対策を行う必要性についての知識の高度化から取り残されているということである。

FATF は、第 4 次相互審査において、加盟国の自主的な自国のマネーロンダリング対策に関する評価書の公表を求めている。日本も 2014 年 12 月に「犯罪による収益の移転の危険性の程度に関する評価書」を公表している。但し、評価書の内容は、日本は世界の先進国の中でも極めて犯罪率が低い国の一つであること、組織的犯罪集団もいわゆる「ヤクザ」に限定されていること、テロ犯罪にしても政治思想を多分に反映した日本赤軍や宗教カルト集団であるオウム真理教による地下鉄サリン事件を例示してはいるが、そもそも、日本では、一般市民を巻き込んだマネーロンダ

[61] O 氏(元金融庁関係者、2017 年 9 月 15 日インタビュー)も参考意見とした。

リングやテロ犯罪のリスクは極めて低いとの論調となっている。中東の混沌に端を発したテロ集団「イスラム国」の増長や、アフリカでのテロ組織ボコ・ハラムによる殺戮、更には、昨今の欧州、米国での、テロ思想に洗脳された民間人による自爆テロが頻発している中、日本は「水と安全はタダ」と割り切っていいのかとの懸念が生じる。

日本は、犯罪件数、殺人件数、窃盗件数といった、マネーロンダリングの前提となるリスクの高いデータの比較を世界の主要先進国と行っても、非常に良好なデータが確認される。

確かに、日本は、極東に位置する島国であり、単一民族である特殊要因から、他の先進国のように隣国と陸続きで接し、多民族国家である国々とは事情が異なる。しかし、グローバリゼーションが進展する現代社会において、世界標準の知識を、自らの生活様式や、習慣に適合すること（世界で広く受け入れられている知識の現地化）が求められていると考える。

伊豫谷（2002）は、グローバリゼーションの時代とは、越境的な活動の拡大だけでも、世界的な共時性だけでもなく、越境的な拡大と共時性が、きわめて短期間の間にせかされて、共有され、そして消費されつくす時代であるとし、ナショナルな制度や機構を通して実現されるのであり、ナショナルな統合を推進するために、グローバリゼーションの政治的実践が進行してきていると論じている。

日進月歩で世界に拡散するマネーロンダリングの手口を未然に察知し、自国の制度の中で適合させることが、グローバリゼーションの時代の知識の現地化の意義といえる。

犯罪率の推移

犯罪発生率の国別比較

表 4-3　主要先進国犯罪発生率

		2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
主要な犯罪(件)	日本	1,491	1,420	1,330	1,239	1,159
	フランス	5,833	5,751	5,639	5,491	5,447
	ドイツ	7,635	7,436	7,383	7,253	7,328
	英国	9,157	8,636	7,915	7,514	7,091
	米国	3,748	3,673	3,473	3,350	3,295
殺人(10万件あたり)	日本	1	1	0.9	0.9	0.8
	フランス	3	3.1	2.6	2.8	3.1
	ドイツ	2.9	2.8	2.8	2.7	2.7
	英国	2.6	2.3	2.2	2.1	1.8
	米国	5.7	5.4	5	4.8	4.7
窃盗(件)	日本	1,117	1,072	1,015	948	887
	フランス	2,906	2,746	2,728	2,680	2,669
	ドイツ	3,112	2,972	2,859	2,814	2,940
	英国	4,345	4,118	3,765	3,696	3,591
	米国	3,276	3,215	3,041	2,946	2,909

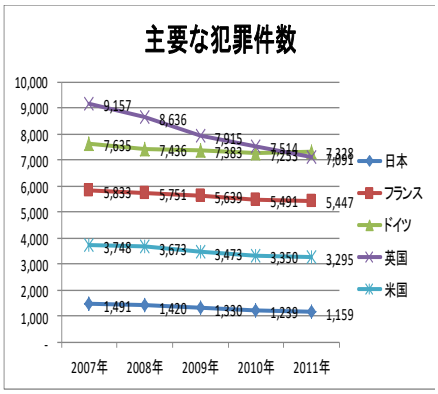

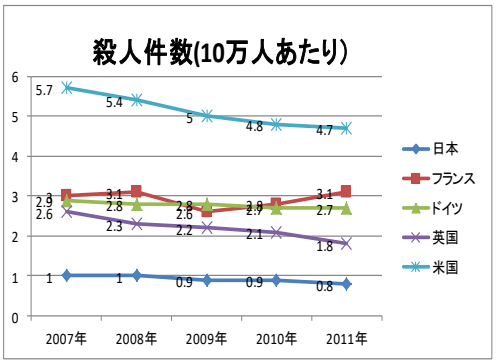

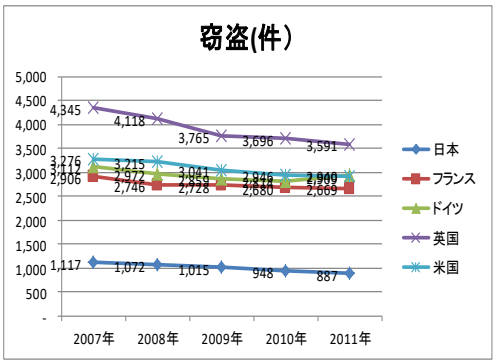

図 4.5　主要国の犯罪率推移等

出典：JAFIC　『犯罪による収益の移転の危険性の程度に関する評価書』　（2014:3）をもとに筆者作成

4.3 疑わしい取引報告制度のナレッジマネジメント

マネーロンダリング対策でも、FATF の 40 の勧告という世界標準を受け入れるべく、ルールを作り、民意を醸成することが急務である。そのためには、アンチ・マネーロンダリングの知識そのもののナレッジマネジメントを「疑わしい取引報告制度」の日本における運用実態の中で取り上げ、次項以降論じる。

4.3.1 疑わしい取引報告制度の概要と仕組み

疑わしい取引の届出制度は、特定事業者が届け出た情報をマネーロンダリング事犯及びその前提犯罪の捜査等に役立てるとともに、特定事業者の提供するサービスが犯罪者に利用されることを防止する目的で制度化された概念である。1990 年に制定された FATF40 の勧告の 15 条、16 条に明記 され、加盟国の制度設計が推奨された。（FATF　1990:19）

本邦においては疑わしい取引届け出制度は、1992 年の麻薬特例法の施行により創設された 。特定事業者は、犯罪収益移転防止法第 8 条の規定により、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、特定業務において収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客が特定業務に関し、組織的犯罪処罰法第 10 条（犯罪収益等隠匿）又は麻薬特例法第 6 条の罪（薬物犯罪収益等隠匿）に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合には、速やかに所管行政庁に届け出なければならない。

特定事業者が当該特定事業者を所管する行政庁に届け出、特定事業者に対する信頼を確保することを目的とする制度である。(JAFIC　2007:26)

４.３.２ 疑わしい取引報告制度の仕組み

疑わしい取引は、国家公安委員会・警察庁（犯罪収益移転防止対策室：以下JAFIC）に集約される。犯罪収益移転防止対策室等では、これらを整理・分析して、都道府県警察、検察庁等の捜査機関等へ提供すべき疑わしい取引に関する情報を選定し、提供している。疑わしい取引に関する情報の提供を受けた捜査機関等は、当該情報を犯罪捜査等の端緒とするほか、犯罪による収益の発見、暴力団等の犯罪組織の資金源の実態解明等の組織犯罪対策にも活用している。

また、疑わしい取引に関する情報のうち、外国との取引に関する情報等は、必要に応じて犯罪収益移転防止対策室等から外国 FIU にも提供され、国際的な犯罪による収益の移転状況の解明等に役立てられることとなる。また、犯罪収益移転防止対策室等においては、警察に蓄積された情報を活用して、疑わしい取引に関する情報の詳細な分析を行っており、その結果を関係する捜査機関等へ提供している。（JAFIC　2016:33）

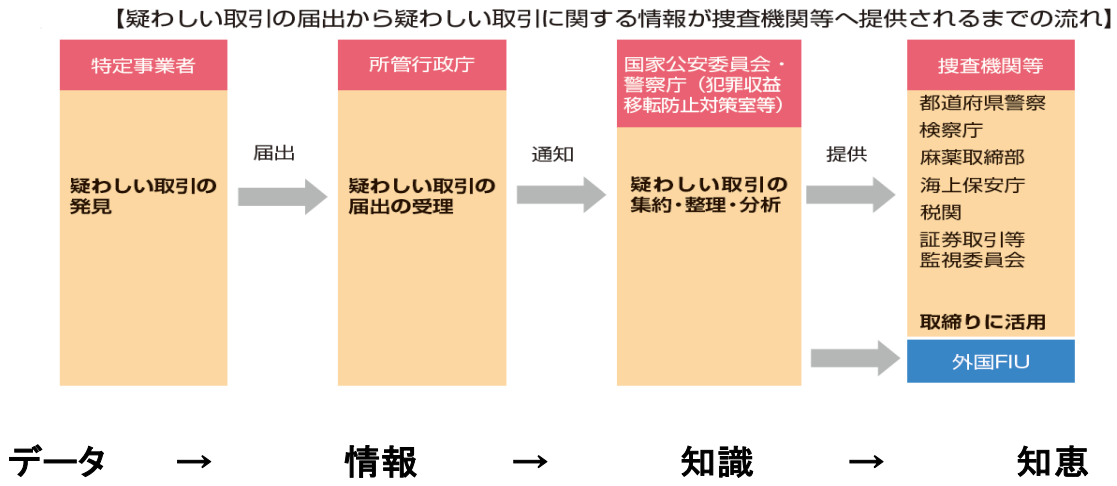

図 4.6　本邦における疑わしい取引報告の流れ

JAFIC 年次報告書（2016:33）に筆者加筆（データ→情報→知識→知恵）

４.３.３ 疑わしい取引の判断

JAFIC は、疑わしい取引に該当するかどうかの判断は、特定事業者が、その業界における一般的な知識と経験とを前提として、取引の形態や顧客の属性、取引時の状況等を踏まえて総合的に判断するものとしている。そして、疑わしさの判断に困難を来す場合も予想されることから、特定事業者を所管する行政庁は、当該特定事業者の業務の特徴を踏まえ、「疑わしい取引の参考事例」を公表しているとしている。（JAFIC　2017：34）

４.３.４ 疑わしい取引届け出制度の本邦における届出・活用状況

制度が導入された当初は届出の対象が薬物犯罪により得られた収益に限られていたことなどから、届出件数は、1992 年から 1998 年までは 20 件未満で、麻薬特例法の施行８年目である 1999 年にして初めて 1,000 件を超えるなど活発とはいえない状況であった。（JAFIC 2007:19）しかし、2000 年 2 月、組織的犯罪処罰法の施行により、前提犯罪の範囲が拡大されて以降、届出件数は増加傾向に転じ、2007 年の犯罪収益移転防止法の施行、FIU の監督庁が金融庁から警察庁に移管により制度主旨に徹底が図られ、2016 年には、401,901 件の受理件数(過去最多件数)を記録している。

また、業態別に届出件数をみると、2016 年度は金融機関が 387,399 件（96.6%）内銀行が 354,346 件（88.3%）と届出の殆どを占め、FATF 勧告を反映した制度である以上、金融機関を対象とした仕組みとなっている。

表 4-4　疑わしい取引報告と検挙数

年度		2012	2013	2014	2015	2016
金融機関等		360,513	344,147	366,779	385,639	387,399
比率		98.9%	98.5%	97.2%	96.5%	96.6%
	内銀行等	333,868	313,436	332,443	351,009	354,346
	比率	91.6%	89.7%	88.1%	87.9%	88.3%
その他		3,853	5,214	10,734	13,869	13,692
比率		1.1%	1.5%	2.8%	3.5%	3.4%
合計		364,366	349,361	377,513	399,508	401,091
比率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

金融機関等：銀行等、信用金庫・信用協同組合、労働金庫、農林等 、保険会社 、金融商品取引業者、貸金業者、資金移動業者、商品先物取引業者、両替業者 、電子債権記録機関等両替業者電子債権記録機関等

その他：　ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者 、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者等

出典：JAFIC 年次報告書（2017:36）もとに筆者作成

活用状況を見ると、活用された STR 情報数が 2016 年度は、284,914 件と届出受理件数の 71.03%に及んでいる。しかもその比率が年々上昇していることを勘案すれば、有益な情報=精度の高い情報が増加していることが窺える。

表 4-5　マネーロンダリング事案と疑わし取引報告数

(件数)

項目	2012年	比率	2013年	比率	2014年	比率	2015年	比率	2016年	比率
端緒事件数	886	0.24%	962	0.28%	1,001	0.27%	1,096	0.27%	1,091	0.27%
マネロン検挙数	15	0.00%	12	0.00%	25	0.01%	32	0.01%	25	0.01%
マネロン没収・追徴数	8	0.00%	5	0.00%	3	0.00%	5	0.00%	2	0.00%
活用されたSTR情報数	188,321	51.68%	193,844	55.49%	243,476	64.49%	265,346	66.42%	284,914	71.03%
届出受理件数	364,366	100.00%	349,361	100.00%	377,513	100.00%	399,508	100.00%	401,091	100.00%
提供件数(参考)	281,475	-	296,501	-	348,778	-	435,055	-	443,705	-

提供件数は再評価分を含む

出典：JAFIC 年次報告書（2017:37）もとに筆者作成

一方、疑わしい取引報告をもとに都道府県が検挙した件数が 2016 年度は 1,091 件である。内訳は詐欺関連事犯[62]が 925 件（84.8%）と活用件数の大半を占め、次いで、不法滞在関連事犯が 42 件（3.8%)、薬物事犯 41 件(3.8%)、マネーロンダリング事犯 21 件（1.9%）と続いている。

表 4-6　疑わしい取引報告と犯罪の関連

(単位件数)

年度	2012年度	比率	2013年度	比率	2014年度	比率	2015年度	比率	2016年度	比率
詐欺関連事犯	719	81.2%	781	81.2%	833	83.2%	900	82.1%	925	84.8%
不法滞在関連事犯	108	12.2%	123	12.8%	74	7.4%	68	6.2%	42	3.8%
薬物事犯	16	1.8%	17	1.8%	26	2.6%	38	3.5%	41	3.8%
マネーロンダリング事犯	6	0.7%	4	0.4%	16	1.6%	23	2.1%	21	1.9%
偽造関連事犯	6	0.7%	9	0.9%	21	2.1%	25	2.3%	19	1.7%
ヤミ金融事犯	6	0.7%	9	0.9%	9	0.9%	6	0.5%	14	1.3%
賭博事犯	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.2%	5	0.5%
風俗関連事犯	4	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.4%	4	0.4%
その他刑法犯	2	0.2%	4	0.4%	5	0.5%	3	0.3%	11	1.0%
その他特別法犯	4	0.5%	7	0.7%	9	0.9%	6	0.5%	9	0.8%
その他	15	1.7%	8	0.8%	8	0.8%	21	1.9%	0	0.0%
合計	886	100.0%	962	100.0%	1,001	100.0%	1,096	100.0%	1,091	100.0%

出典：JAFIC 年次報告書（2017:37）もとに筆者作成

[62]預貯金通帳等の詐欺又は譲受・譲渡、生活保護費の不正受給、交通保険金詐欺、商品販売や投資等に係る詐欺等。（JAFIC　2017）

これに対し、本邦においては、被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺もうし、不特定多数のものから現金をだましとる特殊詐欺[63]が多発しており、2013年では11,998件、被害総額にて489億円が認知されている。

JAFICは、疑わしい取引報告の増加の背景は、社会全体のコンプライアンス意識の向上に伴い、金融機関等が反社会的勢力や不正な資金の移動に対する監視姿勢を強化していること、金融機関等を対象とする研修会等において、疑わしい取引の届出の必要性等を周知してきた効果が出ていることを上げている。また金融機関等は、ハード、ソフトの両面から様々な対策を講じており、特に、届出件数が多い金融機関は、マネーロンダリング対策等担当者の増強や不正検知システムの導入を行っているとしている。

犯罪収益移転防止対策室は、マネーロンダリング対策、しいては、金融犯罪を対象とする組織である。昨今は、警察庁も犯罪収益移転防止対策室を強化、中心的な位置づけの組対総務課に所属する捜査員は 150 人規模と言われている。（今井2017）

JAFICは、2014年12月に「犯罪による収益の移転の危険性の程度に関する評価書」を公表、この中にマネーロンダリング事例として26事例掲載しているが、事例の大半が、暴力団や外国人による不正送金関連である。

過去に「五稜郭事件」と言われるマネーロンダリング絡みの金融犯罪があったが、国際協調の壁に阻まれ、解決に多大な努力を要した。日本は、現在、証拠主義をとっており、FATFがマネーロンダリングの温床である前提犯罪の法整備を各国に推奨しているなか日本政府の対応は遅い。オレオレ詐欺を検挙しようとしても現在の法律では、実際の搾取した資金を没収することはできず残存資金しか取り押さえることができないのが実情である[64]。

2013年時点の認知件数と検挙件数を2016年時点では単純比較はできないものの、特殊詐欺の大半が現金絡みである。

---

[63]面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込みその他の方法により、現金等をだまし取る詐欺をいい、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺、金融商品等取引名目の特殊詐欺、ギャンブル必勝情報提供名目の特殊詐欺、異性の交際あっせん名目の特殊詐欺及びその他の特殊詐欺を総称したものをいう。（JAFIC　2014）。

[64] 警視庁インタビュー、2016年5月11日。

FATF の第 4 次対日審査は 2019 年から予定されており、新勧告の審査のポイントは現場でのマネーロンダリング対策実務の浸透度合いである 。

本来、金融犯罪を特定することは、犯罪に絡む資金の流れを掴むことであり、疑わしい取引を、熟練した経験で判断できるかが問われている。金融機関をはじめとした現場にナレッジマネジメントの知識を有したプロフェッショナルの要請が急務である[65]。

４.３.５ 疑わしい取引分析の事例比較

JAFIC の疑わしい取引事例

JAFIC は、疑わしい取引の事例として 26 事例を公表している。MAXQDA を利用してコーデイングを実施し、分類をおこなった一覧が以下である。金融機関を利用した詐欺等の事例は確認できたが、いわゆる金融犯罪に関した事例は確認できなかった[66]。

[65] 警視庁インタビュー、2016 年 5 月 11 日。

[66] 本邦におけるマネー・ロンダリングの事例は、城(2007)でも紹介されているが、いずれの事例も伏字が多く、残念ながら分析にまでは至らなかった。また、金融庁担当者にインタビューを申し込んだが実現には至らなかった(2017/10/16)。

表 4-7　マネロンダリング事案の推移

	属性	種類	内容1	内容2
犯罪収益当等隠匿・収受	取引形態に着目したリスク評価	外国との取引	マネー・ローンダリング	
			身代金	
		現金取引	売春	
			空き巣	
		非対面取引	窃盗	
	顧客の属性に着目したリスク評価	実質的支配者が不透明な法人	詐欺	
		反社会的勢力	売春	
			労働者派遣法違反	
	商品・サービスの属性に着目したリスク評価	法律・会計専門家	貸金業法等違反	
		郵便物受取サービス事業者	わいせつ	
		宝石・貴金属	窃盗	
		投資	横領	
		保険		
		外貨両替	売春	
			強盗殺人	
		資金移動業者	不正送金	
		預金金融機関が取り扱う商品・サービス	小切 手等	
			貸金庫	貸金業法等違反
			内国為替	詐欺
				風俗
				貸金業法
			預金取引	覚醒剤
				詐欺
			預貯金口座	火災保険金
				貸金業法等違
				偽ブランド品販売

出典：JAFIC、FATF 勧告実施に関する関係省庁連絡会議国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会（2014）掲載事例をもとに筆者作成

本邦事例とエグモント・グループによる事例の比較

JAFIC が公表している事例とエグモント・グループの事例を一変量のグラフで示したものが以下である。

図 4.7　JAFIC,エグモントグループ事例の比較

出典：JAFIC、FATF 勧告実施に関する関係省庁連絡会議国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会（2014）、Egmont Group of Financial Intelligence Units （2014b） をもとに筆者作成

事例の抽出であり単純比較はできないが、エグモント・グループの事例は、細分化され、かつ詳細な分析が施されている。

エグモント・グループの疑わしい取引事例

エグモント・グループは疑わしい取引事例として 20 事例を公表しているが、その中の 1 事例（バハレーン国の事例を）サンプルとして紹介する。

バハレーン国の事例（要約）

中東における腐敗、マネーロンダリング、テロリストの調達（バーレーン FIU よりの報告））

ケーススタディは、バーレーンと他の中東の国で現在係争中である。他の人物と共に、バハレーンの著名人 A と女性のビジネスアソシエートに関するものである。不審な取引報告書（STR）は、3 年前に地元の銀行から FIU に情報が届いたときに、初動調査を開始した。当局は、さまざまな疑わしい活動に気づいて、容疑者の A 口座、企業、仲間との会合、さまざまな国の様々な人々とのコミュニケーションを綿密に監視し始めた。調査 2008 年初頭に、FIU は「A」に関する情報を受け取りました。

この情報は、「A」が彼の公職を濫用しており、不適切な手段によって政治的コミュニティにおける彼の義務を侵害していることを明確に示していた。

地元の贈収賄に巻き込まれ、腐敗し、これらの違法行為の性質を隠すためにマネーロンダリング業務を行っていることが明確に示された。

さらに、資産の国際的な制裁を受けて、新しいチャネルを使ってテロ組織が資金洗浄を行うことを助けるために、マネーロンダリング活動を実施した。

反経済犯罪局の捜査では、「A」にはテロリスト団体の国内外の団体や組織が所属していた。彼の個人口座に洗浄された資金が入金されると。彼は手数料を取ってテロ組織に移した。この事件は、「A」の銀行口座および家族の口座を調査する権限について、検察庁が関与した。また、すべての容疑者に関わる電話会話を監視する権限も与えられた。

この調査では、「A」は中東女性の B 社と契約し、欧州銀行の小切手を現金化し、金額を「A」に 600 万ユーロの額で譲渡するテープ式の電話会話によって示された。これは違法行為によって得られたものと思われた。

データ

情報

知識

知恵

この事例には以下の図解も添付され、3 ページにわたり詳細な分析がなされている。

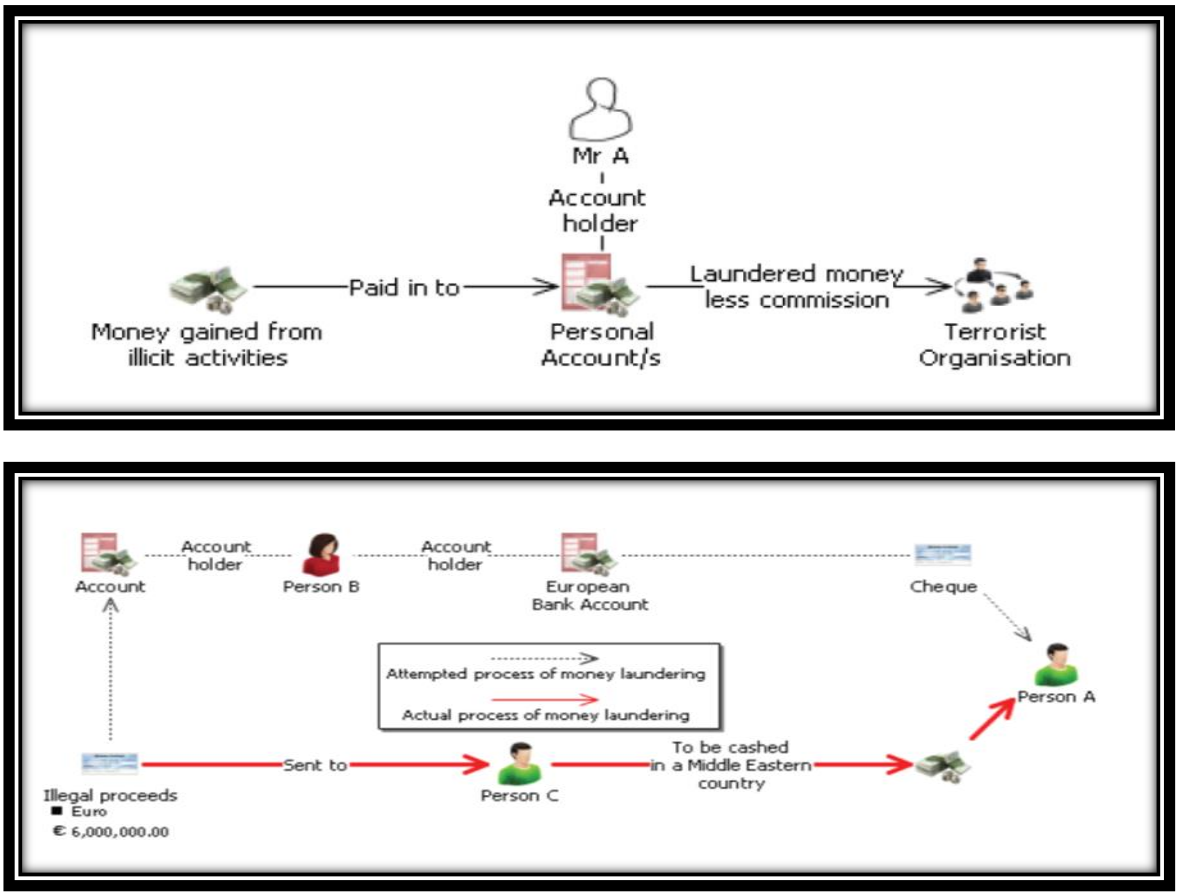

図 4.8　エグモント・グループ事例

Egmont Group of Financial Intelligence Units （2014b:9-20）

本事例のポイントは現場担当者の判断によりナレッジマネジメントが働いたと思われる点である。バハレーンは人口 1 百万人規模の小国である。イスラム教スンニ派の大国サウジアラビアとシーア派のイランに囲まれているが、独自に中東の金融立国として発展してきた国である。本邦の金融機関も複数拠点を現在も有しており、中東の金融センターの地位をドバイに譲ったとは言え、依然、金融産業が中心の国といえる。そして、実際、このようなマネーロンダリング、テロ資金供与の事件が現実に世界で発生しているという事実である。そして、詳細な分析を行い、かつ、公表することでアンチ・マネーロンダリングの知識を高度化している事例である。

社会環境の変化に伴いマネーロンダリングが絡む犯罪も複雑化している。本邦においても、監督庁からの時宜を得たタイポロジーの提供による巧妙化した犯罪を未然に防止するためのナレッジマネジメントが望まれる。

４.４ 疑わしい取引報告とナレッジマネジメントの実践

４.４.１ 民間金融機関における疑わしい取引報告の対応

民間金融機関は、電信送金や現金取引など、さまざまな日々の取引に対応しなければならない。 日々の取引のひとつひとつが疑わしいかどうかを判断するための計算式は存在しないが、民間金融機関の支店の担当者は、不審な顧客の行動に気が付いたら疑わしいかどうかを判断しなければならない局面に立たされる。検出と意思決定のプロセスは、この支店の担当者の（場合によっては本部との担当者との連携を取って）専門的な知識と的確な判断によって行われるべきであるが、何が疑わしい取引であるかを構成する特別な規則や基準は存在していないのが実情である。民間金融機関の重要な懸念事項は、疑わしい取引を適切に報告し、当局との摩擦や行政処分を回避することである。

当局の立場からしても、不適切な報告は、民間金融機関に深刻な損害を与える可能性がある。疑わしい取引報告が特定の銀行から提出された報告書の数を比較すると、各銀行が報告義務を正しく履行しているかどうかを確認することもできる。 例えば、銀行 A が、同じ地域に所在し、同じ顧客ベースにサービスを提供し、同じサービスを提供している銀行 B によって提出された報告の数のほんの一部を提出すれば、当局が監督上の懸念を持つかもしれない。 銀行 A は報告不足の可能性があり、銀行 B の報告が多すぎる可能性もある。 いずれにしても、これは監督当局には貴重な情報である。なぜなら、これらの情報は、リスク検知と検査スケジュールの決定に関連するだけでなく、必要に応じて当該金融機関に対して、警告や罰金などの管理上の制裁を下す判断として、より直接的に使用することもできるからである。従って、民間金融機関は、疑わしい取引報告の取り扱いに対して、極めて慎重にならざるをえない。

４.４.２ 疑わしい取引報告におけるデータマイニング手法

リスクを最小限に抑えるために、疑わしい取引に対処する方法としてコンピュータデータベース分析を使用したデータマイニング方法が用いられている。

過去データマイニング手法が多様されるようになった背景は、膨大な量のデータを利用できることと、特定のデータを情報/知識に変換するための必要性である。

マネーロンダリングの手口は増々巧妙になってきており、情報/知識は常に更新される必要があるが、従業員のトレーニングは個別の民間金融機関では限界があるの

が実情である。加えて金融システムは、クロスボーダー取引が活発化しており、その仕組みははるかに複雑である。民間金融機関が独自でデータマイニングのシステムを開発することが理想ではあるが、グローバル展開を行う金融機関は、ベンダーによって提供されるソフトウェアを使用しているケースが多い。最近、グローバルに事業を展開する金融機関の複数が米国政府の行政処分を受けている。大量の罰金や過料が課され、当該金融機関がリピュテーションリスクに晒されている。

結果として、グルーバル展開を志す金融機関は、高度なデータマイニング技術であるベンダーのソフトウェアを採用することを好み、多くのソフトウェアハウスは、基本的なデータマイニングの概念を採用し、アンチ・マネーロンダリングの手法を開発している。大手のベンダーでは、IBM、SAS、またアンチ・マネーロンダリング等に特化した企業として NICE ACTIMIZE がある。国内業者としては、NTT データジェトロニクス、みずほ情報総研等がある。

システム設計はいずれのベンダーもほぼ同じコンセプトで、トランザクション・モニタリング（取引による検知）として、業界毎のマネーロンダリングのガイドラインに落とし込まれたルールによる取引パターンの検知機能（ルール検知）、個別の取引に異常値をリアルタイムで検知するプロファイル検知、過去の取引を事後処理によって検知するリスト検知、フィルタリングと称して、資産凍結等経済制裁者、反社会的勢力、OFAC、EU リスト、経済産業省外国リスト、PEPs などのリストと照合し、アラートを発するシステムが中心である[67]。

[67] 「不自然な金融取引」IBM ビジネスコンサルティングサービス、2008 年、NTT データジェトロニクス社ウェブサイト(2017 年 8 月 10 日アクセス)を参考に作成。

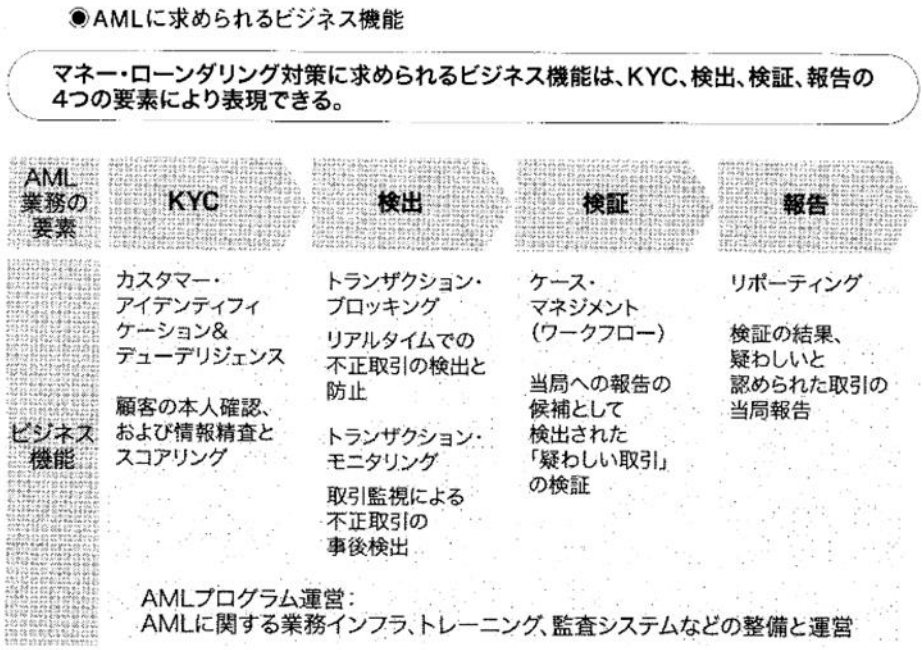

図 4.9　アンチ・マネーロンダリング実務の流れ

出典：IBM ビジネスコンサルティングサービス（2008:76）

近年、こうしたデータを駆使した疑わしい取引の検知方法が、更に、データマイニング→デープラーニング→AI へと進化を遂げている。

メガバンクは AI（人工知能）[68]を活用し、アウトプットされたプロダクトに対し、最終的な判断を加える最後の工程のみを担当者が行なう、という体制を構築しているという[69]。もはや、取引パターンの判別を AI（人工知能）が実施し、「疑わしい」かどうかの最終判断のみを人間が行なう枠組みが構築されつつある。

４.４.３ 疑わしい取引報告書とグローバルナレッジマネジメントの課題

データマイニングが情報産業において大きな注目を集めている主な理由は、膨大な量のデータが利用可能であり、データを有用な情報と知識に変えることが切望されていることによる。一方、マネーロンダリング検知技術の複雑さは、プライベート・セクターに多額の投資負担を強いる可能性がある。　それにも拘らず、当局からのフィードバックは限定的であり、疑わしい取引について収集された情報/知識は、どのように利用されるべきか明確に開示されていない事実がある。

筆者はかかる状況の解決策として、民間金融機関がこのような情報共有を得るための方法に、国内政府捜査機関からの直接的な照会、FIU（本邦は犯罪収益移転防止

[68] 人間のような知能をもつコンピュータ（西垣、2016）

[69] ACAMS コンフェレンス（東京）でのパネルディスカッションでのメガバンク担当者の発言（2017/9/8）。

対策室）、エグモント・グループとのコミュニケーションの充実と、積極的なタイポロジーレポートの還元を提案した。以下の知識フローがグローバルなナレッジマネジメントの視点から、疑わしい取引届け出制度に関して、筆者が提言した知識プロセスのワークフロー図である。（八坂　2017）

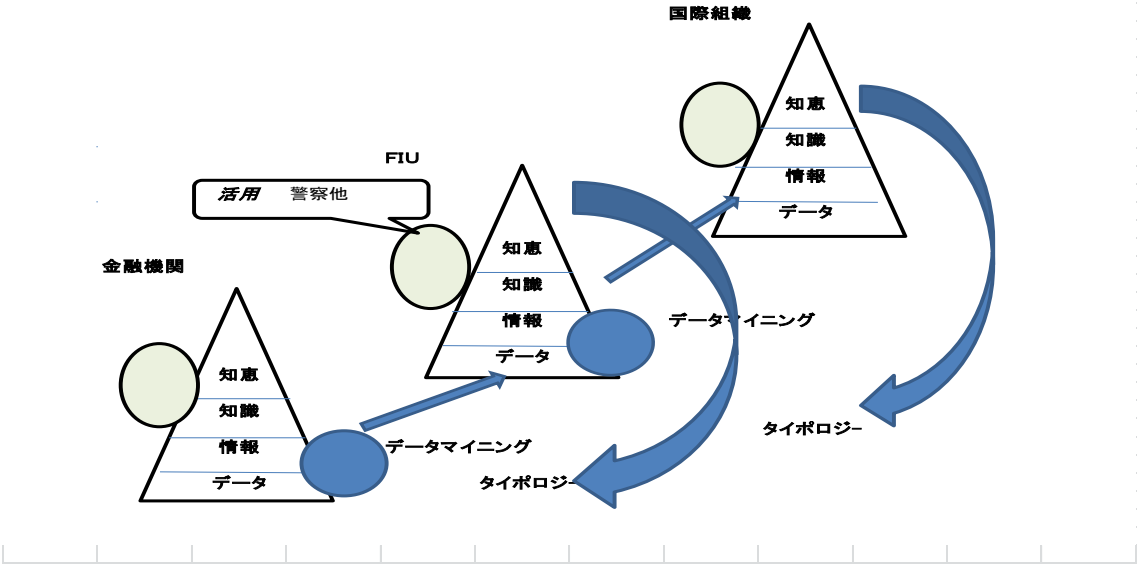

図 4.10　疑わしい取引報告のグローバルな流れ

出典：八坂　（2017:307）

4.5 おわりに

4 章の前半では、日本政府の FATF 40 の勧告に基づく対日審査に対する対応を論じた。4 章の後半では、FATF 40 の勧告のマネーロンダリング対策の重要な要素となる「疑わしい取引」の検知における知のプロセスを「疑わしい取引報告制度」の報告フローに焦点を絞り説明した。この項ではこの二つの事象を現地化というキーワードで繋ぐことを試みる。

ソフト・ローである FATF 40 の勧告は、制度化されハード・ローに変換され日本政府の法体系が形成される過程で、疑わしい取引報告はマネーロンダリング対策の中核の要素として残存された。そして、この知識は、日本政府というパブリック・セクターから、民間金融機関というプライベート・セクターにダウンロードされた。ダウンロードされた知識は、知のプロセスの形成が、繰り返され、日本政府、エグモント・グループ、FATF へとアップロードされるとする。これをイメージであらわすと以下のようになる。

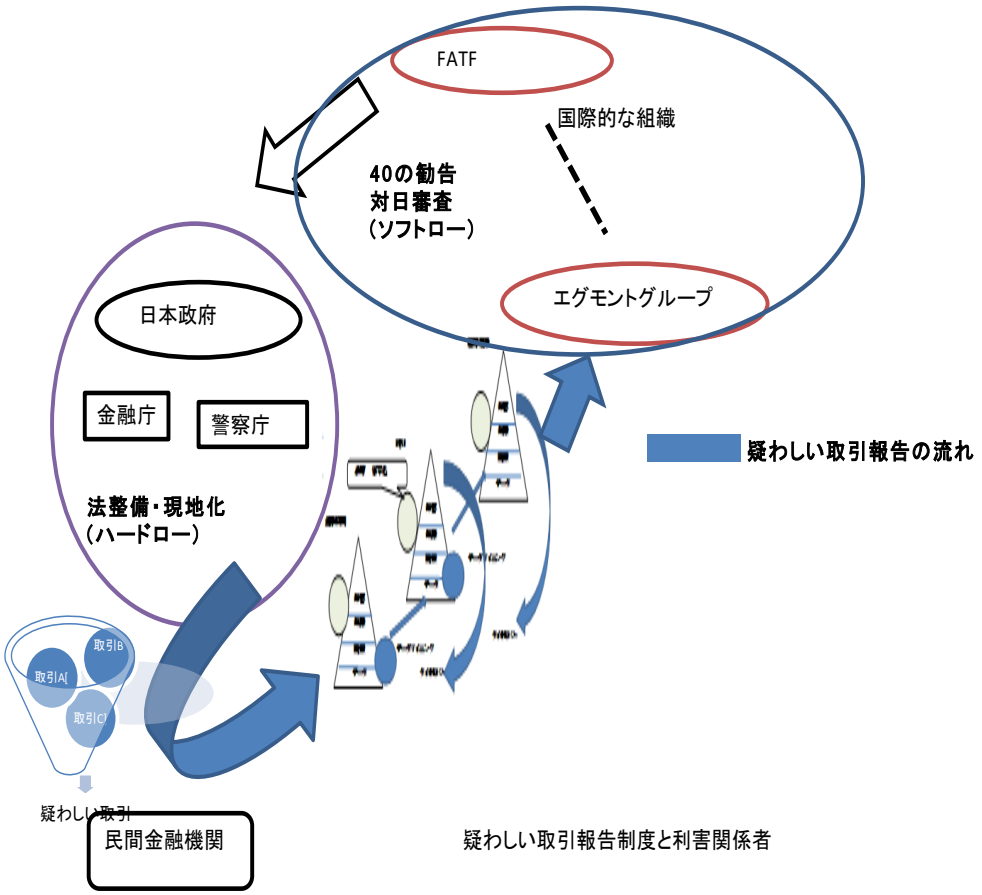

図 4.11　疑わしい取引報告制度をもとにしたグローバルなマネーロンダリング対策の概念図

出典：筆者

すなわち、グローバルな社会現象のなかで形成された知識が、現地化され、活用された結果新たな付加価値を得て還元されたと考えることができる。

本章では、日本政府のマネーロンダリング対策を取り上げその対応状況を確認した。まず確認できたことは、FATF の第三次対日審査結果の分析により、日本のマネーロンダリング対策は不十分であることがデータでも裏付けられた一方、グローバルな知識の現地化には知識の認識ギャップを超えた知識の移転プロセスが必要であることである。法整備における対応が米国・英国と比較した場合、本邦は十分とは言えなかったが、FATF からの追加指摘を受けて、犯罪収益移転防止法の更なる改正、共謀罪関連の法整備等を矢継ぎ早に実施しており、枠組みは整いつつある。国際的な基準のナショナルレベルでの迅速な受け入れ(共時性)が社会環境の変化が著しいなかでのナレッジマネジメントの課題であるといえる。

本邦の疑わしい取引報告の実態を捉えると、他国と比較しても金融犯罪等の複雑な犯罪への情報開示が限られている実態を捉えると必ずしもデータマニング手法や、

AI などの最新技術を駆使したナレッジマネジメントのレベルが十分とは言えない。マネーロンダリング対策の実務面では、疑わしい取引報告制度における「疑わしい取引」のソフト・ハード両面での高度化が課題である。

更に、グルーバルなナレッジマネジメントの視点から見ると、マネーロンダリング対策における、国境を超えた多種多様な疑わしい取引報告の活用が重要である。疑わしい取引報告制度の活用は、マネーロンダリング対策の要であり、取引単位レベルでのデータ→情報→知識→知恵のナレッジマネジメントの深堀とタイポロジーのきめ細かな還元が、マネーロンダリング対策には効果的であると考える。

最後に知識の視点から、本章で検証したことを踏まえて知識のダウンロードとアップロードの概念を提案したい。

FATF はソフト・ローである 40 の勧告を提案し、この内容を咀嚼した上で、日本政府は法整備を行った。これは、概念的な知識を現場仕様に変換して、実用化しようとしたことである。疑わしい取引報告は、現場の個別の事例をデータから知恵に昇華し、更に上部組織に報告した。この繰り返しが知識を高度化し、普遍化することとなった。インターナショナルからナショナルに移転した知識は、その知識を基盤としたデータの収集により、更なる情報→知識→知恵と体系化される。そして、この体系化を知のプロセスの中で繰り返すことで、マネーロンダリング対策の社会現象の中で生まれた専門性の高い知識は、グローバルなナレッジマネジメントとして形成されていくと考える。

第５章 ACAMS バーチャル・コミュニティの活動

５．１ 初めに

第 5 章では、第 3 章で、アンチ・マネーロンダリングレジームのアクターのひとつとして、取り上げた ACAMS の取り組みの中で、特にインターネットを利用したコミュニティの活動に焦点をあてる。

データは、一次資料、ACAMS 事務局へのインタビュー、インターネットを通じて、ワーキンググループに登録された会員に配信される投稿者からのメールを利用した。

分析は、まず、インターネットを通じて形成されるコミュニティの定量分析を行いコミュニティの位置づけを論じる。

次に、定性分析として、インターネットで活発な議論が行われたトピックスのなかから、個別具体的なトピックとして、パナマ文書に絞り、インターネットによるメール交換、蓄積によっていかに知識プロセスが形成されていったかを探る。

ACAMS の活動実態を確認し、マネーロンダリング対策の知識がコミュニティでの議論を通じ、知のプロセスへと進化している過程を分析する。

５．２ ACAMS の概要

ACAMS の概要は第三章で述べたが、ここでは、コミュニティの視点からもう一度整理しておく。

ACAMS は、世界のマネーロンダリング/テロ資金供与対策と金融犯罪検知•防止の専門家を支援する最大のグローバル協会組織である。会員は、金融機関、規制当局、法執行機関や様々な業界により構成されていることをうたい文句としている。そして、その特徴を①ネットワークの拡大、②知識とスキルの向上、③専門知識の確立とキャリアの向上であるとしている[70]。

具体的に確認していくと、まず、ネットワークの拡大については、ACAMS 主催のフォーラム、グローバルなイベント、世界各地に設立された支部（チャプター）活動[71]、さらには、オンライン•ディスカッション•フォーラム(本章では、インターネットによるバーチャルコミニュティと表現)等を通じ世界の専門家と知識•経験を共有するグローバル•ネットワークを構築し、更に拡大させていることをさす。知識とスキルの向上については、ウェブ•セミナー、ライブ•セミナー、国際会議、定期ライブ•チャット(時事トピックと重要な出来事に関し専門家との質疑応答)等の教育機会を提供し、実践的な情報とトレーニングを可能にしている。専門知識の確立とキャリ

---

[70] ACAMS 日本事務局　インタビュー時に入手した資料（2016/3/7）。

[71] 支部（チャプター）は、46 支部（内 24 支部が米国内、米国外ではロンドン、パリ、シンガポール、香港など主要都市に設立されている）。東京は検討段階（ACAMS 東京事務局）。

アの向上は、協会独自で認定資格を設け、資格合格者に様々なインテンシブを与え、また資格認定者の評価を上げる活動を行なっていることをさす。

会員数は、世界的なアンチ・マネーロンダリングの機運の高まりから、年々増加しており、米国会員が主体であるとはいえ、グローバルな組織であることが、確認[72]できる。

５.３ 定量分析

分析対象：ACAMS インターネットによるバーチャル・コミュニティに投稿された投稿メール　582 通
投稿時期：2016 年 1 月～2016 年 12 月（暦年ベースにて抽出）

５.３.１ インターネットによるバーチャル・コミュニティの概要

ACAMS のインターネットによるバーチャル・コミュニティは、ACAMS の会員に開放された会員専用のコミュニティである。ACAMS 会員は、決められたカテゴリーに登録し投稿を行うことができるが、登録すれば投稿をしなくても特定のカテゴリーに絞り議論されていることを閲覧することができることが特徴のひとつである。

運用されているコミュニティは現在 120 コミュニティ（2017 年 8 月 20 日）、テーマはアンチ・マネーロンダリングの実務関連が中心であるが、地域の支部のコミュニティや、認定試験合格のコミュニティ等などもある。

この中から、参加会員数が多く、コミュニティ活動が活発(Most Active)な 5 つのコミュニティを選定した。

夫々の登録者数は以下の通りである。

表 5-1　バーチャル・コミュニティ登録者

		（人）
テーマ	英語	登録者
デューデリジェンス	Diligence	2,636
金融犯罪手法	Financial Crime Methods	2,257
施政	Government	1,665
調査、報告	Investigations, Reporting	2,059
規則および手順	Policies & Procedures	2,061

出典：ACAMS ウエブサイト https://www.acams.org/より筆者作成（2017/8/20 アクセス）。

[72]登録会員は、2017 年度は 50,000 人を突破しているとの説明がある(2017/9/7)。本稿では、2016 年の事務局でのインタビューでの聴取内容から会員 30,000 人を基準として論じている。急激な増加は、アンチマネーロンダリングの機運の高まりにより、法人からの一括申し込みが増加しているからとの説明(2017/9/ 7 ACAMS 東京セミナー)。

（実際の画面）

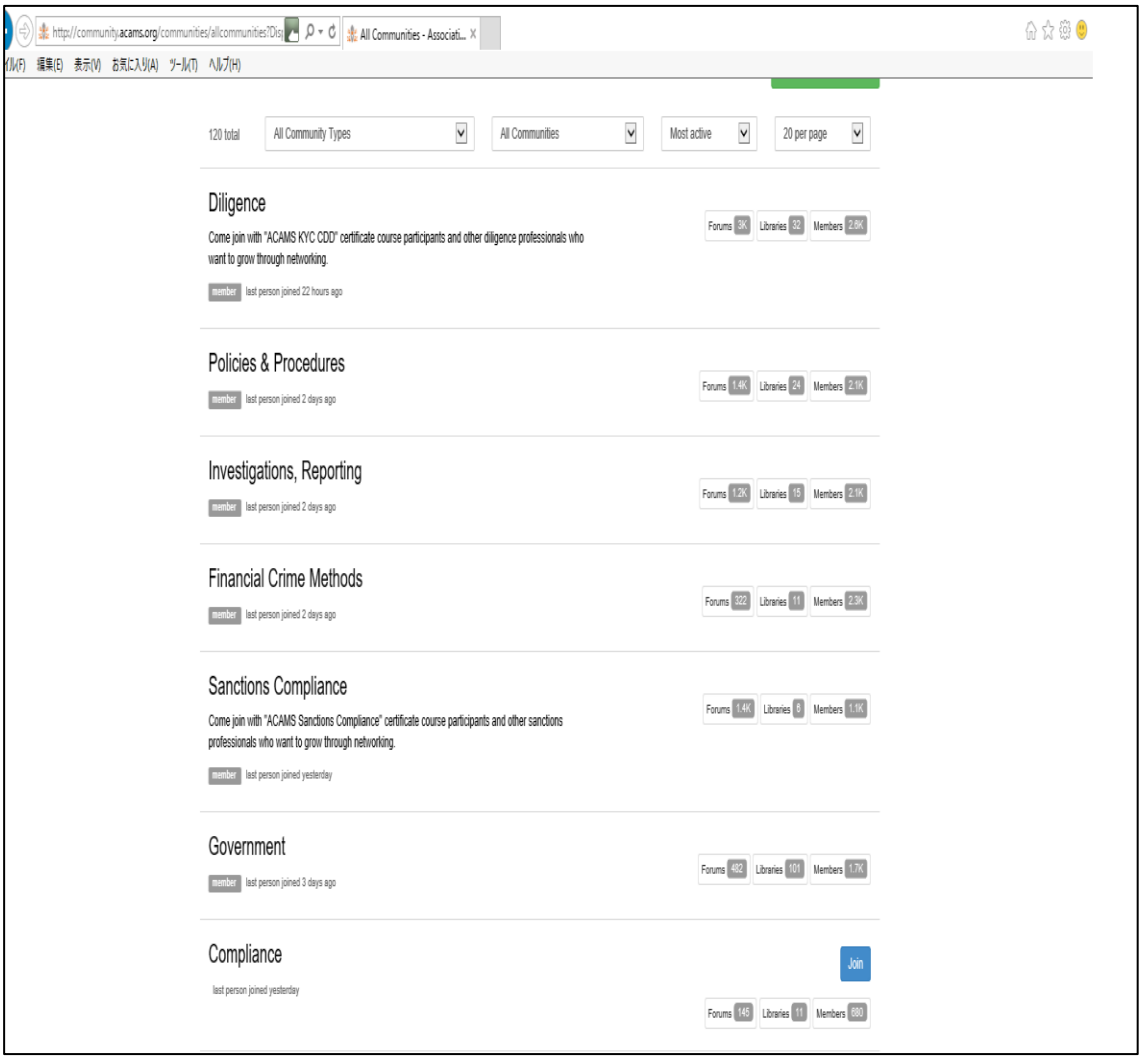

図 5.1　ログイン画面サンプル

出典：ACAMS ウエブサイト https://www.acams.org/（2017/8/20 アクセス）。
テーマはイラン経済制裁動向の情報共通、パナマ文書に対する意見交換、金融機関特有のアンチ・マネーロンダリング対策に対する意見交換といった知識共有・活用から、具体的に実務現場で遭遇した顧客対応のアドバスを求めるもの、アンチ・マネーロンダリング研修教材の推奨や共有といった話題も提供されている。

５.３.２ 分析の目的

グローバルなバーチャル・コミュニティにおいて、どのような知がいかに形成されているかの確認を目的とする。

５.３.３　分析の対象者と分析方法

2016 年 1 月～2016 年 12 月に投稿されたメール 582 通の投稿者 230 名を対象とし、クロス集計を行った。

５.３.４ データの分析

テーマ別

登録者の分布は、デューデリジェンス[73]（Diligence）が 309 通（53%）、規則および手順（Policies & Procedures）113 通 (19%）、調査、報告（Investigations, Reporting）64 通(11%）、施政（Government）57 通(10%)、金融犯罪手法（Financial Crime Methods）39 通、(7%)の順となっており、会員の関心はデューデリジェンスにあることから、投稿者が日々業務の中でいかに実務を充実させようかとしている意図が読み取れる。

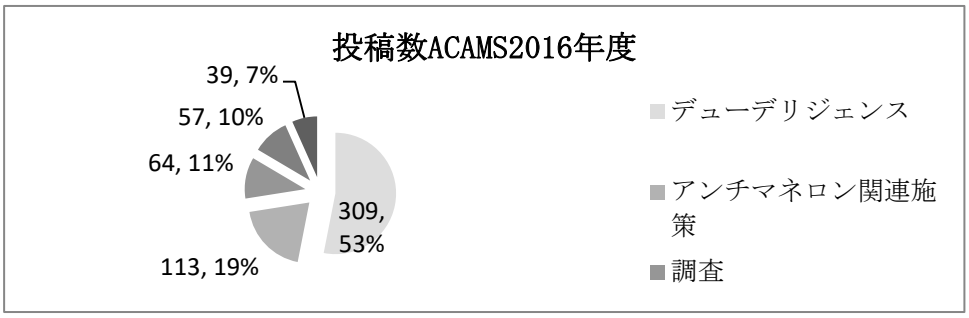

図 ５.2　テーマ別投稿数

出典：ACAMS 資料をもとに筆者作成

投稿者別

次に投稿者の地域別・国別の投稿状況につき確認する。ACAMS が米国に拠点を置く会員組織であることから、投稿者は、米国が圧倒的に多いが、以降カナダ、インド、英国、シンガポールの順となっている。地域別に見た場合は、アジア諸国からの投稿が 25 通、11%、中東からの投稿が 20 通、9%となっており、ACAMS のインターネットコミュニティを通じた知識・情報共有がグローバルに及んでいることが確認できる。

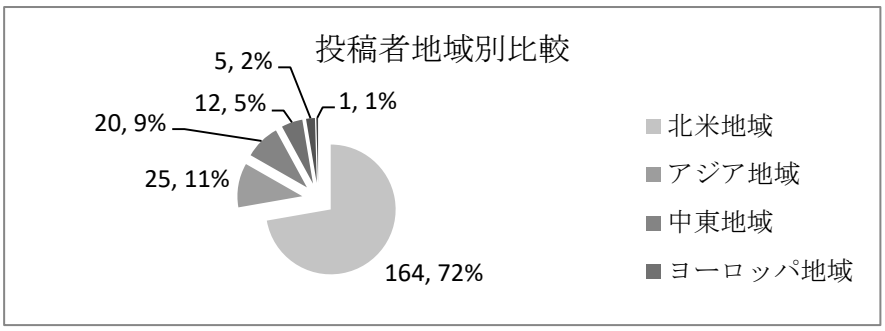

図 ５.3　投稿者地域別

出典：ACAMS 資料投稿者数をもとに筆者作成

[73]投資用不動産の取引，企業買収などで行われる資産の適正評価。資産や買収対象企業の価値，収益力，リスクなどを詳細かつ多角的に調査し評価すること。（大辞林　三省堂）

表 5-2　投稿者国別トップ５

投稿者国別比較上位国（トップ5）

順位	地域	国	投稿者数
1	北米地域	米国	134
2	北米地域	カナダ	18
3	アジア地域	インド	10
4	ヨーロッパ地域	英国	9
5	アジア地域	シンガポール	7

出典：ACAMS 資料をもとに筆者作成

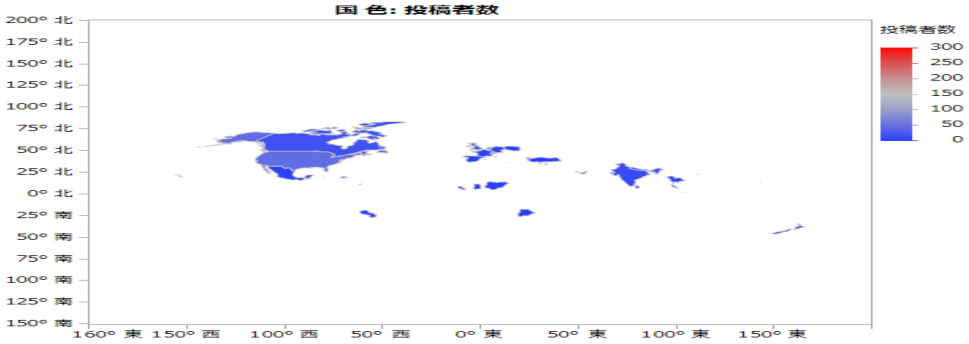

図 5.4　投稿者世界分布

出典：ACAMS 資料をもとに筆者作成

投稿者の属性別

次に属性別比較を行った。パブリック・セクターとプライベート・セクターの分類では、やはり、プライベート・セクターからの投稿者が圧倒的に多い（プライベート・セクター：95%、パブリック・セクター：5%）が、パブリック・セクターとプライベート・セクターの交流がバーチャル・コミュニティの中でも存在することが確認できた。

金融関係者が 53%と過半数を占めるが、コンサルタントや会計事務所などの他業界からの投稿者が相応に存在する（42%）ことが確認された。

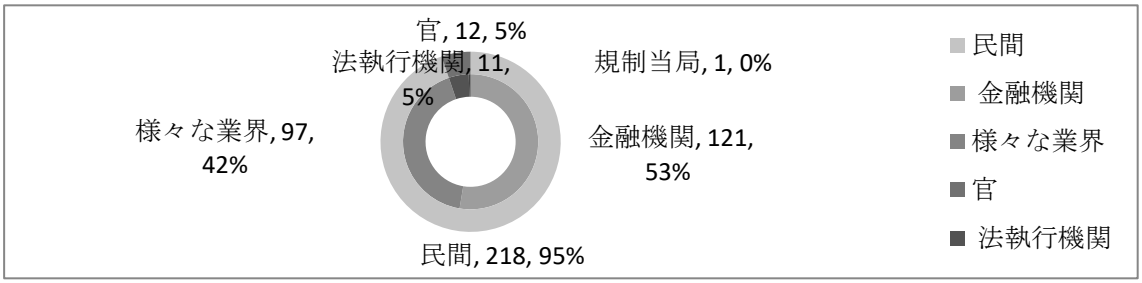

図 5.5　投稿者属性分布

出典：ACAMS 資料をもとに筆者作成

５.４ 定性分析

データの収集方法と分析方法	
分析方法	：投稿されたメールをテキストファイルに焼き直し、質的データ解析ソフトである MAXQDA を使用し分析した。分析にはグランデッド・セオリーアプローチに基づき以下の通りとした。
質的分析	：パナマ文書のテーマに集まった投稿者は、15 名 2016 年 4 月 4 日から、2016 年 4 月 8 日までの投稿内容 23 通（一連の投稿が開始され途絶えるまで）、

５.４.１ バーチャル・コミュニティサンプル調査の概要

質的分析に際し、インターネットコミュニティでの知識プロセスの事例として、パナマ文書の対する意見交換に焦点をあてる。

パナマ文書は、2016 年、匿名の人物が、南ドイツの地方紙に、パナマにある「モサック・フォンセカ」という法律事務所の 1,150 万件に及ぶ膨大な資料をリークしたことに端を発している。

著名な経済学者であるステグリッツ氏は、EC の公聴会で、本件は脱税の最たるものだとして、Darker side of Globalization と表現している[74]。実際、開示された資料の中に、中国、ロシア、英国等の政治家をはじめとした著名人、また、日本企業経営者の名前も含まれており、世界に衝撃が走った。

５.４.２ バーチャル・コミュニティサンプル調査の目的

パナマ文書をテーマとして、バーチャル・コミュニティで知識がどう共有され、進化していったかを検証することを目的とする。

５.４.３ データ分析

5.4.3.1 投稿メールの一部抜粋

題名: Panama Papers

From：S 氏

Subject：RE: [ACAMS Dil] : Panama Papers

Date：Mon, 4 Apr 2016

[74] Joseph E Stiglitz,(2016/11/17) Panama Papers Inquiry Committee Hearing the European Parliament's Committee of Inquiry into Money Laundering, Tax Avoidance and Tax Evasion (PANA) on tax justice and international transparency.https://www.youtube.com/watch?v=zS-S0nFrkc8.(2017/5/28 アクセス)。

この話にはもっと多くの詳細がありますが、私はこのニュースの米国の銀行サイドの方々にこれを「レッドフラッグ（警告）」とし、ワイヤファイル、外国企業、国内外の PEP[75]リストの収集を開始するよう促します。 彼らはこの法律事務所、パナマ、または他の秘密のヘイブンに縛られています。 法律事務所の名前を検索するために静的ファイル（検索されたビジネス文書など）を検索するのは難しいかもしれませんが、この法律事務所に関与していた人物が誰なのかを適切に レビューしました。 文書は様々な国の連邦政府チームに渡されたので、私は 314a[76]の要求、召喚状、おそらくは NSL（National Security Letter[77]）がこれから来ると考えています。 実際にこれらの企業等に関与している場合、正式なリクエストを待って、何も表示しないよりも、この「否定的なニュース」（レッドフラッグ（警告））が追求されていることを示すことをお勧めします。

金融機関の責任

（中略）

これまでに見てきたことの中で最も包括的である ICIJ の記事は、多くの良い情報を持っていますが、銀行の教訓は、彼らが指名した個人の詳細よりも、 関与した銀行がこれらの事業に適切なデューデリジェンス（精査）を完全に遵守していなかったようです。 真に強化された精査がこれらの企業や個人に対して行われた場合、顧客を受け入れないほど十分な質問やレッドフラッグ（警告）がありました。 より大きな銀行の一部は、収益のために、オフショアの企業や個人が技術的に違法ではないためオフショアを目指すようになっています。 こうした行動は、純粋にリスクに基づくものであり、収益/リスクに基づくものではないことを確認するための手続きを再評価すべきである。

実務対応

私はまた、これまでに登場した大物のうちの何人か、高位の政治家で、何が起こっているのかを知っていたとしても、なすすべがありません。 ほとんどの有名人や皇族達/大統領は、お金を扱う弁護士と財務担当者のチームを雇用しています。 これらの大物はまだ責任があり、考えるべきことは何か・・。他の弁護士と結託した弁護士は、システムを回避する方法を知って

脱税租税回避への対抗

[75] 政治的に重要な人物。

[76] 米国愛国法 314 条 a 項。

[77] 米国安全保障に絡む召喚状。

います。 弁護士（PSP）が FinCEN[78]によって高リスクとされる理由のもう一つの例です（これを読んでいる弁護士には違反はない、彼らはすべて悪くはない）。

タイトル: Panama Papers
From："J 氏
Subject：RE: [ACAMS Dil] : Panama Papers
Date：Tue, 5 Apr 2016

私は S 氏の実用的な勧告に全面的に同意します。 よりグローバルな観点からいくつかのコメントを追加したいと思います。多くの銀行は、タックスヘイブンの企業や機関との関係についてあまりにも長い間カジュアルすぎています。 私はジョージ・ワシントン大学ロースクールのマネーロンダリング対策コースを教えています。生徒は過去 25 年間、世界の政府が税務局のような自由裁判をどのように認めているか、常に驚いています。

金融機関の責任

タックスヘイブンは、地方自治体、中小企業、普通納税者からの膨大な金額を奪い、歴史上最も破壊的な財政勢力となっています。 （中略）マンハッタンの著名弁護士の M 氏は、これらの租税条約の秘密法は、詐欺、マネーロンダリング、国際テロなど深刻な犯罪の根源であると訴えています。 ほぼすべての主要な財務スキャンダルを追跡していくと、これらの悪名高い管轄区域の 1 つ以上に入るでしょう。 UNODC は、1998 年の報告書である「タックスヘイブン」、「銀行秘密法とマネーロンダリング」において同様の調査結果を出した。

法律事務所の責任

しかし、世界の指導者たちは、タックスヘイブンの現状に対抗しうる措置なんらを講じていない。大統領候補ミット・ロムニーを含む多くの指導者は、その宝島で個人的な利益を見出している。 それは厄介なことで、FATCA[79]はダメージを抑えるためのスタートです。 しかし、米国だけでなく、すべての国々に役立つだけで十分ではありません。 また、毎年失われている数兆ドルを止めて、タックスヘイブンの悪用を阻止しなければなりません。

立法(国家)の責任

[78] 米国の FIU。

[79] 米国外国口座税務コンプライアンス法

（中略）

パナマ文書のリークは、西側先進国がこのような種類の租税回避措置の乱用の証拠のない証拠を保有するようになったのは初めてではない。（中略）

いずれにしても、法務部からのより多くの事案の摘出を期待できるため、銀行家が S 氏の勧告を実施することが賢明でしょう。 私はさらに一歩前進します。ACAMS は直ちに S 氏の勧告を検討し、この分野の ACAMS のすべてのメンバーを指導するのに役立つ正式な勧告/ベストプラクティスを公開する委員会を設置するべきです。

実務対応

5.4.3.2 サンプルデータのコーディング結果（コーディング）

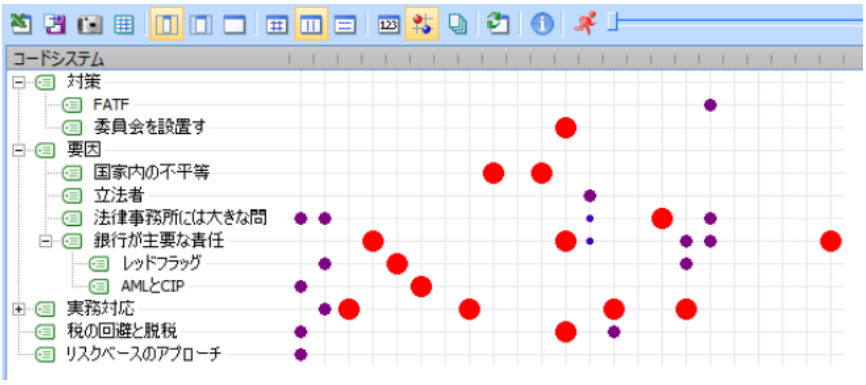

図 5.6　MAXQDA によるコーディング

出典：筆者作成

5.4.3.3 サンプルデータの脱文脈化（グループ化）

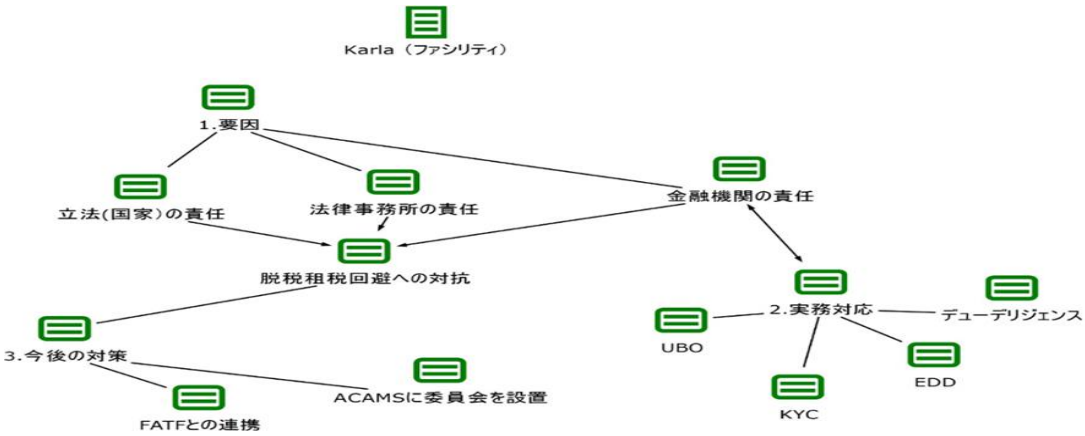

図 5.7　MAXQDA による **MAP** 図

出典：筆者作成

5.4.3.4 サンプルデータの再文脈化（ストーリー化）

パナマ文書は、世界の著名人をはじめ、多数の政治家、王族、皇族がタックスヘイブンを利用していることを明らかにした。

確かに法律事務所の責任、倫理観が問われ、世界的な税制の不平等も是正するべきであるが、より重要なのは、金融機関の実務担当者が、銀行預金口座開設時における身元確認、資金源の確認、その後の資金入出金の確認（モニタリング）といった基本動作を徹底すべきことである。

更に預金者の税金支払い回避の一連の行動を未然に金融機関の立場で防止するためには、このコミュニティの中で、好事例の公表などの情報交換を活発の行うべきである。

5.4.3.5 トライアンギュレーションと分析結果

吉村(2016)は、国際的な脱税•租税回避について、①多国籍企業による行き過ぎた租税回避への対処②海外への資産隠しを通じた脱税の防止③不正な資金の流れへの対処が、認識すべき課題としている。パナマに限らず、グーグルや、アマゾンといったグローバルに事業を展開する企業が、税率の低い国に納税の主体を集中させている事実、パナマ文書に公表された人びとが、著名な企業経営者、政治家の親族、中東の王族などを始めとした富裕層であり、結局、富裕層と特権階級のみが、租税回避を成し得ると言う税の不平等、そして、資金使途が不明な資金が、更にマネーロンダリングされ、テロ等の準備資金に悪用されているのではということに論点が当たっている。つまり、タックスヘイブンの利用を阻止し、いかに担税力の強化により、国家資本の充実を図るかが論調である。

一方、ACAMS のインターネットによるコミュニティで議論されているのは、いかにして本人確認を間違いなく行なうために知恵を絞るか、預金口座の不信な動きを見破るかといった極めて実務的な議論に焦点が当たっている。いかにして現状の金融機関のマネーロンダリング検知の手順、仕組みを高度化させるかが議論されている。つまり、こうしたバーチャル・コミュニティでの議論が、個々の実務レベルの情報や知識を融合させ、ときによっては知恵にまで昇華しているとも言える。

パナマ文書は、世界の各国の政治家や著名人、企業経営者の名前を公表することで、一般市民とはかい離した、いわゆる税金逃れの誘惑にかられそうな人物たちの税金回避の実態を暴露したことで世界に衝撃を与えた。租税回避とは「国境をまたいで事業展開する企業が、国によって異なる税制の隙間をついて行き過ぎた節税を行うこと。国内でしか活動できない企業や個人との公平さを損ねるほか、各国の税

収を減らす要因になるため問題視される」[80]として、国際協調による税制に見直しを要請する論調[81]が中心である。

一方、ACAMS のバーチャル・コミュニティの議論は、口座開設時の際の顧客の身元確認、資金源の特定、更には、金融機関としての倫理観を問う投稿も多かった。

金融機関の実務担当者として、パナマ文書に登場する人物たちに接する可能性がある当事者として真摯にこの事象に向き合っていることが確認できた。

また、マネーロンダリングの研究者からの好事例の共有を促す投稿もあり、同バーチャル・コミュニティは、コミュニティが実務担当者のみで運営されているわけではなく、共通のテーマ（本件はデューデリジェンス （Diligence）コミュニティへの投稿）に関心がある様々な業種に所属する専門家が、積極的に情報・意見交換を行う知のプロセスが確認できた。

５.５ おわりに

第 5 章では、バーチャル・コミュニティにおいての知識プロセスを検証した。

まず ACAMS の活動実態として、プライベート・セクターかつ、ACAMS が拠点展開する米国の会員の活動が活発であることは当然予想できたが、パブリック・セクターや世界各国のマネーロンダリング担当者のコミュニティへの参加が確認され、ACAMS の活動がグローバル・ナレッジマネジメントを生み出す素地があることを確認した。

また、会員が個別に興味があるテーマはデューデリジェンス、すなわち、実務担当者が最も現場で必要とする情報の交換であることを確認した。

梅本(2008)は、知識の共有・活用だけで使われるネット環境のバーチャルな場だけでなく、それを職場環境であるオフィスや研究所などのリアルな場と融合する「ハイブリッド戦略」こそが、その競争優位を生み出すとしているが、ACAMS のバーチャル・コミュニティはまさにこの環境をグローバルで創生しているといえる。

バーチャル・コミュニティで更に重要なことは、このメールによるやり取りや知識共有を閲覧しているコミュニティへの登録の会員（つまりオーディエンス）がいることである。こうしたコミュニティへの登録会員は、投稿者の意見交換を閲覧することで知のプロセスに参加している。また、こうしたコミュニティへの登録会員は世界各地で開催される ACAMS の会議・セミナーへの参加会員と重なると推測できる。この知識プロセスを経て、夫々の個人が実務家としての知識の高度化を図っていることに注目したい。

。[80] 日経新聞 2016 年 4 月 25 日。

[81] 例えば、著名な経済学者のスティグリッツ氏は、世界的な税の透明性確保のために国際協調と実質的所有者の適時開示などコーポレートガバナンスの定着を訴えている。EU 公聴会、前掲。

ACAMS(バーチャルコミュニティ)における知のプロセスイメージ

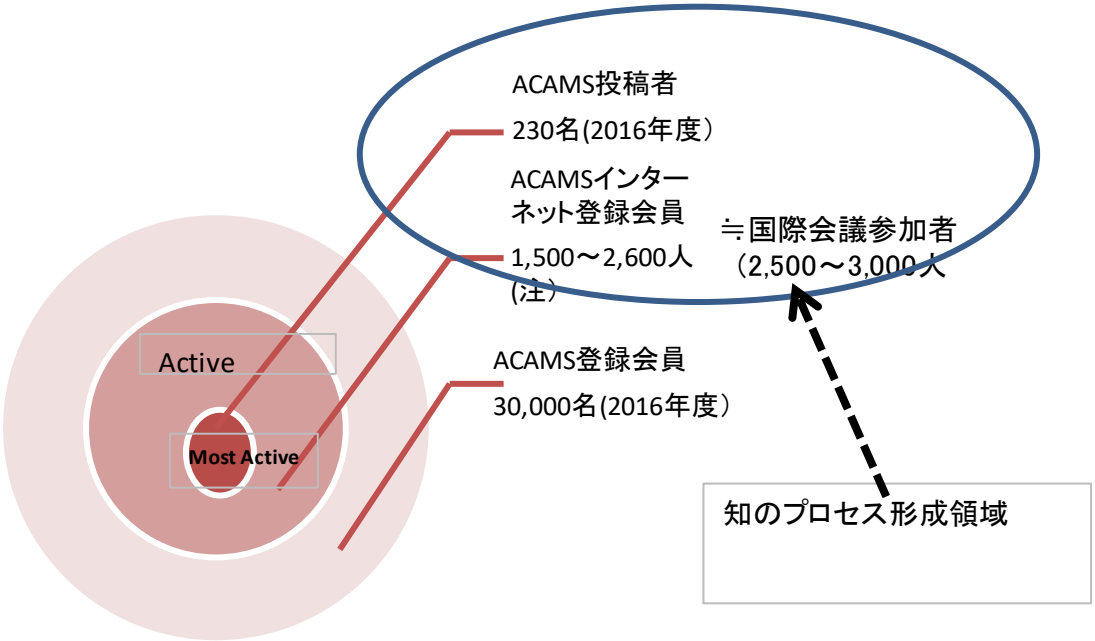

(注):表5-1　バーチャル・コミュニティ登録者
出典:筆者作成

図 5.8　バーチャル・コミュニティにおける知のプロセスイメージ

本章のテーマがバーチャル・コミュニティにて進化している過程を探ることにあった。ここで取り上げたバーチャル・コミュニティと 2 章で先行研究として取り上げたコミュニティ・オブ・プラクティスと知識共同体（エピスティミック・コミュニティ）との比較を行ったのが次ページの表である。

表 5-3　コミュニティの比較

コミュニティ	ＡＣＡＭＳバーチャルコミュニティ	コミュニティ・オブ・プラクティス	知識共同体（エピスティミック・コミュニティ）
提唱者	―	ウェンガー・マクダーモット（2002）	ハース(1992)
概念	アンチ・マネーロンダリングの知識や技能を共有し。自らの知識の高度化を目指し、職場環境であるオフィスや研究所などのリアルな場でのコミュニティで培った知識の活用をめざす人たちの集まり。	あるテーマに関する関心や問題、熱意などを共有し、その分野の知識や技能を、持続的な相互交流を通じて深めて人々の集団を実践コミュニティと名付けた	ある特定の政策分野における政策に関連した知識に対する権威を持ち、認知された経験と能力をもつプロフェッショナルのネットワーク
特徴	・知識を基盤にもつ専門家の国境を越えたネットワークの存在 ・このネットワークの参加者は，さまざまなレベルの組織（知識の創造ステージ，共有ステージ，活用ステージ）の混成であること ・属性は、パブリックセクター、プライベートセクターを問わず、コミュニティの参加者は世界中に存在すること ・議論に直接参加しないが、知識を共有し、コミュニティの外でコミュニティで取得した知識を活用するオーディエンスがいること	・その重要性は、グローバルな知識経済で成功するための鍵、知識とは「知る」という人間の行為の中に存在し、形式であると同時に暗黙的であること ・個人的であると同時に社会的であること、そしてダイナミックで、経営ツールとしての社会的枠組みを提供するものであること	・国境を超えてその政策志向性や価値観を共有し、国際交渉の場において政策決定者に働きかけ、交渉の帰結をある一定の方向に誘導することが可能である専門家集団 ・専門家達は国際学会などを通じて意見を交換し、価値観の収斂度を高めることによって、異なる政府の政策決定者に対し、類似した政策オプションを提供する。 結果として、国際交渉の帰結の方向性を誘導することになる。 ・国際　交渉に参加する諸政府の国内政策形成過程に影響力をもつ専門家の国際的な連携にて、国際交渉の趨勢に影響をあたることができる集団。
要素	・特定のテーマに対する一定の専門的な知識を有する知識者の集まりであること ・多様な属性をもつ知識者の集まりであり、複合的な知識が組成されること ・参加者が世界中に及び文化・習慣・社会環境が異なる人たちが同じ土壌で議論できる環境が提供されていること	・進化を前提とした設計を行う ・内部と外部それぞれの視点を取り入れる ・さまざまなレベルの参加を奨励する ・公と私それぞれのコミュニティ空間を作る ・価値に焦点を当てる ・親近感と刺激を組み合わせる ・コミュニティのリズムを生み出す	・規範とコミュニティメンバーの社会的行動のための価値を基準とした理論的根拠を共有していること ・可能な政策形成過程において、そのドメインの中での中心議題や、実践から導きだされる期待される成果から導きだされる分析につき共有認識を有していること ・自らの専門知識を測定し、検証できる間主観的な定義、概念の妥当性を有していること ・自らの一連の専門知識が共有の政策形成に実践として利用されること
効果	知識創造が効果的・効率的におきる環境	–	–

出典：筆者作成

知識共同体（エピスティミック・コミュニティ）が唱えられたのは 1990 年代、コミュニティ・オブ・プラクティスが唱えられたのは 2000 年代にて、いずれの時代も現代ほどインターネットが普及しておらず、バーチャルな空間は予想できない時代だった。ところが、現代は、ファイスブックや SNS を通じて、世界中の人たちと容易にコミュニケーションが取れる時代となっている。

ACAMS のバーチャル・コミュニティの特徴は、知識を基盤にもつ専門家の国境を越えたネットワークの存在である.このネットワークの参加者は，さまざまなレベルの組織（知識の創造ステージ，共有ステージ，活用ステージ）の混成であること、属性は、パブリック・セクター、プライベート・セクターを問わず、コミュニティの参加者は世界中に存在すること、議論に直接参加しないが、知識を共有し、コミュニティの外でコミュティで取得した知識を活用するオーディエンスがいることである。

こうしたバーチャル・コミュニティでの知識の進化の要素としては、

① 特定のテーマに対する一定の専門的な知識を有する知識者の集まりであること

② 多様な属性をもつ知識者の集まりであり、複合的な知識が組成されること

③ 参加者が世界中に及び文化・習慣・社会環境が異なる人たちが同じ土壌で議論できる環境が提供されていること

が考えられる。

そして、こうした条件が整えば、知識創造が効果的・効率的におきる環境が生まれると筆者は考える。

第６章 結論

６.１ リサーチ・クエスチョンへの解答（発見事項のまとめ）

最後にまとめとして、各章で論じた知識プロセスを、リサーチ・クエスチョンへの解答として整理する。組織や人、更には特定のコミュニティにて創造した知識は、知のプロセスを形成し、結果として知識をベースとしたナレッジマネジメント体系を共進させることができる。この効果を R（Recognizing：認識化する）、O（Orchestrating:体系化する）、L（Localizing：現地化する）、E（Executing:実務化する）をキーワードとして、グローバルナレッジメントの Role（役割）モデルとして提案する。この理論的モデルは、パブリック・セクター、プライベート・セクター、国際レベル、国家レベルの複合的な国際協力体制の中で、知の結集が必要な様々な局面における取り組みを、ナレッジマネジメントの視座で解き明かすことを可能にする効果をもたらす一般的なモデルになることが期待できる。

６.２ リサーチプロセス

６.２.１ SRQ の解答

SRQ１　アンチ・マネーロンダリングの国際協調においてどのような知がいかに創造されたのか？

国際的なアンチ・マネーロンダリング分野では，FATF は次のように重要な役割を果たしている。実際 FATF は，加盟国の金融当局の管理体制や，グローバルに業務を展開する金融機関のアンチ・マネーロンダリングの取り組みに大きな変化をもたらした。FATF の功績は，「勧告」をもとにしたアンチ・マネーロンダリングの国際的な基本的枠組みの構築である。

FATF は，アンチ・マネーロンダリングやテロ資金供与と闘うために，国内および国際レベルでの政策の策定を目的としている。マネーロンダリング対策分野における国家の法律や規制改革をもたらすために必要な政治的意思を生成するために働く政策決定本体である。 一方で，FATF は，設立条約に基づいた常設の国際機関ではなく，存続自体も加盟国の政府代表の合意の上に行われる特殊な組織である。FATF はユニークな政府間会合，つまり存続が期限付きという一時的な組織であるにもかかわらず，こうした設立・存続背景から，この特定の分野で提言を行い，実質的世界標準を作成する重要な機関であるといえる。ここに同機関の特徴があり，アンチ・マネーロンダリングの知識を創造するための特殊な組織であると言われる理由がある。

そして、FATF が創り出した知は、「40 の勧告」である。一次資料やインタビューを通じて判明したことは、FATF そのもの設立がユニークであったことに加え、「40 の勧告」も、当時のマネーロンダリング対策に関する世界各国の法律・警察・金融をはじめとした専門家が、複数のワーキンググループに別れ、議論を重ね、資

金洗浄という極めて曖昧模糊とした現象を知識を持って解明しようとしたことである。これは、マネーロンダリングという社会現象の暗黙知を、40 の勧告に適合させることで形式知化したといえる。

40 の勧告は原型を留めながらも、マネーロンダリング対策という社会現象のパラダイムシフトに適応すべく、知識スタイルを微妙に修正した、そして修正し続けていることも、知識のサステナビリティという観点から重要な要素といえる。

FATF の役割と機能で論じた中で、この 40 の勧告を支柱にして、アンチ・マネーロンダリングの知を伝承すべく、地域の特殊事情にあわせた FATF 類似共同体の設立である APG は、FATF 仕様（ファーストレベル）の知識を現地仕様（セカンドレベル）へと、知識の適合を行うことで、アンチ・マネーロンダリングという知識を現地に定着させていることが確認できた。

疑わしい取引の分析を行う各国専門機関（FIU）の情報交換と専門知識の高度化を目的とした会合の場としてのエグモント・グループの創設の助成も、FATF の重要な戦略のひとつであった。アンチ・マネーロンダリングのキーワードにより体系化された知識をどのように知恵という行為に昇華させるべきか。エグモント・グループは、政策決定サイドであるパブリック・セクターの知識集団を更に結集させるための「場」を提供することにより、新たな知識（＝技術革新に伴い増々巧妙になるマネーロンダリングの手口への予防知識）を創り出すことに貢献している。

パブリック・セクターとプライベート・セクターの橋渡し役としてのウォルフスバーグ・グループの存在意義も確認できた。たとえ競合他社であっても、集団行動の目標が最終的に自己の利益につながると判断した場合、グローバルな集団行動が成功するというナレッジマネジメントも存在した。ウォルフスバーグ・グループがプライベート・セクターならではの発想とアイデアで実践していることが確認できた。

FATF を頂点としたアンチ・マネーロンダリングレジームの階層化のなかで、アンチ・マネーロンダリングの知識は、持ち場・持ち場で変容されつつも、その知識の本質「40 の勧告」が伝播されて、共有されている。この現象を、知識のカスケードと呼び、グローバルなナレッジマネジメントに不可欠な要素とみなしたい。

SRQ２　アンチ・マネーロンダリングの国際協調においてどのような知がいかに共有されたのか？

ソフト・ローと位置付けられる 40 の勧告は、FATF による第三次対日審査を経て、犯罪収益移転防止法改正法、国際テロリストの財産凍結法、テロ等準備罪といったハード・ローに変換された。40 の勧告という国際水準が国内法という国内規則となり知識が移転された。

FATF の対日審査結果が、他先進国比劣後すること、最終的な審査終了に思いのほか年月を要していることの事実から、日本が技術のみならず、知識においても、世

界水準とはかけ離れた国・文化に陥りはしないかと自らの立ち位置を見直すことも必要である。

日本政府のアンチ・マネーロンダリングへの取り組みにより、グローバルスタンダードの知識共有の難しさが改めて認識された。

タイポロジーの多様による知識共有は情報の機密性・秘匿性が高い分野では必要不可欠である。本稿では、疑わしい取引報告の分析スタイルについての本邦情報とエグモント・グループ公表の資料の比較を行った。

ベストプラクティスを積み上げて、情報を知識にそして知恵に昇華させ、その知恵を実務家にさらに還元する。その知識が更に進化して上部組織へのアプストリームとなる。そのようなグローバルなナレッジマネジメントのフローを、概念図を提示して検証した。

SRQ３　アンチ・マネーロンダリングの国際協調においてどのような知がいかに活用されたのか？

アンチ・マネーロンダリングの知識専門家集団である ACAMS が、本拠地である米国での活動を主体としつつも、グローバルな活動を目指し、全世界 30,000 人に及ぶ会員が知識共有している実態を確認した。

そのうえで、最新のアンチ・マネーロンダリングの知識を必要とする金融機関の実務家を中心とする会員同士が、バーチャル・コミュニティでのメールによる議論を通じて、知識を共有し、活用している実態を検証した。このアンチ・マネーロンダリングの専門家集団の活動は、梅本（2012）が言及する個人と社会が相互に作用し合い互いに強化しあうような知の生態系であり、ナレッジマネジメントの活動主体がグループ・レベルから、個人レベルや社会レベルに拡がってきていることの現れである。

６.２.２ MRQ の解答

MRQ　アンチ・マネーロンダリングの国際協調においてどのような知がいかに創造・共有・活用されたか？

マネーロンダリング対策の社会現象の中での知識プロセスは、FATF のようなグローバルなパブリック・セクターのステージ、日本政府のようなローカルなパブリック・セクターのステージといったおもに組織知を扱うステージ、ウォルフスバーグ・グループや ACAMS（運営母体）のようなプライベート・セクターのステージといった集団知を扱うステージ、ACAMS 会員のバーチャル・コミュニティのような個人知によるステージのなかで、複合的に行われている。そして、個人が社会に接することで、ACAMS で共有した知識を実務として活用するような新たな知が存在する。

すなわち、アンチ・マネーロンダリングの国際協調は、さまざまなレベルの組織（知識の創造ステージ，共有ステージ，活用ステージ）の混成である。

グローバルなアンチ・マネーロンダリングの国際協調において、組織知・集団知・個人知・社会知が生まれ、相互作用（インターアクション）を通じて、いずれのステージでも知識創造・共有・活用が行われている。

筆者はこの知のプロセスをグローバル・ナレッジマネジメントと称したい。

６.３ 理論的含意

組織や人が特定のコミュニティにて創造した知識は、パブリック・セクターとプライベート・セクターのハイブリッドな知識を創造・共有・活用し、結果として知識をベースとしたナレッジマネジメント体系を共進させることができる。この効果を R（Recognizing：認識化する）、O（Organizing:体系化する）、L（Localizing：現地化する）、E（Executing:実務化する）をキーワードとして、グローバルナレッジメントの ROLE（役割）モデルとして提案する。

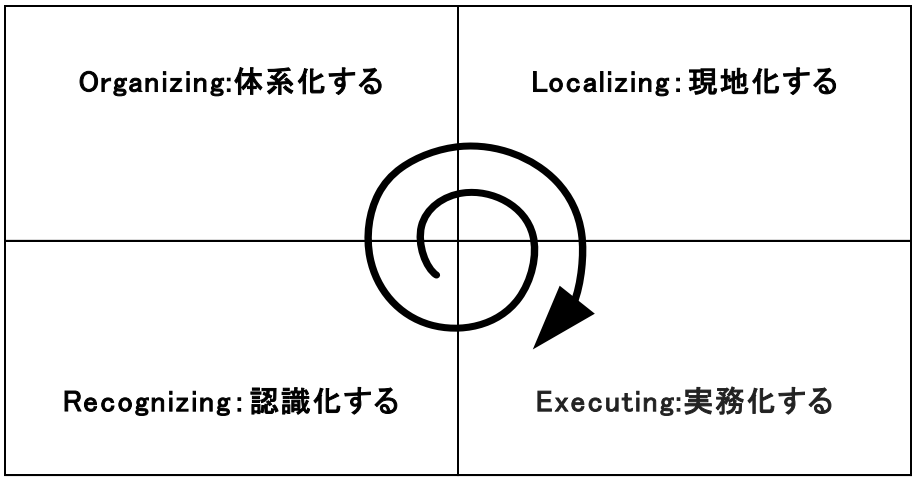

図 ６.1　国際協調における ROLE モデル

出典：筆者作成

「認識化する（Recognizing）」フェイズ

「認識化する」フェイズでは、時代時代に応じた変化、社会環境、技術革新の中で、データ→情報→知識→知恵の形成を目指す。きっかけは、異文化や異なる環境、異なる属性の人たちの、共有のテーマやパラダイムシフトの中で突発的に発生した社会現象でもよい。議論されることは、万人が共通してもつグローバルなイシューである。但し、この段階の知識は、個人の知識レベルにとどまる個人知の領域を出ない。

「体系化する（Organizing）」フェイズ

「体系化する」フェイズでは、ファシリテーターによる知識の体系化が行われる。ファシリテーターは、国際機関でも、国際的な会合でも、国際的な民間団体でも構わない。その際に体系化された知識は、グローバルに適用される普遍性のあるものでなければならない。知識は組織知ではあるが、ある特定分野に適用される組織知であり、特定の企業等に限定されない共有知である必要がある。

「現地化する（Localizing）」フェイズ

「現地化する」フェイズでは、普遍性のある知識の現地仕様へのカスタマイズである。カスタマイズする主体者は、「体系化する」フェイズのファシリテーターと知識の共有を図られているものでなければならない。そしてこの知識は、具体化され、実際の知識活用者の利便性を追求される形式に規格化・定型化される。知識は組織知のままである。

「実務化する（Executing）」フェイズ

「実務化する」フェイズでは、知識の活用者である実務家に知識が移転される。この場合実務家は、国際基準・標準と国単位の基準・標準の両方を様々な確度から吸収しなければならない。そして実務家は、自らの職場へこの知識を共有し、組織的な知識創造に活用する。この段階において知識は個人知に変換される。但し、社会現象→認識→体系化→現地化を踏まえた社会知であることに注意が必要である。

このようにして、なんらかの形で発生したグローバルな社会現象に端を発する知識は、「認識化する」「体系化する」「現地化する」「実務化する」の４つのフェイズからなるスパイラルを通じて、高度化していく。

このモデルを「認識化する（Recognizing）」、「体系化する（Organizing）」、「現地化する（Localizing）」、「実務化する（Executing）」の頭文字を取りグローバル・ナレッジマネジにおける ROLE（役割）モデルと名づける。

６.４ 実務的含意

知識社会が進化するなかで、ナレッジマネジメントの対象が個人・組織から個人・集団・組織・社会へと拡張していることを先行研究で明らかにした。更に、こうしたナレッジマネジメントの対象が、第三章において、マネーロンダリング対策という社会現象の中で、世界中に存在していることを明らかにした。第四章においては、グローバルに展開されているナレッジマネジメントの知識が、法律の形成過程が異なる国家という対象に対して、法律の立法化・制度化を通じて、その場その場に適合し変容し、活用されていく過程を日本のマネーロンダリング対策を事例として確認した。第五章では、ACAMS のインターネットコミュニティを事例として取

り上げ、グローバルなバーチャル・コミュニティで知識創造が行われていることを確認した。

ここで解明されたことは、いずれのフェイズ（第 3 章、第 4 章、第 5 章の事例をフェイズと呼べば）でも知識創造・共有・活用が存在していたということであった。そこで、本項では、ナレッジマネジメントの視点から、これらのフェイズの連結を試みる。いずれのフェイズも相互作用がなければ成立しないものであり、ひとつのフェイズから次のフェイズへ移行する際に、知識の変換が起こっているからである。

ダイコトミーの対立項にみえるものとして、ソフト・ローとハード・ロー、インターナショナルとナショナル、パブリックとプライベート、リアルとバーチャルが新しい要素として検討できる。ダイコトミーを野中・竹内（1996）や鈴木[1962]（1997）の言うように西洋的な考え方と捉えるならば、こうした対立項を相互に作用させ総合（シンセシス）させ、二分性の不備を補完させることにこのモデルの意義がある。

本研究で得られた知見を今後のマネーロンダリング対策に役立てるための実務的含意を以下に提示する。

マネーロンダリング対策の社会現象の事例研究で明らかになったことは、認識化するフェイズにおけるマネーロンダリング対策のためのグローバルな視点をもった様々な専門家・実務家の結集である。類まれな社会現象であったマネーロンダリングの解明・分析により、この社会現象には、既存の枠組みを超えた英知の結集が必要であるとの認識が生まれた。

作業部会は国際的な集まりである。にも拘らず、特殊な社会現象への対応が、主権国家の利害を超えた世界的な対応が必要と、当時の世界の主要国が認識した。このことがその後の国際的な活動への起爆剤になったことも大きい。

体系化するフェイズでは、作業部会である FATF が行った 40 の勧告作成による知識の体系化と、グローバルな知識の共有を図るための関連組織の設立（FATF 類似地域組織、エグモント・グループ）である。これに呼応して民間会合であるウォルフスバーグ・グループ、民間組織として ACAMS が立ち上がったことも知識共有に貢献した。アンチ・マネーロンダリングの知識をベストプラクティスとして体系化、公表を継続したことにより知識の定着がなされ、体系化を促進することができた。

現地化するフェイズでは、40 の勧告の各国への適用による現地の知識レベルの高度化である。国家間の文化・社会風習の違い、知識がマネーロンダリング対策という社会現象に対する知識であることから、知識の定着度合いには温度差を生じさせたといえる。世界同時進行で進む技術の進歩に対して、国際的な知識の共有化の視点から、知識の現地化による定着の促進、高度化の必要性が確認された。

実務化するフェイズでは、実務家まで行き渡った知識の共有と活用である。マネーロンダリング対策という知識が万国共有であるが故、実務家レベルでも知識の共

有・活用が可能になった。加えて、知識は実務家が直接関わる職場（例金融機関）で実際に活用されることになりバーチャルな知識がリアリティを持つ知識に変換された。

この ROLE モデルは、マネーロンダリング対策のグローバル・ナレッジマネジメントとして有効に機能しているように見える。然しながら、マネーロンダリング現象はテロ対策も加わり複雑多岐に及ぶ。技術革新も進み仮想通貨などは、現状の金融システムの枠外での新たな動きであり、発想の転換が求められる段階にきている。つまり、パラダイムシフトに対する新たな認識ステージが必要なタイミングなのかもしれない。

この理論的モデルは、パブリック・セクター、プライベート・セクター、国際レベル、国家レベルの複合的な国際協力体制に加え、その事象の中で、企業に属しながら、自らの専門知識を研鑽すべく企業とは別のグループやコミュニティに属する個人も含む。

そして、グローバルな視点を維持しつつも、自らの立ち位置がどこであるか。例えば、ニューヨークの国際機関で働く日本人はどの事象に属するか、次のステージはどこのステージを目指すべきなのかを思考する場合にヒントとなる。

そして、「その場」「その場」の知の結集が必要な様々な局面における取り組みを、グローバルなナレッジマネジメントの視座で解き明かすことを可能にする効果をもたらす。

上記実務的含意を ROLE モデルに反映すると以下の図表となる。

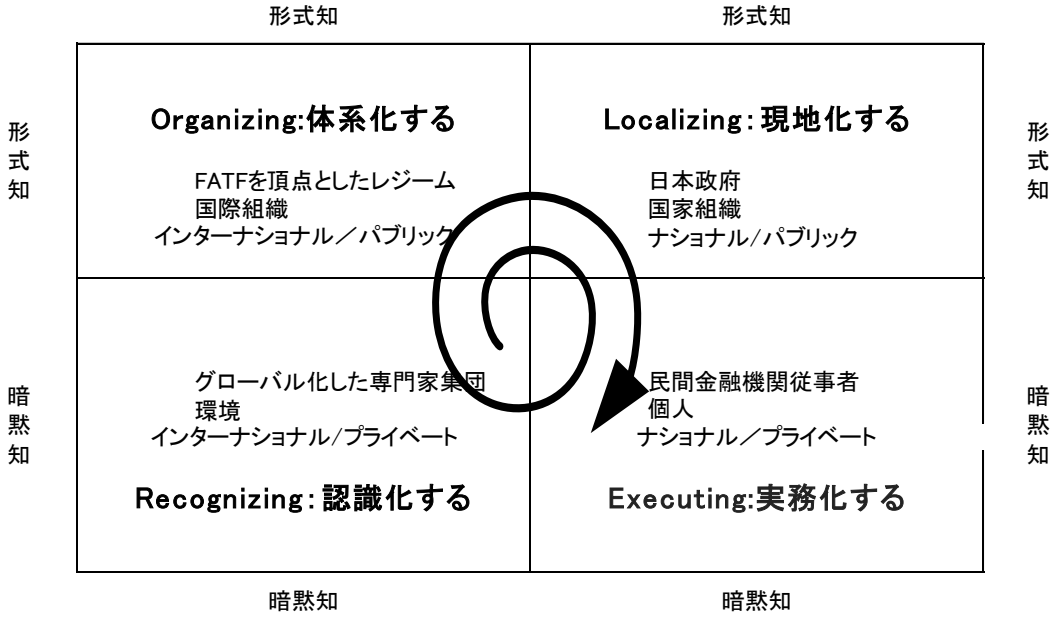

図 6.2　ROLE モデル活用例

出典：筆者作成

ROLE モデルは、スパイラルアップを前提として組み立てられている。その際に核となるのが、フェイズを通じて検討される一貫したプラグマティックな考え方である。本稿では、FATF40 の勧告がこれにあたる。このスパイラルアップを現したのが以下の図である。

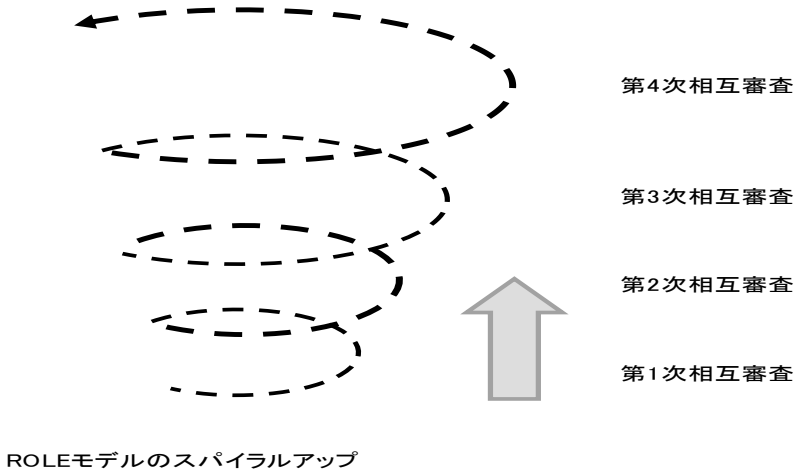

図 6.3　ROLE モデルスパイラル図

出典：筆者作成

６.５ 将来研究への示唆

６.５.１ ROLE モデルのあてはめ

ROLE モデルはグローバル・ナレッジマネジメントの理論モデルである。このモデルは普遍的なモデルでなければならず、グローバルな環境の中で様々な事象に当てはまらなければならない。そこで、グローバルで事業展開を目指す本邦機関、および、世界の主要国で引き続きリーダーシップの確保を目指す日本政府の立場から、マネーロンダリング対策をキーワードとして、ROLE モデルを組み立ててみると以下のようになる。

６.５.２ 本邦金融機関のグローバル・ナレッジマネジメントにおける ROLE モデルの活用

1990 年代の日系企業の海外進出ラッシュに併せ、日系企業の現地における資金調達のサポートを目的として日系金融機関（当時の都市銀行）の海外進出が相次いだ。日系金融機関の進出形態は、現地の法規制を勘案しつつ、地場有力銀行との連携・提携が中心であった。しかし、日系企業の進出が現地営業拠点による販売形態から、

自動車メーカー・家電メーカーなどを中心に、現地生産販売形態に移行するにつれ、日系金融機関も現地法人を設立し、現地金融市場への適合を余儀なくされるようになった。

特に米国、欧米諸国を初めとした金融先進国は、金融市場維持のために金融市場参加者に厳しい金融規制を課しており、バーゼル委員会による自己資本規制といった世界標準のクリアが国際市場への参加の条件となったことなどが典型である。こうした規制の中に、マネーロンダリング規制も含まれていたことは先行研究でも論じた。特に米国においては欧州の主要金融機関が相次いで米国当局により、罰金の支払いも求められている。HSBC（香港上海銀行）は、マネーロンダリングに関与したとして 2012 年に米国当局に 19 億ドルの罰金、バンクパリバは、2014 年テロ資金国家への送金を実施したとして、89 億ドルの罰金を課せられた。グローバル展開を行う金融機関にとってはマネーロンダリング対策を誤れば、想定外の行政措置をうけるリスクも顕在化する状況になっている。

一方、国内においても、みずほ銀行の反社会的勢力の関与が取り出され行政措置を受ける（2013 年）など、メガバンクは国内外でのマネーロンダリング対策が、グローバルな営業展開を行うためには必須条件であることを認識するに至っている。（Recognizing）

2000 年代の後半から 2010 年代初頭にかけ、グローバルな営業展開を志向する金融機関は、相次いで国際部門関連のコンプライアンス関連部署を強化、コンプライアンス関連の国際基準を基に社内ルールを整備、ニューヨーク、ロンドンと言った世界の金融市場において外資系金融機関などでマネーロンダリング対策の経歴を積んだ人材を現地で積極に登用した。また、マネーロンダリング対策の方針を公表することで、社外にもマネーロンダリング対策の取り組みを明確にしている[82]。（Organizing）

更に、マネーロンダリング対策に対する体制の構築である。メガバンクは、アジア地域の拠点にも積極的にマネーロンダリング対策に精通したオフィサーを登用、本部機能も海外部門、国内部門と別れていたマネーロンダリング対策部署の統合をはかり、円滑なコミュニケーションをはかる体制を構築している。（Localizing）

次の展開は、社内でのマネーロンダリング対策の知識の定着化と人材の育成である。第 5 章で論じた ACAMS の試験への合格をマネジメントが積極的に奨励、実際に実務で利用できる知識を様々な機会を利用して吸収し、グローバルに知識交流を図るコミュニティを通じて得た知識を企業のマネーロンダリング対策社員一人一人が活用できる状況を生み出している。（Executing）

---

[82] 第 8 回 ACAMS セミナーでのパネリストの発言(2017/9/8)。メガバンク関係者 K 氏（2017/10/3）、K 氏(2017/10/3)へのインタビューによる。

６.５.３ 日本政府のマネーロンダリング対策

日本政府は、第三次対日相互審査結果にて他先進国と比較してもその対応が後手に回っていることを第四章で論じた。

FATF は第四次対日審査を 2019 年に実施することを公表している。前項でみたように、グローバルな営業展開を図る金融機関は、グローバル・ナレッジマネジメントを実践しているが、地銀をはじめとした地域金融機関は、金融庁が実施したアンケートの結果、作成が義務付けられている「リスク評価書」を作成していないなど、マネーロンダリング対策に金融機関の中でもばらつきがみられることが明らかとなっている。すなわち、グローバルな視点でのマネーロンダリング対策の認識が十分でない。（Recognizing）

今後、金融庁・警察庁をはじめとした本邦当局は、第三次対日相互審査結果での轍を踏まないように十分な対応をおこなわなければ、日本はマネーロンダリング対策が十分でない国として、マネーロンダリングの温床となるリスクを抱えるだけでなく、国際社会から取り残されるリスクも内在してしまう[83]。

６.５.４ 地球温暖化への ROLE モデルの適用

次に、ROLE モデルが他のグローバルに発生している社会現象の適用の可能性について検証する必要がある。他の恒久的な国際機関に立脚する地球温暖化対策の社会現象へのあてはめにつき検討したい。

日本は、2030 年度において温室効果ガスの 2013 年度比 26%削減、パリ協定を踏まえた国際枠組みの中で、2050 年までに 80%の排出削減を目指すとしているが、その達成が危ぶまれている。一方で、そもそも世界の排出量のシェアは米国が 13.8%、中国が 22.2%に対し日本は 2.8%（2010 年）とそのシェアが相対的に低いデータが明らかになっている。日本は環境適応レベルが高かったにも拘らず、世界の潮流である再生エネルギーの活用には後れをとっている。（R）

日本は小粒ながら、過去においては省エネ政策を成功裏に推進し、世界に類を見ない省エネ技術推進国であり、過去の経験知を生かす様々な分野が存在する。（O）

環境省・経済産業省をはじめとしたパブリック・セクター、家電メーカーを中心とした民間企業との官民の連携協力による政策立案遂行が可能となる。（O）

民間により温暖化対策の商品の開発及び実用化（L）、世界技術（再エネ）に伴奏したイノベーション技術の推進と世界各国への商品提供とデストラクティブ・イノベーションへの備えが生まれる（E）[84]

---

[83] 現状の金融庁の取り組みにつきインタビューをこころみたが、公開資料にて確認してほしいとの回答を得た（2017/10/16）。

[84] 第 143 回政策シンポジウム（地球温暖化対策）政策分析ネットワーク(2017/10/28)を参考に作成。

本稿でいうグローバルナレッジメントにおける ROLE モデルは、グローバル一辺倒ではない。「L：現地化する」が示す通り、グローバルには必ずローカルが存在するとの考え方に基づいている。

今後は、この ROLE モデルを活用し、核兵器削減のための国際協力体制にも適用し、グローバル・ナレッジマネジメントとして検討して参りたい。

更には、グローバル・ナレッジマネジメントという視点にて「知」の社会現象への関わりを研究して参りたい。

参考文献

有友圭一ほか（2007）『マネーロンダリング対策の実務』ファーストプレス.

Abbott, K. Genschel, P. Snidal, D. and Zangl, B.(ed).(2015) *International Organaizations as Orchestrators*, Cambridge: Cambridge University Press.

Adler, E.(1992) “The emergence of cooperation: national epistemic communities and the international evolution of the idea of nuclear arms control,” *International Organization*, 46(1):101-145

----(2005) *Communication International Relation*,New York: Routledge.

Alldridge, P.(2008) ”Money Laundering and Globalization,” Journal of law and Society,35(4):437-463.

Asia/ Pacific Group on Money Laundering (2014) *APG ANNUAL BUSINESS PLAN*, Sydney South:APG.

----(2015) 『年次報告書 2014-2015 』Sydney South: APG

----(2016-a)『年次報告書 2015-2016 』Sydney South: APG

---- (2016-b) *APG Strategic Plan 2016 – 2020*, Sydney South: APG

Barrachdi, F.(2008).”Anti-Money Laundering in Europe,” *Law and Economic Working paper* ,June.

Breitmeier. Y(2006) *Analyzing International Environmental Regimes*, Cambridge, Massachusetts: The MIT Press

Brummer ,C.(2012) *Soft Law and the Global Financial System*, New York: Cambridge University Press.

Buthe, T. and Mattli,W (2011) *The New Global Rules*, Princeton, New Jersey: Princeton University Press.(=2013. ブーティ、ティム・マットリ、ウォルター(著）小沢 健介(訳）『国際ルールの形成メカニズム』中央経済社.)

Carayannis, E. and Popescu, D.(2012) *Institutional Learning and Knowledge Transfer Across Epistemic Communities*, New York: Spring Science +Business Media (Springer).

Chatain, P(2009) *Preventing Money Laundering and Terrorist Financing*, Washing DC: The International Bank for Reconstruction and Development/ The World Bank.

Cox,B.(2005) ”Wat are communities of practice? A comparative review of four seminal works,” *Journal of Information Science* 31(6): 527-540.

Cox,D.(2014) *Handbook of Anti Money Laundering*, United Kingdom: John Wiley&Sons,Ltd.

Collins,H.(2010) *Tacit & Explicit Knowledge*,.Chicago: The University of Chicago PressWiley & Sons, Ltd.

Davenport, T. and Rrusak,L. (1998) *Working Knowledge*, Boston, Massachusetts: Harvard Business School Press. (=2000. ダベンポート、トーマス T.・プルサック、ローレンス（共著）梅本勝博（訳)『ワーキング・ナレッジ「知』を動かす経営』生産性出版．）

Demetis, D.(2010) *Technology and Anti-Money Laundering: A Systems Theory and Risk-Based Approach.* London, UK: Edward Elgar Publishing Limited.

Dixon, N.(2000) *Common Knowledge*, Boston, Massachusetts: Harvard Business School Press.（＝2003. ディクソン、ナンシー．M. （著）梅本勝博・遠藤温・末永聡（訳）『ナレッジ・マネジメント５つの方法』生産性出版．）

Dolowitz, D.(2000)”Learning from Abroad: The Role of Policy Transfer in Comtemporary Policy-Making,”*An International Journal of Poloicy and Administration*,13(1)24-May.

Egmont Group of Financial Intelligence Units (2014a) 『年次報告書 2014 – 2015』Toronto, Egmont Group.

----(2014b)Egmont Cases Financial Analysis Cases 2011 – 2013 Toronto, CANADA

----(2015) *Strategic Plan 2014 – 2017*, Toronto, Egmont Group.

遠藤直哉(2012)『ソフトローによる社会改革』幻冬舎.

ゲオルク・フォン・クロー・一條和生・野中郁次郎(共著）(2001)『ナレッジ・イネーブリング』東洋経済新報社.

Financial Action Task Force (FATF) (1990)『年次報告書 』Paris: FATF.

----(1991)『年次報告書 1990-1991』Paris: FATF.

----(1994) 『年次報告書 1993-1994』Paris: FATF.

----(1996)『年次報告書 1995-1996』Paris: FATF.

----(1998) 『年次報告書 1997-1998』Paris: FATF.

----[2003](2010) *FATF 40 Recommendations*, Paris: FATF. (=2004.『40 の勧告』 金融庁.)

---(2004) 『年次報告書 2003-2004』Paris: FATF.

----(2006) *SUMMARY OF THE THIRD MUTUAL EVALUATION REPORT ON ANTI-MONEY LAUNDERING AND COMBATING THE FINANCING OF TERRORISM: UNITED STATES OF AMERICA.* Paris: FATF.

----(2007) *THE THIRD MUTUAL EVALUATION REPORT ON ANTI-MONEY LAUNDERING AND COMBATING THE FINANCING OF TERRORISM:THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND*. Paris: FATF.

----(2008) *THE THIRD MUTUAL EVALUATION REPORT ON ANTI-MONEY LAUNDERING AND COMBATING THE FINANCING OF TERRORISM: JAPAN* Paris: FATF.(=2008.『対日相互審査報告書概要（仮訳）』財務省)

---(2011) 『年次報告書 2010-2011』Paris: FATF.

----(2012-a)『年次報告書 2011-2012』Paris: FATF.

----(2012-b) *FINANCIAL ACTION TASK FORCE MANDATE (2012-2020)*, Paris: FATF.

----(2012-c) *FATF 40 Recommendations*, Paris: FATF.(=2012.『FATF 勧告（仮訳）』 財務省)

----(2014)『FATF 25 年史』Paris: FATF.

----(2015) 『年次報告書 2014-2015』Paris: FATF.

Gilmore, W.（1999）*Dirty money*,Paris: Council of Europe Publishing.

----（2011）*Dirty money Fourth edition*,Paris: Council of Europe Publishing.

広瀬佳一・宮坂直史（編著）(2010) 『対テロ国際協力の構図』ミネルヴァ書房.

平尾武・村井正美（2010）『マネーロンダリング』新潮文庫.

Haas, P.(ed) (1992) *Knowledge, Power, and international Coordination*, Columbia, South Carolina:University of South Carolina Press.

Handzic ,M.(2005) *Knowledge Management: An Integrative Approach*, UK: Chandos Publishing (Oxford) Limited.

Harvey, J.(2005)”An Evaluation of Money Laundering Polices, ”*Journal of Money Laundering Control*, 8(l4):330-345.

Hasenclever ,A.(1997) *Theories of international regime*, UK: Cambridge University Press.

Hasenclever, A.(1996) ”Interests, Power, knowledge: The study of International Regimes.”*Mershon International Studies Review*, l40:177-228.

Hinterseer, K.(2002) *Criminal Finance : ThePolitical Economy of Money laundering in a Comparative Legal Context*, Netherlands:Kluwer Law International.

伊豫谷登士翁(2002)『グローバリゼーションとは何か』平凡社.

稲田十一（2013）『国際協力のレジーム分析』有信堂高文社.

今井良（2017）『マル暴捜査』新潮新書.

JAFIC(2007)『平成 19 年年次報告書』警察庁.

----(2016)『平成 28 年年次報告書』警察庁.

----(2017) 『平成 29 年年次報告書』警察庁.

JAFIC、FATF 勧告実施に関する関係省庁連絡会議国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会（2014）『犯罪による収益の移転の危険性の程度に関する評価書』警察庁.

ジョーンズ、アラン・バートン(著）有賀裕子(訳）野中郁次郎(監訳）(2001)『知識資本主義』日本経済新聞社.

Jordan, R(2001) *International Organizations : A Comparative Approach to the Management of Cooperation*, USA, Preager Publishers.

公認ＡＭＬスペシャリスト協会（編）(2007)『公認ＡＭＬスペシャリスト認定試験スタディー・ガイド』公認ＡＭＬスペシャリスト協会.

川本明人（1995）『多国籍銀行論』ミネルヴァ書房.

門倉貴史（2006）『マネーロンダリング』青春出版社.

北川史和・海津政信(2009)『脱ガラパゴス戦略』東洋経済新報社.

Keohane, R(1984) *After Hegemony*, Princeton, New Jersey: Princeton University Press.

Kiein, L.(2008) *Bank Secrecy Act , Anti-Money Laundering*, New York, :Nova Science Oyblisher, Inc.

Knopf, J.(2003)”The importance of international learning, ”*Review of International Studies*,29:185-207.

Koh, J.(2010) *Suppressing Terrorist Financing and money laundering*, Berlin: Springer Berlin.

Krasner, S. (ed) (1982) *International Regimes*, Ithaca ,NY: Cornell University Press.

ギデンズ、アンソニー（著）佐和隆光訳(2001)『暴走する世界』ダイヤモンド社.

Leonard, D.(1998) *Wellspring of Knowledge*, Boston, Massachusetts: Harvard Business School Press. （＝阿部幸太郎、田畑暁生(訳）(2001)『知識の源泉-イノベーションの構築と持続-』ダイヤモンド社. ）

Liebowitz ,J.(2012) *Knowledge Management Handbook*, Boca Raton, London: CRC Press.

Lilley, P.(2000) *Dirty Dealing*, UK: Kogan Page Limited.

最上敏樹(1996) 『国際機構論』東京大学出版会.

本山美彦(1989) 『国際通貨体制と構造的権力』三峯書房.

本庄資(2004)『米国マネー・ロンダリング』税務経理協会.

MacQueen, H.(1993) *Money Laundering*,Edinburgh, UK: Edinburgh University Press.

Madinger,J.(2006) *Money Laundering A Guide for Criminal Investigators*, USA: CRC Press.

Masciandaro, D and Barone,R.(2008) ”Worldwied Anti-Money laundering Regulation: Estimating Costs and Benefits,” *The Social Science Research Network Electronic Paper Collection.* 12:1-19.

Masciandaro, D.(2007) *Black Finance*,UK: Edward Elgar Publishing Limited

Mathers,C.(2004) *Crime School: Money Laundering*, USA: Cataloging-in-Publication Data.

Mclaughlin, J.(2010) *Money laundering: Strategic initiatives for preventing a growing Menace*,USA: Information Age Publishing Inc.

Mulig, E.(2004)”Understanding And Preventing Money laundering, ”*Internal Auditing*,19:22-25.

Muller, W.(2007)*Anti-Money Laundering*, England: John Wiley & Sons Ltd.

ノイマン、P.(2017)「テロ組織はどのように資金を調達しているか」『フォーリン・アフェアーズ・レポート』8 月号：80-89.

西垣通（2016）『ビックデータと人口知能』中公新書.

西谷真規子（編著）(2017)『国際規範はどう実現されるか』ミネルヴァ書房.

西田幾多郎(1950)『善の研究』岩波書店.

中川淳司(2008)『経済規制の国際的調和』有斐閣.

中川淳司・清水章雄・平覚・間宮勇(共著）（2008）『国際経済法』有斐閣.

中島真志（2009）『SWIFT のすべて』東洋経済新報社.

中山信弘（編）(2008-a)『政府規制とソフトロー』有斐閣.

----(2008-b)『ソフトローの基礎理論』有斐閣.

----(2009)『市場取引とソフトロー』有斐閣.

----(2010）『知的財産とソフトロー』有斐閣.

日本ナレッジマネジメント学会（編著）(2008)『「型」と「場」のマネジメント』かんき出版.

野口悠紀雄(2014)『仮想通貨革命』ダイヤモンド社.

野村総合研究所 2015 年プロジェクトチーム（2007）『2015 年の日本』東洋経済新報社.

野中郁次郎(1999) 「組織的知識創造の新展開」『Diamond Harvard Business』August-September：38-48.

---- (2017-a) 『知的機動力』中央公論新社.

---- (2017-b)『イノベーションを起こす組織』日経 BP 社.

野中郁次郎・紺野登（共著）(2003)『知識創造の方法論』東京経済新報社.

----（2012）『知識創造経営のプリンシプル』東洋新報社.

野中郁次郎・竹内弘高（共著）梅本勝博（訳）（1996）『知識創造企業』東洋経済新報社.

野中郁次郎・遠山亮子・平田透（共著）（2010）『流れを経営する』東京経済新報社.

野中郁次郎・梅本勝博(共著) (2017)「アメリカ海兵隊の知的機動力」『一橋ビジネスレビュー』AUT 季刊:102-117.

Nexis,L（2004）*Money laundering : business compliance.*UK: LexisNexis UK.

Nilsson, H. G. (1991) “The Council of Europe Laundering Convention: A Recent Example of a Developing International Criminal Law”, *Criminal Law Forum,* 2(3), Spring:419-441.

Noble, R.(1998)”A new Anti-Crime Framework for the world: Merging the objective and subjective models for fighting money laundering, ”*Journal of International Law and Politics,*30(1)(2):79-144.

Nonaka, I. and Konno, N.(2000)”SECI,Ba and Leadership,” *Long Range Planning* 33:5-34.

Nonaka, I.and Voelpel,S.(2006)”Organizational Knowledge Creation Theory: Evolutionary Paths and Future Advances,”*Organization Studies,*27:1179-1208.

Nonaka, I. and Takeuchi, H.（1995）*The Knowledge Creating Company,* New York: Oxford University Press, Inc.

Nonaka, I. R. Toyama. and Hirata,T.(2008) *Managing Flow,* New York: Palgrave Macmillan.

Nye, J.(2004).*Soft Power*. New York: Public Affairs.

Obermayer, B.and Obermayer, F.（2016）*The Panama Papers,*London: A Oneword Book.(=2016.姫田多佳子訳 『パナマ文書』KADOKAWA.)

大矢根聡（編）(2013)『コンストラクティヴィズムの国際関係論』有斐閣ブックス.

Pieth, M (ed).(2012) *Collective Action: Innovative Strategies to Prevent Corruption,* Zurich :Dike Zurich.

Pieth,M.and Aiolfi,G . (2003) "The private sector become active: the Wolfsberg process", *Journal of Financial Crime,* 10(4):359-365.

Polanyi, M.(1966) *The Tacit Dimension,*Chicago:The University of Chicago Press.（=2003. ポランニー、マイケル（著）高橋勇夫『暗黙知の次元』ちくま学芸文庫. ）

Quillen ,J(1991) ”The international Attack on Money laundering: European Initiatives” *Heinonleine :*213-240.

Reuter, P.(2004) *Chasing Dirty Money.Washington,* DC:Institute for International Economics.

----（2006）*Money Laundering,*Chicago:The University Of Chicago.

ストレンジ、スーザン(著）小林襄治（訳）(2007)『カジノ資本主義』岩波現代文庫.

白井真人・渡邊雅之(共著）(2013)『マネー・ローンダリング対策ガイドブック』レクシスネクシス・ジャパン株式会社.

鈴木大拙［1962］(1997) 上田閑照（編）『新編　東洋的な見方』岩波文庫.

鈴木基史(1998)「国際協調と国際レジーム」『総合政策研究』l5:59-85.

鈴木一人(2001)「国際協力体制の歴史的メカニズム」『政策科学』　Feb:8.

齊藤民徒(2005)「「ソフトロー論」の系譜」『法律時報』77(8):106-113.

Sassen,S(1996) Losing Contorol?.N.Y:Columbia University Press.(=1999.サッセン、サスキア(著) 伊豫谷登士翁(訳)『グローバリゼーションの時代』平凡社)

Savona, E.(1997）*Money laundering International Perspective*, Netherland: Harwood Academic Publishers.

Secretariat, C. (2006) *Combating Money Laundering and Terrorist Financing*, London: The Common Secretariat.

Sharman, J.(2011) *The Money Laundering*,Ithaca, N.Y: Cornell University Press.

Slaughter, A.(2004) *A New World Order*, New Jersey :Princeton University

Stessens, G(2000) *Money Laundering: A New International Law Enforcement Model*, Cambridge, UK.

Solingen, E.(2012) *Sanctions, Statecraft, and Nuclear Proliferation*, UK: Cambridge University Press.

Schott, P.(2006) *Reference Guide to Anti-Money laundering and Combating the Financing of Terrorism*, Washington DC:The World Bank.

Strange, S.(1998) *mad money when markets outgrow governments*,USA: The University of Michigan Press.（=2009. ストレンジ、スーザン(著）櫻井公人・櫻井純理・高嶋正晴（訳）『マッド・マネー』岩波現代文庫．)

城祐一郎(2007)『マネー・ローンダリング罪の理論と捜査』立花書房.

遠山亮子・野中郁次郎(共著) (2000)「「よい場」と革新的リーダーシップ」『一橋ビジネスレビュー』SUM-AUT:4-17.

Tsingou, E.(2005) ”Global Governance And Transnational Financial Crime: Opportunities And Tensions In the Global Anti- Money laundering Regime” *CSGR Working Paper 161(05),*UK:Center for the Study of Globalization and Regionalization, University of Warwick.

内田孟男・川原彰（編著）(2004)『グローバル・ガバナンスの理論と政策』中央大学出版部.

梅本勝博(2012)「ナレッジマネジメント：最近の理解と動向」『情報の科学と技術』62(7):276-280.

U. N. O. D. C (2011) *Estimating Illicit Financial Flow Resulting From Drug Trafficking and Other Transnational Organize Crime,*Vienna: UNODC.

Unger, B.(2013) *Research Handbook on Money Laundering*, Gheltenham, UK: Edward Elgar Publishing Limited.

Unger, B.(2007) *The Scale and Impacts of Money Laundering*. Cheltenham, UK: Edward Elger Publishing Inc.

University of Toronto (2014) *Gap Analysis & Stakeholder Engagement Report for the Egmont Group of Financial Intelligence Units,*Toronto: University of Toronto

宇沢弘文(1995)『地球温暖化を考える』岩波新書.

渡邉哲也(2016)『パナマ文書』徳間書店.

Webb, I（2004）”A Survey of Money Laundering Reporting Officers and their Attitudes toward Money Laundering Regulation,” *Journal of Money Laundering Control*,.l7(4):367-375.

Wenger, E. and Snyder, W.(2002) *Cultivating Communities Of Practice,*Boston, Massachusetts: Harvard business School Press.(=2002.ウェンガー、Ｅ．マクダーモット、Ｒ．スナイダー、W，Ｍ．（共著）櫻井祐子（訳）『コミュニティ・オブ・プラクティス』翔泳社．)

横田洋三(2001)『国際機構論』国際書院.

吉川尚宏(2010)『ガラパゴス化する日本』講談社現代新書.

山崎千春・鈴木洋子・中雄大輔(共著)（2016）『マネー・ローンダリング規制の新展開』きんざい.

山田高敬・大矢根聡（編著）（2006）『グローバル社会の国際関係論』有斐閣.

山内由梨佳（2009）「行政化する国際経済犯罪規制について：マネーロンダリング犯罪研究を手がかりとして」『社會科學研究』60(2):42-86 東京大学社会科学研究所.

山本吉宣(2008)『国際レジームとガバナンス』有斐閣.

Yasaka, N.(2017) ”Knowledge management in international cooperation for anti-money laundering.” *Journal of Money Laundering Control*, 20(1):27-34.

Yasaka, N(2017) ”Data mining in anti-money laundering field, ”*Journal of Money Laundering Control*,20(33):301-310.

Young, M(2012) *Regime Interaction in International Law*, Cambridge , UK: Cambridge University Press.

Young, O(1994) *International Governance*, Ithaca ,NY:Cornell University Press.

吉村政穂(2016) 「国際的脱税・租税回避への対抗」『ジュリスト』1496(August):19-23.

付録

付録１．インタビューリスト

ＮＯ	実施日	属性等	所属等	氏名等	テーマ
1	2016/3/7	ACAMS	日本事務局代表	H 氏	ACAMS の活動実態
2	2016/5/11	警視庁	マネーロンダリング対策室	N 室長、S 元室長、S 氏	日本におけるマネーロンダリング対策の実態
3	2017/9/7	前 FATF 事務局長	-	Rick McDononell 氏	FATF40 の勧告
4	2017/9/7	ACAMS	アジア代表	HueDang 氏	ACAMS バーチャル・コミュニティ
5	2017/9/15	元金融庁関係者	監査法人所属	O 氏	FATF 第三次対日審査結果
6	2017/9/20	金融関係者	メガ銀行関連	N 氏	疑わしい取引報告制度のしくみ
7	2017/9/30	元 IAEA 出向者	財団法人	I 氏	国際社会における原子力政策等
8	2017/10/3	金融関係者	メガ銀行関連	K 氏	マネーロンダリング対策の現状
9	2017/10/3	金融関係者	メガ銀行関連	K 氏	パナマ文書に対する評価

付録２　FATF40 の勧告

1990		1996	
NO	小項目	NO	小項目
1	遅滞ない、ウィーン条約の実施と批准	1	麻薬及び向精神薬の不法取引に対する国連条約（ウィーン条約）の批准促進。
2	金融機関の秘密法との競合の認識	2	金融機関秘密法との共存
3	多国間協力の相互法的援助	3	多国間協力と相互法的援助の強化
4	麻薬マネーロンダリングの犯罪化措置	4	前提犯罪の法制化
5	前提犯罪の検討	5	前提犯罪への適用促進
6	マネーロンダリング犯罪の適用範囲	6	法人への刑事責任
7	法人の刑事責任	7	没収および刑事制裁、民事訴訟の手続制定
8	没収、凍結および押収などの金銭的および刑事的罰金および民事訴訟手続	8	勧告10から29は、銀行だけでなく非銀行金融機関へに適用
9	12～29は、非銀行金融機関にも適用	9	勧告10から21を適用の事業者、職業団体への適用拡大
10	各国当局の勧告実施遵守	10	匿名口座、架空名義口座の禁止
11	非銀行金融機関他への網羅性の確保	11	口座開設者の身元確認の励行
12	匿名口座、架空名義口座の排除	12	閉鎖口座の保管手続きの制定
13	口座開設者の身元確認措置	13	新技術や開発技術との競合
14	取引記録の保存保管	14	疑わしい取引への注視
15	疑わしい取引の検知	15	疑わしい取引の報告
16	疑わしい取引の報告	16	疑わしい取引報告の免責事項
17	疑わしい取引の秘匿性	17	疑わしい取引の守秘義務
18	疑わしい取引の扱い(当局報告)	18	疑わしい取引の取り扱い
19	疑わしい取引の扱い（報告せず）	19	マネーロンダリング防止プログラムの策定
20	マネーロンダリング対策プログラムの策定	20	海外拠点の取り扱い
21	非協力国、高リスク国との取引	21	非協力国、高リスク国の取り扱い
22	非協力国、高リスク国内の支店、子会社の注意義務	22	クロスボーダー取引への注視
23	国境域での現金授受の監視強化	23	情報の適切な使用確保と厳重な保護措置
24	国内外のデータベースの構築	24	非現金取引の推奨
25	非現金取引の促進	25	シェル法人の濫用可能性の注視
26	マネーロンダリング防止のための適切なプログラムの確保	26	管轄当局によるマネーロンダリング防止のための適切なプログラムを確保
27	勧告の当局による効果的な実施	27	管轄当局は、現金取り扱い業者への規制強化
28	疑わしい取引のガイドライン策定	28	ガイドラインの策定
29	犯罪者の金融機関への関与の排除	29	犯罪者の関与の阻止の措置
30	現金取引の統計化	30	国際通貨の記録化
31	国際機関との連携	31	国際機関との協力
32	疑わしい取引の情報交換	32	国際情報交換の改善
33	異なる国際国内基準は、平準化	33	二国間または多国間の知識基準の平準化
34	二国間および多国間の協定および協定の促進	34	多国間の協定および取り決めのネットワーク支援
35	国際条約の奨励	35	国際条約を批准し実施奨励
36	各国の適切な管轄当局間の協調調査の奨励	36	適切な管轄当局間の協調調査の奨励
37	刑事上の相互扶助手続、措置の促進	37	刑事上の援助手続の提携
38	凍結し、押収し、没収の迅速な措置の共有。	38	差押え手続と没収手続を調整、取り決めもあるべきである。
39	管轄権の紛争回避措置の実施	39	管轄権の争い回避措置
40	犯罪人引渡し手続きの確保	40	引き渡し手続きの策定

出典：FATF(1991) (1996)[2003] (2010) (2012-c)　JAFIC(2007)(2016) 中川(2008) Gilmore(2011)　を参照

2003		2012	
NO	小項目	新勧告	項目
1	資金洗浄罪	1	リスク評価とリスクベース・アプローチ
2	資金洗浄罪－認識及び法人への刑罰	2	国内関係当局間の協力
3	没収・凍結措置	3	資金洗浄の犯罪化
4	勧告に整合的な守秘義務	4	犯罪収益の没収・保全措置
5	金融機関における顧客管理	5	テロ資金供与の犯罪化
6	外国における重要な公的地位を有する者との取引	6	テロリストの資産凍結
7	コルレス銀行（国際決済のために為替業務代行の契約を結んだ銀行）の業務	7	大量破壊兵器の拡散に関与する者への金融制裁
8	新技術の悪用及び非対面取引	8	非営利団体（NPO）の悪用防止
9	顧客管理措置の第三者依存	9	金融機関の守秘義務
10	本人確認・取引記録の保存義務	10	顧客管理
11	通常でない取引への注意義務	11	本人確認・取引記録の保存義務
12	DNFBP（指定非金融業者及び職業専門家）における顧客管理	12	PEPs（重要な公的地位を有する者）
13	金融機関における疑わしい取引の届出（STR）	13	コルレス契約
14	届出者の保護義務	14	代替的送金サービス
15	内部管理規定の整備義務	15	新技術の悪用防止
16	DNFBPによるSTR	16	電信送金（送金人情報の付記義務）
17	義務の不履行に対する制裁措置	17	顧客管理措置の第三者依存
18	シェルバンク（実態のない銀行）の禁止	18	22金融機関における内部管理規定の整備義務、海外支店・現法への勧告の適用
19	他の報告様式	19	勧告履行に問題がある国・地域への対応
20	他の職業専門家及び安全な取引技術	20	Ⅳ金融機関における資金洗浄、テロに関する疑わしい取引の届出
21	高リスク国への特段の注意	21	届出者の保護義務
22	海外支店・現法への勧告の適用	22	DNFBPにおける顧客管理
23	金融機関に対する監督義務	23	DNFBPによる疑わしい取引の報告義務
24	DNFBPに対する監督義務	24	法人の受益所有者
25	ガイドライン及びフィードバック	25	法的取極の受益所有者
26	FIU	26	金融機関に対する監督義務
27	資金洗浄・テロ資金供与の捜査	27	監督当局の権限の確保
28	関係当局の権限	28	DNFBPに対する監督義務
29	監督当局	29	FIUの設置義務
30	資源、資質、訓練	30	資金洗浄・テロ資金供与の捜査
31	国内関係当局間の協力	31	捜査関係等資料の入手義務
32	統計	32	キャッシュ・クーリエ（現金運搬者）への対応
33	法人－受益所有権者	33	包括的統計の整備
34	法的取極（信託）－受益所有権者	34	ガイドラインの策定義務
35	条約	35	義務の不履行に対する制裁措置
36	法律上の相互援助	36	国連諸文書の批准
37	双罰性	37	Ⅴ法律上の相互援助、国際協力
38	外国からの要請による資産凍結等	38	外国からの要請による資産凍結等
39	犯人引渡	39	犯人引渡
40	国際協力（外国当局との情報交換）	40	国際協力（外国当局との情報交換）
Ⅰ	国連諸文書の批准		
Ⅱ	テロ資金供与の犯罪化		
Ⅲ	テロリストの資産の凍結・没収		
Ⅳ	テロに関するSTR		
Ⅴ	テロ対策に関する国際協力		
Ⅵ	代替的送金システム		
Ⅶ	電信送金のルール		
Ⅷ	非営利団体（NPO）		
Ⅸ	国境における申告及び開示（キャッシュ・クーリエ）		

付録　3

ACAMS 分析用インターネットメール　テーマ一覧(2016/1/1~2016/12/31)

NO	テーマ	メール数
1	KYC CDD Video	33
2	KYC CDD	31
3	Panama Papers	24
4	Iran Sanctions	12
5	PEP Question	12
6	Suspicious payoff - applicant now is applying for another lo an	10
7	Sanctions Compliance	9
8	Bearer Shares	8
9	Fantasy Sports Sites	8
10	Government Benefits	8
11	KYC CDD CHALLENGES	8
12	Banking a individual that has been convicted of Bank Frau d and Money Laundering	7
13	CIP	7
14	CTRs and Occupations	7
15	Simple Math	7
16	Bitcoin Question	6
17	Due Diligence on Private Fund investors	6
18	EDD	6
19	FATF Blocked Countries	6
20	Gas station receiving ACH deps from fuel supplier	6
21	Alipay	5
22	AML 5th Directive	5
23	AML Software	5
24	Beneficial Owner for Trust Accounts	5
25	Beneficial Owners or Joint Owners	5
26	Casino Compliance	5
27	Customer Risk Ratings	5
28	Due Diligence on NGO's	5
29	Family Member of a Former Domestic PEP	5
30	Loan Fraud	5
31	ML through Real estate	5
32	Money Laundering in Investment Banking	5
33	Ukraine Related Sanctions	5
34	What software-tool do you use for transaction monitoring	5
35	AML-CTF	4
36	AML-CTF & Counter Threat Financing	4
37	Cash Deposits from Restaurants	4
38	CDD-KYC Project	4
39	Charlotte ACAMS-KYC	4
40	Check Acceptance for Brokers & Dealers	4
41	Counter Threat Financing	4
42	Identity Activities or KYC	4
43	Is is possible to wire $16MM from a Venezuela Bank to an USA Bank	4
44	KYC for Amish Clients	4
45	Law Enforcement and Banks	4
46	New Accounts	4
47	NGOs	4
48	OFFICE OF THE COMPTROLLER OF THE CURRENCY	4
49	Pending FinCen Rule for RIA's	4
50	Real Estate Lending-KYC-AML	4
51	Resource Tools	4
52	RISK RATING	4
53	Risk Rating Foreign entities	4
54	Structuring	4
55	Suspicious Activity Scenario	4
56	The International Journal of Drug Policy	4
57	Three Lines of Defense	4
58	ARTICLES OF INCORPORATION	3
59	Banking US Citizens Living in Greece	3
60	Book Release - The Money Laundering & Financing of Terrorism Eco-system	3
61	BSA-AML Program Continuity Procedures	3
62	Criminal record check USA	3
63	EB-5 VISA Program	3
64	Enhanced Due Diligence-What Type of Business or Entities sho uld be considered Higher-Risk in our Risk Assessment	3
65	FinCEN 314A	3
66	Informing the client about his-her PEP status	3
67	Negative media and termination pf business	3
68	PEPs	3
69	Sanctions Filtering Requirements	3
70	Sanctions- IRAN	3
71	Scale KYC - CDD	3
72	US Person definition in current scenerio of Partial lifting of I ran sanctions	3
73	Wires not requiring matching account name and account num ber but are processed	3

NO	テーマ	メール数
74	AML Risk Assessment Matrix	2
75	BENEFICIARIES - Question	2
76	Catch up	2
77	CIP-CDD Collection	2
78	Currency restrictions by country	2
79	CUSTOMER OBJECT TO KYC	2
80	DD for Canadian Charity	2
81	Doing Business in the Dominican Republic	2
82	EU Action Plan for strengthening the fight against terror ist financing	2
83	FALSE POSITIVE- OFAC	2
84	FATCA	2
85	Film Forum	2
86	FINCEN- PANAMA PAPERS	2
87	FinCEN Proposes AML Programs for Banks with No Federal Functiona l Regulator	2
88	G7 leaders pledge action on terrorism, refugees, slow growth	2
89	How do you handle AML breaches committed by your employees	2
90	Infiltrator Movie	2
91	Info-Intel Source	2
92	Intel-Info Source	2
93	Interagency Guidance on CIP Requirements to Holders of Prepaid C ards	2
94	Internationa sanctions on Iran	2
95	KYC - CDD - EDD Within Casinos	2
96	KYC-CDD Course	2
97	KYC-CDD ON COMMERCIAL CUSTOMERS	2
98	Money Laundering layering techniques	2
99	New ML Technique	2
100	NYC ID Card	2
101	P2P Mobile Payments	2
102	Public-Private Information Sharing	2
103	Sanctions Policy	2
104	The Wolfsberg Group for Panama Bank	2
105	TRANSACTION MONITORING	2
106	Useful KYC-CDD Links and Resources	2
107	A Report on Beneficial Ownership Information	1
108	Accepting Euros Into a Brokerage Account	1
109	AMLC	1
110	Bank sponsorship	1
111	Banking a individual that has been convicted of Bank Fraud an d Money Laundering	1
112	BEYOND GOOGLE	1
113	Bitcoin	1
114	Career Advice	1
115	Casinos' Commitment to AML Compliance	1
116	CDD-KYC certificate	1
117	Changes on Cuban regulations and embargo	1
118	Charity-Foundation	1
119	Civil Monetary Penalty Adjustment	1
120	Cross Wash Sales	1
121	Cuba Sanctions	1
122	CUSTOMER PROFILE FORMAT	1
123	Daily Fantasy Sports	1
124	diligence- RBA on video for certificate	1
125	DISCLOSING BENEFICIAL OWNERS	1
126	Doing Business in the Dominican Republic02	1
127	Due Diligence - Financial Statements	1
128	Due Dilligence	1
129	Enhanced Competency Framework for Banking Practitioners	1
130	FAQs on Prepaid Access	1
131	FATF Publishes Mutual Evaluation of the U	1
132	FDIC Publishes Supervisory Insight on Corporate Guidance	1
133	FinCEN Director Speaks at the ACAMS AML and Financial Crimes Con ference	1
134	FinCEN Issued AML Guidance to MSBs	1
135	FinCEN SAR Stats	1
136	Frequently Asked QuestionsCDD Requirements for Financial Instit utions	1
137	Funding Exposure	1
138	Geographic Targeting Orders	1
139	Gun Trusts	1
140	High Profile Client In The Wealth Management Department	1
141	Identification of Interconnected checking accounts at Banks	1
142	Incomplete Payer Information	1
143	Info Source	1
144	Jennifer Shasky Calvery Leaving Her Position as FinCEN Director	1
145	KYC on structure change	1
146	KYC-CDD for Casino Wire Transfers	1

NO	テーマ	メール数
147	LITIGATIONS -SOURCE OF CORROBORATION	1
148	Marijuana Limited and Termination SARs	1
149	Miami Real Estate GTO	1
150	Money Laundering in Low Priced Securities and various scenarios	1
151	MSB Examinations in California	1
152	Nashvile ACAMS Chapter	1
153	Negative News on Public Companies	1
154	New Client Identification Requirements in Canada	1
155	New Sanctions	1
156	Nutraceutical Scams-Fraud Methods	1
157	OCC's White Paper on Responsible Innovation	1
158	OFAC RELEASE Joint Comprehensive Plan Of Action-Iran related De signation Listings Removals	1
159	PAC Procedures	1
160	PEP List	1
161	Possible Match - Panama Paper Leak	1
162	Proactive Risk Manager (PRM)	1
163	REDUCING COST OF AML	1
164	Regarding establishing a Informations ystem for Linked accounts	1
165	Remove, Unsubscribe	1
166	RESULTS	1
167	Sanactions	1
168	Sanctions Lists urls	1
169	Sectoral Sanctions Russia	1
170	SWIFT Fraud	1
171	TERMINATING A CUSTOMER RELATIONSHIP	1
172	Termination of Emergency With Respect to the Actions and Polic ies of the Government of Burma	1
173	Terrorism & Threat Financing	1
174	The FBI's Money Laundering Investigations	1
175	The Treasury's new CDD rule	1
176	Trust compliance	1
177	US Sanctions against Iran lifted after compliance with Nuclear D eal	1
178	video	1
179	WebShield pro and cons	1
180	WELLS FARGO	1
181	What are the conditons which require CIP in the case of cash tra nsaction in your country	1
182	World-Check vs C6 Intelligence	1
183	タイトル無	9
	合計	582

謝辞

本論文を執筆にあたって、多くの方々に指導、ご協力をいただきました。

まず、北陸先端科学技術大学院大学知識科学研究科 梅本勝博名誉教授には、教授在任中、そして退官後も 3 年間の長きにわたり、熱血指導を賜りました。心より感謝申し上げます。

論文の審査にあたりまして、外部審査員の金沢大学平田透名誉教授、内部審査員の神田陽治教授、吉田武稔教授、白肌邦生准教授、主査を務めてくださいました伊藤信泰准教授には、貴重なアドバイスをいただきました。改めてお礼申し上げます。今後は、JAIST で培った「知」を活用し、社会に貢献して参る所存です。

論文執筆に挫折しそうになった際に、励ましをいただいた金沢大学鹿島正裕名誉教授、業務と学業の両立にご理解をいただき、力強く後押ししてくださった元上司の馬場洋氏、学究への道筋と学びの深遠さを覚醒させる機会を与えていただいた金沢大学佐無田光教授には、心より感謝申し上げます。

最後に、論文執筆に 9 年間を費やしたにもかかわらず暖かく見守ってくれた妻 、息子、娘たちには、感謝の意を表します。ありがとうございました。